

平成17年5月

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

厚生労働省食品安全部

I ポジティブリスト制度の導入

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）により、食品に残留する農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、いわゆるポジティブリスト制度（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）を導入することとしており、公布の日（平成15年5月30日）から起算して3年（平成18年5月29日）を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

このため、以下の3点につき、遅くとも平成18年5月までに措置することが必要である。

- (1) 一部改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれがない量」（以下「一律基準」という。）を定めること。
- (2) 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）を定めること。
- (3) 国民の健康の保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図るため、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬等の当該食品に残留する量の限度（以下「暫定基準」という。）を定めること。

ポジティブリスト制度の導入に向けては、平成15年6月から薬事・食品衛生審議会等において検討を行ってきており、平成15年10月に暫定基準（第1次案）を公表するとともに、平成16年8月に一律基準（案）、対象外物質（案）及び暫定基準（第2次案）を公表し、国内外からの意見を募集したところである。

Ⅱ 内閣府食品安全委員会における調査審議

内閣府食品安全委員会において、平成17年4月14日及び同月21日、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号の規定に基づき食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する調査審議が行われ、同月28日、厚生労働大臣に対し、暫定基準を設定する物資の再点検やリスク評価計画の策定など食品の安全性確保に関する観点から留意すべきと考える事項について、別添のとおり意見具申が行われた。

厚生労働省においては、平成15年6月以降検討してきた薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の審議や内閣府食品安全委員会の意見に基づき必要な検討を行い、今般、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し設定等が必要な一律基準、対象外物質及び暫定基準について、最終案を作成した。

Ⅲ 最終案の概要

1. 一律基準の設定

国内外において使用される農薬等は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されており、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなる。

このような一律基準について、FAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）による香料の評価や米国医薬食品庁（FDA）による間接添加物の評価に際し用いられている『許容される暴露量』や国内又はFAO/WHO残留農薬専門家会議（JMPR）若しくはJECFAでこれまでに評価された農薬及び動物用医薬品の『許容一日摂取量（ADI）』等を考慮すると、許容量の目安として $1.5\mu\text{g/day}$ を用いることが妥当であると考えられる。

我が国の国民の食品摂取量を踏まえ、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が上記の目安である $1.5\mu\text{g/day}$ を超えることがないように、一律基準として0.01ppmを定めることとする。平成17年1月、農薬のポジティブリスト制度を導入することとしている欧州連合が一律基準として0.01ppmと決定したことなどからみても、この設定は一定の合理性を有するものと考えられる。

なお、JECFA等によるADIが極めて小さいものや地方公共団体等による監視指導に際し用いられる分析法の定量限界が0.01ppmを超えるものについては、暫定基準として、前者には「不検出」という基準を定めるとともに、後者には各分析法の定量限界に相当すると考えられる値を定めることとする。

2. 対象外物質の指定

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものである。

対象外物質として、国内でのこれまでの評価、JECFAやJMPRによる評価、我が国の農薬取締法（昭和23年法律第82号）等における取扱い、JECFA等で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国や地域における取扱いなどを参考に、以下の内容のものを定めることとする。

- (1) 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条の規定に基づく食品健康影響評価により、ADIの設定が不要とされた農薬等
- (2) 農薬取締法に規定する特定農薬
- (3) 一般に使用されている農薬等のうち、その残留の程度等により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの（(1) 及び (2) を除く。）

3. 暫定基準の設定

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき設定されている農薬等の残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬等の登録保留基準などを網羅していないことから、国民の健康保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点から、現時点で残留基準が設定されていない農薬等について、コーデックス基準などを参考に暫定的な基準を定めることとする。

暫定基準は、

- (1) 国際基準であるコーデックス基準、
 - (2) 農薬取締法に基づく登録保留基準、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界等又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物の指定時の定量限界等、
 - (3) JMPRやJECFAにおける科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国又は地域の基準（具体的には米国、EU、豪、NZ及びカナダの5カ国）、
- を参考に定めることとする。

遺伝毒性のある発がん物質及び国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等（内閣府食品安全委員会に安全性試験成績等の提出をもって優先的に食品健康影響評価を依頼することとしたものは除く。）については、「不検出」という暫定基準を定めることとする。また、抗生物質及び合成抗菌性物質の取扱い、食品に自然に含まれる物質の取扱い、食品添加物規制との整合性等についても整理することとする。

これらの暫定基準は、食品衛生法第11条第1項に規定する食品の成分に係る規格として、一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定と同時に適用させることとする。

なお、食品衛生法第11条第1項に規定する食品の成分に係る規格として既に定めている残留基準は、原則として改正等を行わないこととする。

【参考】

薬事・食品衛生審議会等におけるこれまでの審議経過等及び今後の予定については、以下のとおりである。

＜薬事・食品衛生審議会等におけるこれまでの審議経過等＞

- 平成15年 5月 食品衛生法等の一部を改正する法律公布
- 平成15年 6月 ポジティブリスト制の導入について審議開始
- 平成15年10月 暫定基準（第一次案）を公表、意見募集（3ヶ月間）
- 平成16年 4月 寄せられた意見を踏まえ、暫定基準（第二次案）に向けて審議開始
- 平成16年 8月 暫定基準（第二次案）、一律基準値（案）及び対象外物質（案）を公表、意見募集（3ヶ月間）
- 平成17年 1月 寄せられた意見を踏まえ、最終案に向けて審議開始
- 平成17年4月14日及び21日 食品安全委員会の調査審議
- 平成17年4月28日 食品安全委員会から厚生労働大臣に対する意見具申

＜今後の予定＞

- 平成17年5月末 薬事・食品衛生審議会農薬動物用医薬品部会における審議
内閣府食品安全委員会における調査審議
パブリックコメント及びWTO 通報
- 平成17年8月及び9月 内閣府食品安全委員会の調査審議
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への諮問
- 平成17年11月末 厚生労働省告示（周知期間として約6ヶ月間）
- 平成18年5月末（※） ポジティブリスト制度の施行
（※）食品衛生法等の一部を改正する法律の公布日（平成15年5月30日）から起算して3年（平成18年5月29日）を超えない範囲内において政令で定める日

(別添)



府食第450号

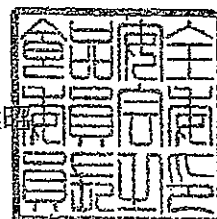
平成17年4月28日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅博



食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について調査審議した結果、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、別添のとおり、貴大臣に対し、意見を述べるものである。

(別添)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し、食品安全委員会としては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えるので、今後、貴省におかれては、当該施策の推進に当たって、これらの事項に留意しつつ、食品の安全性の確保が図られるよう期待する。

- 1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）を設定すべき物質について再点検すること。

その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日摂取許容量（ADI）を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除等を含めて慎重に検討すること。

- 2 暫定基準については、当該制度の導入後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定し、当委員会の了承を得ること。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質については、指定される物質ごとにその根拠を明確化すること。
- 4 暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況等の把握に努めるとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に努めること。

- 5 当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。
- 6 今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について
(最終案)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入にあたっては、食品衛生法（昭和23年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき残留基準（暫定基準を含む。）を定めるとともに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」及び「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」を定める必要がある。

このうち暫定基準について、その設定に関する考え方をとりまとめる。

【参考】食品衛生法第11条第3項（未施行）

①農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として②飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第2条第1項に規定する③医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、④人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、⑤人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する⑥食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、⑦当該物質の当該食品に残留する量の限度について第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

①～③：ポジティブリスト制度の対象物質（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）

④：ポジティブリスト制度の対象外物質 ⑤：ポジティブリスト制度の一律基準

⑥：対象（食品（加工食品を含む。）） ⑦：ポジティブリスト制度の残留基準（暫定基準を含む。）

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の残留基準の設定にあたっては、従来から国民の健康保護を最優先とするものであることから、ポジティブリスト制度の導入に際してもこれを原則とする。一方、同制度が導入されると、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則禁止されることとなるが、食品衛生法に基づき現在設定されている農薬等の残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬の登録保留基準などを十分に網羅していないことから、このままではポジティブリスト制度の円滑な導入が阻害されることも想定される。これらのことから、食品に残留する農薬等のうち、現時点で残留基準が設定されていない

ものについて、健康保護の観点から科学的な評価に基づき設定されるコーデックス基準などを参考に、暫定的な基準（以下「暫定基準」という。）を設定することとする。

1 暫定基準の法的根拠及び適用

暫定基準は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品の成分に係る規格として、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行日（「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布日から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日）と同時に適用させる。また、適用にあたっては、告示後、一定の周知期間（6ヶ月間程度を想定）を設ける。また、暫定基準の対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討している。

2 暫定基準案の設定

暫定基準は、次の方法により設定する。

なお、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際して、食品衛生法第11条第1項に規定する食品の成分に係る規格として既に「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）に定められている残留基準（以下「現行基準」という。）については、原則として改正等を行わない。

（1）一般規則の設定

食品に残留する農薬等のポジティブリスト制度の導入に際して、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、次の内容の趣旨を含む一般規則を設ける。

① 抗生物質及び合成抗菌剤の取扱い

現在の抗生物質及び合成抗菌剤に関する食品の規格基準の規定（個別に規定されたものを除き、「食品は、抗生物質を含有してはならない。」あるいは「食肉、食鳥卵及び魚介類は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」）はそのまま残すこととするが、対象食品の範囲については整合性を図ることとする。

② ADI の設定ができない農薬等の取扱い

発がん性等の理由により ADI を設定できないものについては、従来から農作物に対する基準を「不検出」としていることから、新たに設定する他の食品に対する基準も「不検出」とすることとする。

また、国際機関で ADI が設定できないと評価されている物質（食品安全委員会に安全性試験成績等の提出をもって優先的に食品健康影響評価を依頼することとしたものは除く。）についても、「不検出」という暫定基準を設定することとする。

さらに、国際機関において ADI が $0.03 \mu\text{g/kg/day}$ 未満であるとされた農薬等（クレンプテロール、デキサメサゾン及び酢酸トレンボロン）又は既に「不検出」という残留基準が設定されている農薬等についても、残留基準が設定されていない農作物等に関し、農作物又は畜水産物毎に「不検出」という暫定基準を設定することとする。

なお、当該農薬等の試験法及びその限度については、告示により定めることとする。

③ 現行基準及び暫定基準を設定する農薬等の取扱い

現行基準及び暫定基準を定める農薬等について、食品分類ごとに定める量の限度を超えて残留してならないこととする。また、残留基準への適合性については、暫定基準の表の脚注等により規制の対象であることが明示されている代謝物等を除き、残留基準に記載されている化合物によって判断することとする。

④ 食品に自然に含まれる物質の取扱い

農薬等に該当するものであって食品に残留する成分が、環境中にも一般的に存在し、いわゆる天然の食品にも存在する場合には、残留基準への適合性を自然に含まれる量を基に判断することとする。

⑤ 加工食品に係る基準設定

国際基準であるコーデックスにおいて基準を設けているものは、暫定基準を設定することとする。

⑥ 加工食品の取扱い（⑤以外のケース）

加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

なお、乾燥等の加工を行った食品に関する具体的な監視指導にあたっては、水分含量をもとに試算した値によって原材料における違反の蓋然性を推定するなど、効率的な手法を用いることとする。

⑦ 食品添加物規制との整合性

農薬等に該当するものであって、かつ、添加物規制の対象となるものについては、暫定基準を設定する対象としないこととする。

⑧ 基準適合性の判定

基準適合性を判定する場合、実験値を基準値より1けた多く求め、多く求めた1けたについて四捨五入し基準値と比較することとする。

(2) 暫定基準の設定の考え方

暫定基準は、①国際基準であるコーデックス基準、②国内の農薬取締法に基づく登録保留基準（動物用医薬品にあつては、薬事法に基づく承認時の定量限界等、飼料添加物にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定時の定量限界等）のほか、③JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)及びJECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国（米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドの5ヶ国（地域）（平成15年4月11日に開催された食品輸入円滑化推進会議において在京各国大使館へ通知し協力の申し出があった国））の

基準を参考に、次の考え方に基づき暫定基準を設定する（別添の図のフローチャートを参考）。

- （ア） 我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本とする。
- （イ） 次に、コーデックス基準がない場合であって、農薬の登録保留基準など我が国で設定された基準がある場合にはこれを採用することを基本とする。これらの基準は、我が国の環境省や農林水産省において農薬の登録等に当たって用いられてきたものであって、毒性試験結果や残留試験結果等に基づき科学的に設定されたものと考えている。このことから、これらの基準を採用することは、科学的にも適当なものであって、かつ、国際的な基準設定方法にも合致しているものと考えている。
- （ウ） コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、外国基準を参考にすることとする。その際、複数の国の基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、WTOの中でいずれの基準も有効なものとして取り扱われていることなどから、その平均値を採用することとする。
- （エ） その上で、コーデックス基準を採用した場合には国内産品について、わが国で設定した基準を採用した場合には輸入品について、生産・流通や農薬の使用実態等を勘案する必要がある場合は、それぞれ、国内基準、外国基準又は提出された作物残留試験成績に基づく基準を採用することとする。具体的には、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、トウモロコシ、大豆等については、必要に応じ、外国基準を基本とする。

（3）暫定基準の設定に係る留意事項

① 食品分類ごとの基準の整合性について

穀類、あぶらな科野菜等の食品分類ごとに、個々の基準の整合性を考慮する。分類ごとで整合性を図ったものを「類型6-1」として示す。

② 残留する代謝物等が同一の場合の取扱いについて

農薬等の成分が異なるものの、残留する代謝物又は分解物が同一であるものについては、当該代謝物又は分解物ごとに基準を作成することとする。また、農薬等の成分が異なるものの分析対象となる物質が同一とならざるを得ないものについては、その分析対象物ごとに基準を作成することとする。残留する代謝物等によって整合性を図ったものを「類型6-2」として示す。

例：アセフェート、メタミドホス（殺虫剤）

③ 筋肉、脂肪など一部の組織又は臓器にのみ基準が設定されている動物に関し、

基準が設定されている組織又は臓器以外の組織又は臓器については、①動物用医薬品は動物に対して投与が認められているもの等であって、一部の組織又は臓器に残留するとすれば、その程度の違いはあっても他の組織又は臓器にも残留することが考えられること、②米国等においては「標的臓器」のみによる検査体制が取られており、すべての組織又は臓器に基準が設定されているわけではないことから、原則として、同一動物で基準が設定されている組織又は臓器のうち最も低い基準を、同じ区分で基準が設定されていない組織又は臓器の基準として設定する。このような取扱いを行ったものを「類型６－３」として示す。

- ④ 地方公共団体等における監視指導のために開発している分析法の状況を考慮し、一律基準案(0.01ppm)までの分析が困難と考えられる農薬等にあつては、基準が設定されていない農作物等に関し、農作物及び畜水産物の別に、それぞれの定量限界に相当すると考えられる値をもって暫定基準を設定する。このような取扱いを行ったものを「類型６－４」として示す。
- ⑤ 一律基準案(0.01ppm)未満の基準が一部の農作物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農作物等以外のものに関し、当該農薬等に既に設定されている最小の基準をもって暫定基準とする。このような取扱いを行ったものを、２(１)②の第３段落に示すものも含め、「類型６－５」として示す。
- ⑥ 農水省などから提出された作物残留試験成績の結果に基づき暫定基準を設定するもの又は類型６－３の適用にあたり残留が想定される組織若しくは臓器に配慮したもの等を「類型６－６」として示す。

(４) 暫定基準の設定に係るその他の留意事項

① 外国基準の採用

ア. 複数の外国基準を参考とする場合には、その平均値を用いる。

例：

分類	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z
オレンジ	3.3→3	海外				1		6	3	
はくさい	0.036→0.04	海外				0.02	0.04		0.05	

イ. 外国基準のうち検出限界値をもって基準を設定しているもののうち、我が国において毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）に定める特定毒物に該当するもので、国内外において農薬等の使用状況が認められないものは、暫定基準を設定しない。

ウ. 米国における病害虫の発生等に伴う農薬の緊急時使用にあつては、米国環境保護局（EPA）においてリスク評価が行われ承認されることから、既に使用が承認され基準が設定されているものについては、それらの基準を参考に暫

定基準を設定する。

② 有効数字

FAO ガイドラインに従い、原則として有効数字は1桁とする。ただし、コーデックス基準については例外とし、また、基準値案が100ppm 以上の場合にあつては、有効数字を2桁とする。

③ ミネラルウォーター類については、コーデックス基準においてWHO飲料水ガイドラインが採用されていることから、同ガイドラインに定められる基準に基づき、暫定基準を設定する。なお、加工食品（個別に基準が設定されたものを除く。）に残留する農薬等の暫定基準への適否性を判断するに際し、その製造原材料として用いられる水に残留する農薬等の程度を勘案する場合には、同ガイドラインに定められる基準を参考にするものとする。

④ 茶に関して設定する残留基準について、我が国の試験法において抽出方法が熱湯によるものと有機溶媒によるものがあることから、参考とした基準が熱湯による抽出法の試験法の場合、暫定基準案においても同様の試験法とし、その旨を特記する。

⑤ 収穫後使用される防かび剤については、食品衛生法上添加物に該当することから、食品衛生法に基づき定められた添加物としての使用基準における最大残存量をもって暫定基準とする。ただし、既に残留基準が設定されているものは除く。

⑥ 農薬として使用される抗生物質のうち農薬等として登録されているものにあつては、農薬取締法に基づく登録時のデータに基づき使用基準等が設定されているものであり、食品衛生法上の「含有してはならない」という規定趣旨も踏まえ使用されてきたものであるが、国民の健康保護がより図られるよう農薬毎の規制を徹底する観点から、農薬の登録時に用いた検出限界等を参考とし具体的な数値をもって暫定基準を設定する。

⑦ 現行基準のみの農薬等（暫定基準（案）を示さなかった農薬等）については、別添に示す。

3. 基準設定対象食品分類について

(1) 摂取量が多い農作物、スパイス及びハーブについては、新たに独立して分類を設けるものとする。これらの基準については、食品分類の再構築に伴い基準を設定するものであるので、現行の分類において適用又は適用を想定していた基準をもって暫定基準とする。

① 「上記以外の○○○」の中から比較的摂取量が多い作物（1日摂取量が1g 以上のもの）であつて、コーデックスにおいて分類があるものについては、分類として独立させる。なお、分類の追加については、ポジティブリスト制度の施行に合わせる。

[追加分類(摂取量)]	[従来の分類(変更後の摂取量)]
チンゲンサイ (1.37g)	上記以外のあぶらな科野菜 (3.7g→2.3g)
にら (1.74g)	上記以外のゆり科野菜 (2.5g→0.8g)
たけのこ (2.05g)	上記以外の野菜 (13.3g→11.3g)

- ② コーデックスにおける定義を参考に、「スパイス」及び「ハーブ」の定義並びにそれらの対象範囲を定め、「香辛料」「スパイス」及び「ハーブ」のうち、既に独立して分類されているもの以外のものについて、新たに食品分類として「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」を設ける方向で検討する。

- (2) 畜水産食品の分類についても、国民栄養調査結果で1日摂取量が1g以下の動物種については整理し、以下のとおりとする。

牛の筋肉	鶏の筋肉
豚の筋肉	その他の家禽の筋肉
その他の陸棲哺乳類の筋肉	鶏の脂肪
牛の脂肪	その他の家禽の脂肪
豚の脂肪	鶏の肝臓
その他の陸棲哺乳類の脂肪	その他の家禽の肝臓
牛の肝臓	鶏の腎臓
豚の肝臓	その他の家禽の腎臓
その他の陸棲哺乳類の肝臓	鶏の食用部分*
牛の腎臓	その他の家禽の食用部分*
豚の腎臓	家禽の卵
その他の陸棲哺乳類の腎臓	サケ目魚類
牛の食用部分*	ウナギ目魚類
豚の食用部分*	スズキ目魚類
その他の陸棲哺乳類の食用部分*	その他の魚類
乳	十脚目甲殻類
	その他の甲殻類
	貝類
	その他の魚介類
	その他の動物
	はちみつ

*) 食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分

4 暫定基準の見直し等

- (1) 今回設定する暫定基準については、ポジティブリスト制度施行後、5年程度ごとに参考とした基準の変更に伴う見直しを行う。
- (2) マーケットバスケット調査による農業摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に

基づいて残留基準の見直しを行うこととする。また、暫定基準を設定する農薬等のうち、国際機関でADIが設定できないと評価されているものや国内外の安全性に係る新たな情報がもたらされたものについては、資料を収集し、優先的に食品健康影響評価を依頼し、その結果を踏まえ、暫定基準の見直しを行う。

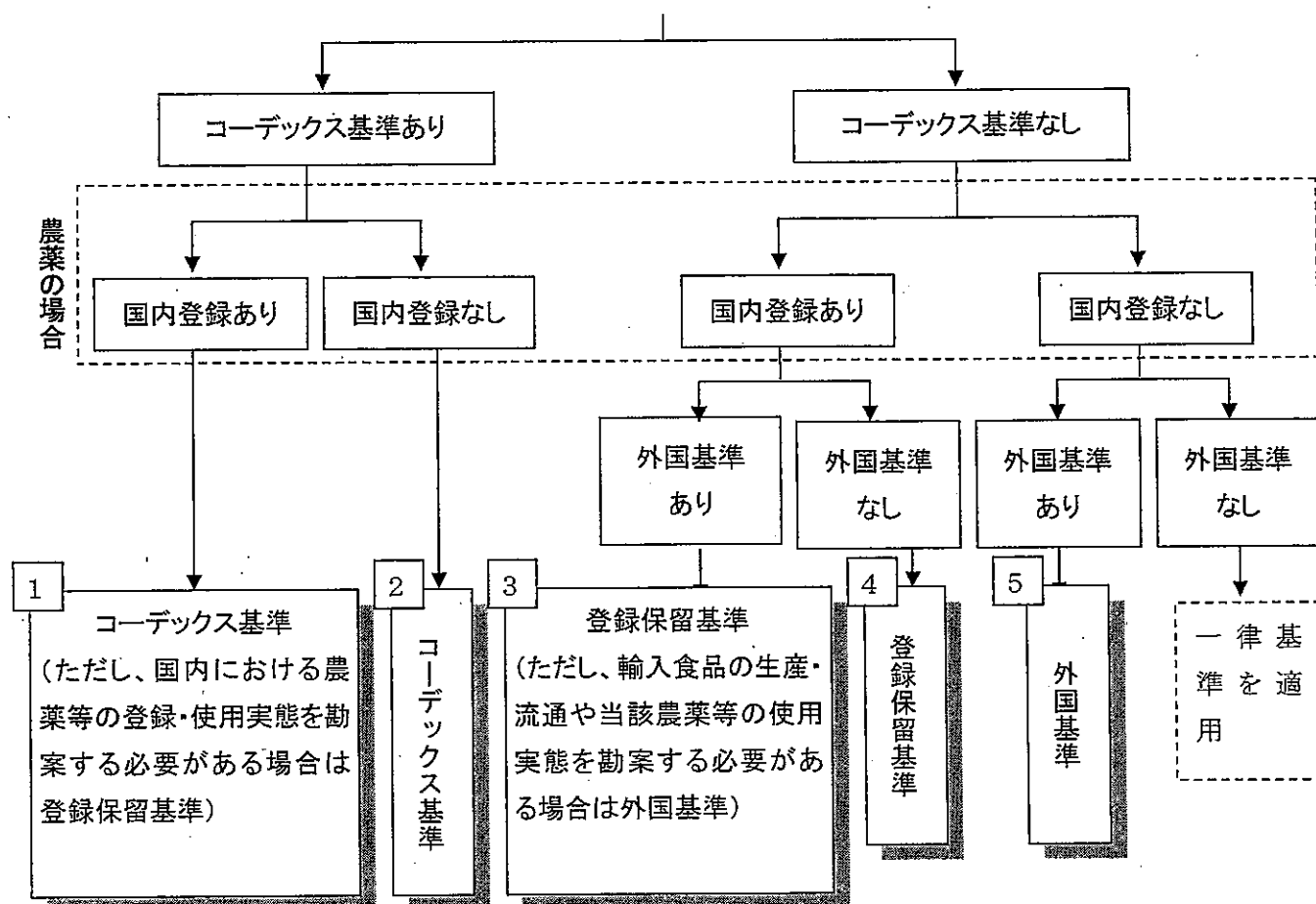
- (3) 「国外で使用される農薬等に係る残留農薬基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月25日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に示すガイドラインにより、毒性等に関する資料を提出し、農薬等の残留基準設定・改正を要請することができる。

5 その他

暫定基準に関する分析法については、平成16年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとする。また、ポジティブリスト制度施行後においても、感度が高く、かつ効率的な分析法になるよう引き続き検討するとともに、その検討結果を暫定基準の全体の見直しの中で反映させていくこととする。

図 暫定基準案の設定

農薬、動物用医薬品及び飼料添加物



※登録保留基準：農薬取締法に基づく登録申請の際に登録の可否を判断する基準

※外国基準：JMPR等科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定している諸外国(米、EU、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ)の基準

※ ：暫定基準として採用する基準

上記の判断樹に加え、暫定基準設定にあたって留意した事項(前述の2(3)の各事項)を類型6-1~6-6とした。

(類型)

- 1-1 コーデックス基準と登録保留基準があり、コーデックス基準を採用したもの
- 1-2 コーデックス基準と登録保留基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 1-3 コーデックス基準と登録保留基準があり、作物残留試験に基づく基準を設定したもの
- 2 コーデックス基準を採用したもの
- 3-1 登録保留基準と外国基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 3-2 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用したもの
- 4 登録保留基準を採用したもの
- 5 外国基準を採用したもの
- 6-1 食品分類ごとの残留基準の整合性に配慮したもの

- 6-2 代謝物等、関連物質間の残留基準の整合性に配慮したもの
- 6-3 同一動物の当該組織又は臓器以外の基準設定組織又は臓器の残留基準を参考としたもの
- 6-4 一律基準案(0.01ppm)までの分析が困難と考えられたため、分析法の定量限界に相当すると考えられる値をもって暫定基準を設定したもの
- 6-5 一律基準案(0.01ppm)未満の残留基準が一部の農作物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって暫定基準を設定したもの
- 6-6 その他（試験成績等に基づくもの、6-3の適用にあたり残留が想定される組織又は臓器に配慮したもの等）

類型6-4に該当する基準を含む農薬等一覧 (95農薬等)

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)
3	1-ナフタレン酢酸	1-NAPHTHALENEACETIC ACID	0.1	—
5	2,2-DPA	2,2-DPA	0.05	—
11	4-クロルフェノキシ酢酸	4-CPA	0.02	—
12	DBEDC	DBEDC	0.5	—
18	Sec-ブチルアミン	Sec-BUTYLAMINE	0.1	—
26	アザペロン	AZAPERONE	—	0.03
31	アシュラム	ASULAM	0.02	—
34	アセキノシル	ACEQUINOCYL	0.02	—
38	アゾキシストロビン	AZOXYSTROBIN	0.02	—
58	アロキシジム	ALLOXYDIM	0.1	—
61	イオドスルフロンメチル	IODOSULFURON METHYL	0.02	—
63	イソウロン	ISOURON	0.02	—
73	イプロジオン	IPRODIONE	0.05	—
83	イマゼタピルアンモニウム塩	IMAZETHAPYR AMMONIUM	0.05	—
86	イミノクタジン	IMINOCTADINE	0.02	—
93	エチクロゼート	ETHYCHLOZATE	0.05	—
97	エトキシキン	ETHOXYQUIN	0.05	—
128	オキシベンダゾール	OXIBENDAZOLE	—	0.03
163	グリカルピラミド	GLYCALPYRAMIDE	—	0.03
173	クロジナホッププロパルギル	CLODINAFOF-PROPARGYL	0.02	—
180	クロフェンテジン	CLOFENTEZINE	0.02	—
190	クロルスロン	CLORSULON	—	0.02
199	クロルフルアズロン	CHLORFLUAZURON	0.05	—
218	酸化フェンブタズ	FENBUTATIN OXIDE	0.05	—
224	ジアフェンチウロン	DIAFENTHIURON	0.02	—
226	シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	1	—
227	ジウロン	DIURON	0.02	—
235	シクロキシジム	CYCLOXYDIM	0.05	—
241	シクロプロトリン	CYCLOPROTHRIN	0.02	—
254	ジチオカルバメート	DITHIOCARBAMATES	0.02	—
269	ジフェンゾコート	DIFENZOQUAT	0.05	—
272	シフルトリン	CYFLUTHRIN	0.02	—
275	ジフルフェンゾピル	DIFLUFENZOPYR	0.05	—
276	ジフルベンズロン	DIFLUBENZURON	0.05	—
281	ジベレリン	GIBBERELLIN	0.02	—

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)
287	ジメチピン	DIMETHIPIN	0.04	—
293	シモキサニル	CYMOXANIL	0.05	—
296	シラフルオフエン	SILAFLUOFEN	0.05	—
297	シロマジン	CYROMAZINE	0.02	—
325	スルフエントラゾン	SULFENTRAZONE	0.05	—
350	チアベンダゾール	THIABENDAZOLE	—	0.02
371	テブチウロン	TEBUTHIURON	0.02	—
374	テブラロキシジム	TEPRALOXYDIM	0.05	—
376	テフルベンズロン	TEFLUBENZURON	0.02	—
377	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	0.05	—
393	トリクロピル	TRICLOPYR	0.03	—
398	トリネキサパックエチル	TRINEXAPAC-ETHYL	0.02	—
401	トリフルミゾール	TRIFLUMIZOLE	0.05	—
402	トリフルムロン	TRIFLUMURON	0.02	—
429	ニテンピラム	NITENPYRAM	0.03	—
437	ノバルロン	NOVALURON	0.02	—
448	バミドチオン	VAMIDOTHION	0.02	—
458	ハロスルフロンメチル	HALOSULFURON METHYL	0.02	—
469	ヒドロキシノニルフェニル硫酸銅	COPPER (HYDOROXYNONYLPHENYL)SULPHONATE	0.04	—
474	ピペラジン	PIPERAZINE	—	0.05
477	ヒメキサゾール	HYMEXAZOL	0.02	—
483	ピラゾリネート	PYRAZOLYNATE	0.02	—
497	ピレトリン	PYRETHRINS	0.05	—
501	ファミフル	FAMPHUR	—	0.02
511	フェノトリン	PHENOTHRIN	0.02	—
517	フェンチン	FENTIN	0.02	—
520	フェンピロキシメート	FENPYROXIMATE	0.02	—
537	フラザスルフロン	FLAZASULFURON	0.02	—
538	ブラジクアンテル	PRAZICQUANTEL	—	0.02
549	フルオメツロン	FLUOMETURON	0.02	—
550	フルオルイミド	FLUOROIMIDE	0.04	—
563	フルフェノクスロン	FLUFENOXURON	0.02	—
590	プロヘキサジオンカルシウム塩	PROHEXADIONE-CALCIUM	0.02	—
592	プロベナゾール	PROBENAZOLE	0.03	—
610	ヘキサフルムロン	HEXAFLUMURON	0.02	—

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)
621	ペンシクロン	PENCYCURON	0.1	—
622	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	BENZYLADENINE(BENZYLAMINOPRIN)	0.02	—
624	ベンスリド	BENSULIDE	0.03	—
625	ベンスルフロンメチル	BENSULFURON-METHYL	0.02	—
630	ペンタゾン	BENTAZONE	0.02	—
634	ホキシム	PHOXIM	0.02	—
641	ホセチル	FOSETYL	0.5	—
654	マレイン酸ヒドラジド	MALEIC HYDRAZIDE	0.2	—
657	ミルベメクテン	MILBEMECTIN	0.02	—
691	メベンダゾール	MEBENDAZOLE	—	0.02
692	メロキシカム	MELOXICAM	—	0.02
703	リニユロン	LINURON	0.02	—
710	ルフェヌロン	LUFENURON	0.02	—
現10	エチプロール	ETHIPROLE	0.02	—
現14	オキサジクロメホン	OXAZICLOMEFONE	0.02	—
現17	カルプロパミド	CARPROPAMID	0.1	—
現18	カンタキサンチン	CANTHAXANTHIN	—	0.1
現19	クミルロン	CUMYLURON	0.02	—
現23	ジクロメジン	DICLOMEZINE	0.02	—
現32	テレフタル酸銅	COPPER TELEPHTHALATE	0.5	—
現33	トリクラミド	TRICHLAMIDE	0.1	—
現34	トリシクラゾール	TRICYCLAZOLE	0.02	—
現42	ピリダリル	PYRIDALYL	0.02	—
現52	フラメトピル	FURAMETPYR	0.1	—
現60	モリネート	MOLINATE	0.02	—

類型6-5に該当する基準を含む農薬等一覧（49農薬等）

No.	品目名	英名	暫定基準として設定した0.01ppm未満の基準値 (ppm)	
			農産物	畜水産物
38	アゾキシストロビン	AZOXYSTROBIN	-	0.008
42	アバメクチン	ABAMECTIN	0.008	0.005
49	アモキシシリン	AMOXICYLLIN	-	0.008
56	アルトレノゲスト	ALTRENOGEST	-	0.003
59	アンピシリン	AMPICILLIN	-	0.009
69	イソシニコメロン酸ニプロピル	DIPROPYL ISOCINGHOMERONATE	-	0.004
94	エチプロストントロメタミン	ETYPROSTONTROMETHAMINE	-	0.001
102	エトプロホス	ETHOPROPHOS	0.005	-
107	エマメクチン安息香酸塩	EMAMECTIN BENZOATE	0.001	0.0005
112	エンドスルファン	ENDOSULFAN	-	0.004
114	エンドリン	ENDRIN	N.D.	0.005
142	カラゾロール	CARAZOOL	-	0.001
168	クレンブテロール	GLENBUTEROL	-	N.D.
174	クロステボル	CROSTEBOL	-	0.0005
192	クロルデン	CHLORDANE	-	0.002
203	クロルマジノン	CHLORMADINONE	-	0.002
213	酢酸トレンボロン	TRENBOLONE ACETATE	-	N.D.
267	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	-	0.0004
274	ジフルフェニカン	DIFLUFENICAN	0.002	-
327	スルホスルフロン	SULFOSULFURON	-	0.005
339	ゼラノール	ZERANOL	-	0.002
362	デキサメタゾン	DEXAMETHASONE	-	N.D.
375	テフルトリン	TEFLUTHRIN	-	0.001
382	テルブホス	TERBUFOS	0.005	-
385	ドラメクチン	DORAMECTIN	-	0.005
390	トリアゾホス	TRIAZOPHOS	N.D.	-
394	トリクロルホン	TRICHLORFON	-	0.004
399	トリブホス	TRIBUPHOS	-	0.002
403	トリフルラリン	TRIFLURALIN	-	0.001
417	ナフシリン	NAFCILLIN	-	0.005
427	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	0.001	-
439	ノルジェストメット	NORGESTOMET	-	0.0001
452	バリダマイシン	VALIDAMYCIN	0.007	-
461	ビアラホス	BILANAFOS	0.004	-

No.	品目名	英名	暫定基準として設定した0.01ppm未満の基準値 (ppm)	
			農産物	畜水産物
503	フィプロニル	FIPRONIL	0.002	-
504	フェナミホス	FENAMIPHOS	-	0.005
506	フェニトロチオン	FENITROTHION	-	0.002
520	フェンピロキシメート	FENPYROXIMATE	-	0.005
571	フルメトリン	FLUMETHRIN	-	0.005
574	プレドニゾロン	PREDNISOLONE	-	0.0007
578	ブロチゾラム	BROTIZOLAM	-	0.001
593	プロポキシカルバゾン	PROPOXYCARBAZONE	-	0.004
613	ベタメタゾン	BETAMETHASONE	-	0.0003
617	ヘプタクロル	HEPTACHLOR	-	0.006
623	ベンジルペニシリン	BENZYL PENICILLIN	-	0.004
644	ポリオキシシン	POLYOXINS	0.008	-
674	メチダチオン	METHIDATHION	-	0.001
680	メトクロプラミド	METOCLOPRAMIDE	-	0.005
709	リンデン(γ-BHC)	LINDANE (gamma-BHC)	0.002	-

残留基準が定められているものであって、 暫定基準を設定しなかった農薬等の一覧

※1：農薬・動物用医薬品部会委員におかれては別冊を御参照願います。

※2：別冊については、近日中に厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

※3：農薬・動物用医薬品部会傍聴者におかれては、別冊を省略しています。
別冊につきましては、厚生労働省大臣官房総務課行政相談室で閲覧等が可能です。

また、別冊は以下の関係団体に配布しております。

(別冊配付団体)

- ・(社) 日本食品衛生協会
- ・(財) 食品産業センター
- ・農薬工業会
- ・畜水産品残留安全協議会

なお、消費者関係の代表となる団体にも配布しています。

別添 残留基準が定められているものであって、
暫定基準を設定しなかった農薬等の一覧

No.	品目名	英名	主な用途
現01	BHC	BHC	農薬・動物薬・殺虫剤
現02	DCIP	DCIP	農薬・殺虫剤
現03	EPN	EPN	農薬・殺虫剤
現04	イソプロカルブ	ISOPROCARB	農薬・殺虫剤
現05	イナベンフィド	INABENFIDE	農薬・成長調整剤
現06	イマズスルフロン	IMAZOSULFURON	農薬・除草剤
現07	インダノファン	INDANOFAN	農薬・除草剤
現08	エスプロカルブ	ESPCARB	農薬・除草剤
現09	エチオフェンカルブ	ETHIOFENCARB	農薬・殺虫剤
現10	エチプロール	ETHIPROLE	農薬・殺虫剤
現11	エディフェンホス	EDIFENPHOS	農薬・殺菌剤
現12	エトベンザニド	ETOBENZANID	農薬・除草剤
現13	エトリムホス	ETRIMFOS	農薬・殺虫剤
現14	オキサジクロメホン	OXAZICLOMEFONE	農薬・除草剤
現15	オクスフェンダゾール/フェバンテル/ フェンベンダゾール	OXFENDAZOLE/FEBANTEL/FEN BENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤
現16	カフェンストロール	CAFENSTROLE	農薬・除草剤
現17	カルプロパミド	CARPROPAMID	農薬・殺菌剤
現18	カンタキサンチン	CANTHAXANTHIN	飼料添加物・色素剤
現19	クミルロン	CUMYLURON	農薬・除草剤
現20	ジエトフェンカルブ	DIETHOFENCARB	農薬・殺菌剤
現21	ジクロシメット	DICLOCYMET	農薬・殺菌剤
現22	シクロスルフアムロン	CYCLOSULFAMURON	農薬・除草剤
現23	ジクロメジン	DICLOMEZINE	農薬・殺菌剤
現24	シハロホップブチル	CYHALOFOP-BUTYL	農薬・除草剤
現25	ジメチルビンホス	DIMETHYLVINPHOS	農薬・殺虫剤
現26	シメトリン	SIMETRYN	農薬・除草剤
現27	シンメチリン	CINMETHYLIN	農薬・除草剤
現28	ダイムロン	DAIMURON	農薬・除草剤
現29	チフルザミド	THIFLUZAMIDE	農薬・殺菌剤
現30	テクロフタラム	TECLOFTALAM	農薬・殺菌剤
現31	テニルクロール	THENYLCHLOR	農薬・除草剤
現32	テレフタル酸銅	COPPER TELEPHTHALATE	農薬・殺菌剤
現33	トリクラミド	TRICHLAMIDE	農薬・殺菌剤
現34	トリシクラゾール	TRICYCLAZOLE	農薬・殺菌剤
現35	トルクロホスメチル	TOLCLOFOS-METHYL	農薬・殺菌剤
現36	トルフェンピラド	TOLFENPYRAD	農薬・殺虫剤
現37	鉛	PB	農薬・殺虫剤
現38	ビスピリバクナトリウム塩	BISPYRIBAC-SODIUM	農薬・除草剤
現39	ヒ素	ARSENIC TROXIDE	農薬・殺虫剤
現40	ビフェノックス	BIFENOX	農薬・除草剤
現41	ピラゾキシフェン	PYRAZOXYFEN	農薬・除草剤
現42	ピリダリル	PYRIDALYL	農薬・殺虫剤
現43	ピリフェノックス	PYRIFENOX	農薬・殺菌剤
現44	ピリブチカルブ	PYRIBUTICARB	農薬・除草剤
現45	ピリミノバクメチル	PYRIMINOBAC-METHYL	農薬・除草剤
現46	ピルリマイシン	PIRLIMYCIN	動物薬・抗生物質
現47	フェノキサニル	FENOXANIL	農薬・殺菌剤
現48	フェンスルホチオン	FENSULFOTHION	農薬・殺虫剤
現49	フェントラザミド	FENTRAZAMIDE	農薬・除草剤
現50	ブタクロール	BUTACHLOR	農薬・除草剤
現51	ブチレート	BUTYLATE	農薬・除草剤
現52	フラメトピル	FURAMETPYR	農薬・殺菌剤
現53	プレチラクロール	PRETILACHLOR	農薬・除草剤
現54	プロチオホス	PROTHIOFOS	農薬・殺虫剤
現55	プロヒドロジャスモン	PROHYDROJASMON	農薬・除草剤・成長調整剤
現56	ペントキサゾン	PENTOXAZONE	農薬・除草剤
現57	ベンフレセート	BENFURESATE	農薬・除草剤
現58	メフェナセート	MEFENACET	農薬・除草剤
現59	メプロニル	MEPRONIL	農薬・殺菌剤
現60	モリネート	MOLINATE	農薬・除草剤
現61	ラクトパミン	RACTOPAMINE	動物薬・成長促進剤
現62	レナシル	LENACIL	農薬・除草剤

※2005年5月現在、薬事・食品衛生審議会において審議中のものを含む。

一般規則のイメージ

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際して、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について(最終案)」(平成17年5月31日)の2の(1)に記載した内容を趣旨とする一般規則を設ける方向で検討しており、現時点でそのイメージを示せば次のとおりとなる。

○ 規則(案)

1 食品は、抗生物質又は化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第4項に規定する既存添加物名簿に記載される添加物を含有するもの

(2) 6に定める成分規格に適合するもの ((1)に該当するものを除く。)

(3) (2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの

2 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「農薬等」という。)であつて、次に掲げるものは、食品から検出されてはならない。ただし、別に定める場合を除き、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(以下「原農薬等」という。)が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。

・食品において「不検出」とする農薬等の一覧(15 農薬等 別表1参照)

3 次の表に掲げる農薬等は、同表の左欄に掲げる穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶ホップ、食肉、食鳥卵、魚介類、蜂蜜及び乳においてそれぞれ同表の右欄に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満

足するものとみなす。

・食品中の農薬等残留基準一覧(714 農薬等 別表2※参照)

※ただし、暫定基準を設定する農薬等のみ掲載。

- 4 前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。
- 5 次の表に掲げる農薬等は、同表に掲げる穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶、ホップ、食肉、食鳥卵、魚介類、蜂蜜及び乳以外の食品においてそれぞれ同表に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。

・加工食品中の農薬等残留基準一覧(61 農薬等 別表3参照)
- 6 食品の製造、又は加工にあつては、前3項において食品における残留の量の限度を定める農薬等について、前3項に定める成分規格に適合するもの(成分規格に適合するものを原材料として、製造、又は加工されたものを含む。)を使用しなければならない。
- 7 食品に残留する農薬等が食品衛生法施行規則第12条に規定する食品添加物及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第4項に規定する既存添加物名簿に記載される添加物と同一である場合であつて、その程度が第2 添加物 F 使用基準に定める当該添加物の使用基準に定める範囲内である場合にあっては、前4項の規定は適用しない。
- 8 基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し基準値と比較することにより判定を行う。

別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧

品目名	英名	主な用途
2,4,5-T	2,4,5-T	農薬・除草剤
アミトロール	AMITROLE	農薬・除草剤
カプタホール	CAPTAFOL	農薬・殺菌剤
カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸を含む)	CARBADOX including QCA	動物薬・合成抗菌剤
クマホス(※※)	COUMAFOS/COUMAPHOS	動物薬・殺虫剤
クロラムフェニコール	CHLORAMPHENICOL	動物薬・抗生物質
クロルプロマジン	CHLORPROMAZINE	動物薬・鎮静剤
ジエチルステルベストロール(DES)	DIETHYLSTILBESTROL	動物薬・ホルモン剤
シヘキサチン及びアゾシクロチン	CYHEXATIN、AZOCYCLOTIN	農薬・ダニ駆除剤
ジメトリダゾール	DIMETRIDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤・抗原虫剤
ダミノジット	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤
ニトロフラン類(※)	NITROFURANS	動物薬・合成抗菌剤
プロファム(※※)	PROPHAM	農薬・除草剤・成長調整剤
メトロニダゾール	METRONIDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤・抗原虫剤
ロニダゾール	RONIDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤・抗原虫剤

※ JECFAにおいて、ADIが設定できない旨の評価がされたニトロフラゾン、フラゾリドン、及びEUにおいて同様の評価がされたニトロフランチン、フラルタゾンを対象とする。

※※ クマホス及びプロファムは、平成17年4月28日付食品安全委員会意見具申に基づくもの。

別表 2

暫 定 基 準 最 終 案

※ 1 : 農薬・動物用医薬品部会委員におかれては別冊を御参照願います。

※ 2 : 別冊については、近日中に厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

※ 3 : 農薬・動物用医薬品部会傍聴者におかれては、別冊を省略しています。

別冊につきましては、厚生労働省大臣官房総務課行政相談室で閲覧等が可能です。

また、別冊は以下の関係団体に配布しております。

(別冊配付団体)

- ・ (社) 日本食品衛生協会
- ・ (財) 食品産業センター
- ・ 農薬工業会
- ・ 畜水産品残留安全協議会

なお、消費者関係の代表となる団体にも配布しています。

暫定基準設定農薬等目次

No.	新規追加	品目名	英名	主な用途	ページ
1		[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	[MONOBIS(TRIMETHYLAMMONIUMMETHYLENE CHLORIDE)]-ALKYLTOLUENE	動物薬・消毒剤	2
2	★	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	1,1-DICHLORO-2,2-BIS(4-ETHYLPHENYL)ETHANE	農薬・殺虫剤	4
3		1-ナフタレン酢酸	1-NAPHTHALENEACETIC ACID	農薬・成長調整剤	6
4	★	2-(1-ナフチル)アセタミド	2-(1-NAPHTHYL)ACETAMIDE	農薬・成長調整剤	8
5		2,2-DPA	2,2-DPA	農薬・除草剤	10
6		2,4-D	2,4-D	農薬・除草剤	12
7		2,4-DB	2,4-DB	農薬・除草剤	14
8		2,6-ジフルオロ安息香酸	2,6-DIFLUOROBENZOIC ACID	農薬・ダニ駆除剤	16
9		2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	2-ACETYLAMINO-5-NITROTHIAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	18
10	★	4-アミノピリジン	4-AMINOPYRIDINE	農薬・鳥類忌避剤	20
11		4-クロルフェノキシ酢酸	4-CPA	農薬・成長調整剤	22
11-1		5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	5-(PROPYLSULPHONYL)-1H-BENZIMIDAZOLE-2-AMINE	動物薬・寄生虫駆除剤	1432
12		DBEDC	DBEDC	農薬・殺菌剤・抗菌剤	24
13		DDT	DDT	農薬・殺虫剤	26
14		EPTC	EPTC	農薬・除草剤	28
15		MCPA	MCPA	農薬・除草剤	30
16		MCPB	MCPB	農薬・除草剤	32
17	★	ODB	ODB	動物薬・消毒薬	34
18		Sec-ブチルアミン	Sec-BUTYLAMINE	農薬・除草剤	36
19	★	TCMTB	TCMTB	農薬・殺菌剤	38
20		XMC	XMC	農薬・殺虫剤	40
21		アイオキシニル	IOXYNIL	農薬・除草剤	42
22		アクリナトリン	ACRINATHRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	44
23		アクロミド	AKLOMIDE	動物薬・寄生虫駆除剤	46
24		アザコナゾール	AZACONAZOLE	農薬・殺菌剤	48
25		アザフェニジン	AZAFENIDIN	農薬・除草剤	50
26		アザペロン	AZAPERONE	動物薬・鎮静剤	52
27		アザメチホス	AZAMETHIPHOS	農薬・殺虫剤	54
28		アシフルオルフェン	ACIFLUORFEN	農薬・除草剤	56
29		アシベンゾラル-S-メチル	ACIBENZOLAR-S-METHYL	農薬・殺菌剤・植物活性剤	58
30	★	アジムスルフロン	AZIMSULFURON	農薬・殺虫剤	60
31		アシュラム	ASULAM	農薬・除草剤	62
32		アジンホスメチル	AZINPHOS-METHYL	農薬・殺虫剤	64
33		アスポキシシリル	ASPOXICILLIN	動物薬・抗生物質	66
34		アセキノシル	ACEQUINOCYL	農薬・ダニ駆除剤	68
35		アセタミプリド	ACETAMIPRID	農薬・殺虫剤	70
36		アセトクロール	ACETOCHLOR	農薬・除草剤	72
37		アセフェート	ACEPHATE	農薬・殺虫剤	74
38		アゾキシストロビン	AZOXYSTROBIN	農薬・殺菌剤	76
39		アトラジン	ATRAZINE	農薬・除草剤	78
40		アニラジン	ANIRAZINE	農薬・殺菌剤	80
41		アニロホス	ANILOFOS	農薬・除草剤	82
42		アバメクチン	ABAMECTIN	農薬・動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	84
43		アビラマイシン	AVILAMYCIN	動物薬・飼料添加物・合成抗菌剤	86
44		アブラマイシン	APRAMYCIN	動物薬・抗生物質	88
45	★	アボバルシン	AVOPARCIN	動物薬・抗生物質	90
46		アミラズ	AMITRAZ	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	92
47		アミノエトキシビニルグリシン	AMINOETHOXYVINYLGLYCINE	農薬・成長調整剤	94
48		アメトリン	AMETRYN	農薬・除草剤	96
49		アモキシシリル	AMOXICILLIN	動物薬・抗生物質	98
50		アラクロール	ALACHLOR	農薬・除草剤	100
51		アラニカルブ	ALANYCARB	農薬・殺虫剤	102
52	★	アラマイト	ARAMITE	農薬・ダニ駆除剤	104
53		アリドクロール	ALLDOCHLOR	農薬・除草剤	106
54		アルジカルブ	ALDICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	108
55		アルドキシカルブ	ALDOXYCARB	農薬・殺虫剤・線虫駆除剤	110
56		アルトレノゲスト	ALTRENOGEST	動物薬・ホルモン剤	112
57		アレスリン	ALLETHRIN	農薬・動物薬・殺虫剤	114
58		アロキシジム	ALLOXYDIM	農薬・除草剤	116
59		アンピシリン	AMPICILLIN	動物薬・抗生物質	118
60		アンプロリウム	AMPROLIUM	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	120
61		イオドスルフロンメチル	IODOSULFURON METHYL	農薬・除草剤	122
62		イサゾホス	ISAZOPHOS	農薬・殺虫剤・線虫駆除剤	124
63		イソウロン	ISOURON	農薬・除草剤	126
64		イソオイゲノール	ISOEUGENOL	動物薬・麻酔剤	128
65		イソキサジフェンエチル	ISOXADIFEN-ETHYL	農薬・除草剤・成長調整剤	130
66		イソキサチオン	ISOXATHION	農薬・殺虫剤	132
67		イソキサフルトール	ISOXAFLOTOLE	農薬・除草剤	134
68		イソシアヌル酸	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤	136
69	★	イソシンコメロン酸二プロピル	DIPROPYL ISOCINCHOMERONATE	動物薬・殺虫剤	138
70		イソフェンホス	ISOFEENPHOS	農薬・殺虫剤	140
71		イソプロチオラン	ISOPROTHIOLANE	農薬・動物薬・殺菌剤・成長調整剤・強肝剤	142
72		イソメタミジウム	ISOMETAMIDIUM	動物薬・寄生虫駆除剤	144
73		イプロジオン	IPRODIONE	農薬・殺菌剤	146
74		イプロバリカルブ	IPOVALICARB	農薬・殺菌剤	148
75		イプロベンホス	IPOBENFOS	農薬・殺菌剤	150

No.	試験追加	品目名	英名	主な用途	ページ
76		イベルメクチン	IVERMECTIN	動物薬・殺虫剤	152
77		イマザキン	IMAZAQUIN	農薬・除草剤	154
78		イマザピックアンモニウム塩	IMAZAPIC-AMMONIUM	農薬・除草剤	156
79		イマザピル	IMAZAPYR	農薬・除草剤	158
80		イマザメタベンズメチルエステル	IMAZAMETHABENZ METHYL ESTER	農薬・除草剤	160
81		イマザモックスアンモニウム塩	IMAZAMOX-AMMONIUM	農薬・除草剤	162
82		イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤	164
83		イマゼタビルアンモニウム塩	IMAZETHAPYR AMMONIUM	農薬・除草剤	166
84		イミダクロプリド	IMIDACLOPRID	農薬・殺虫剤	168
85		イミダカルブ	IMIDOCARB	動物薬・寄生虫駆除剤	170
86		イミノクタジン	IMINOCTADINE	農薬・殺菌剤	172
87		イミベンコナゾール	IMIBENCONAZOLE	農薬・殺菌剤	174
88		インドキサカルブ	INDOXACARB	農薬・殺虫剤	176
89		ユニコナゾールP	UNICONAZOLE P	農薬・成長調整剤	178
90		エタメツルフロンメチル	ETHAMETSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	180
91		エタルフルラリン	ETHALFLURALIN	農薬・除草剤	182
92		エチオン	ETHION	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	184
93		エチクロゼート	ETHYCHLOZATE	農薬・殺虫剤	186
94		エチプロストントロメタミン	ETYPROSTONTROMETHAMINE	動物薬・ホルモン剤	188
95		エテホン	ETHEPHON	農薬・成長調整剤	190
96		エトキサゾール	ETOXAZOLE	農薬・殺虫剤	192
97		エトキシキン	ETHOXYQUIN	農薬/飼料添加物・成長調整剤・抗酸化剤	194
98		エトキシスルフロン	ETHOXSULFURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	196
99		エトバベート	ETHOPABATE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	198
100		エトフェンプロックス	ETOFENPROX	農薬・殺虫剤	200
101		エトフメセート	ETHOFUMESATE	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤	202
102		エトプロホス	ETHOPROPHOS	農薬・殺虫剤	204
103		エトリジアゾール	ETRIDIAXOLE	農薬・殺菌剤	206
104		エプリノメクチン	EPRINOMECTIN	動物薬・寄生虫駆除剤	208
105		エフロトマイシン	EFROTOMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	210
106		エポキシコナゾール	EPOXICONAZOLE	農薬・殺菌剤	212
107		エマメクチン安息香酸塩	EMAMECTIN BENZOATE	農薬/動物薬・殺虫剤	214
108		エリスロマイシン	ERYTHROMYCIN	動物薬・抗生物質	216
109		塩化ジデシルジメチルアンモニウム	DIDECYLDIMETHYLAMMONIUM CHLORIDE	動物薬・殺菌消毒剤	218
110		塩酸ホルメタネート	FORMETANATE HYDROCHLORIDE	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	220
111		塩酸メトセルベイト	METOSERPATE HYDROCHLORIDE	動物薬・鎮静剤	222
112		エンドスルファン	ENDOSULFAN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	224
113		エンドタル	ENDOTHAL	農薬・除草剤・殺菌剤・成長調整剤	226
114		エンドリン	ENDRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	228
115		エンラマイシン	ENRAMAYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	230
116		エンロフロキサシン	ENROFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	232
117		オイゲノール	EUGENOL	動物薬・麻酔薬	234
118		オキサジアゾン	OXADIAZON	農薬・除草剤	236
119		オキサジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤	238
120		オキサシリン	OXACILLIN	動物薬・抗生物質	240
121		オキサミル	OXAMYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	242
122	★	オキサベトリニル	OXABETRINIL	農薬・葉害軽減剤	244
123		オキシカルボキシ	OXYCARBOXIN	農薬・殺菌剤	246
124		オキシクロザニド	OXYCLOZANIDE	動物薬・寄生虫駆除剤	248
125		オキシテトラサイクリン/クロルテトラサイクリン/テトラサイクリン(和として)	OXYTETRACYCLINE/CHLORTETRACYCLINE/TETRACYCLINE(as total)	動物薬・抗生物質	250
126		オキシデメトンメチル	OXYDEMETON-METHYL	農薬・殺虫剤	252
127		オキシフルオルフェン	OXYFLUORFEN	農薬・除草剤	254
128		オキシベンダゾール	OXIBENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	256
129		オキシン銅	OXINE-COPPER	農薬・殺菌剤	258
130		オキシリニック酸	OXOLINIC ACID	農薬/動物薬・合成抗菌剤	260
131		オフロキサシン	OFLOXACIN	動物薬・抗生物質	262
132		オメエート	OMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	264
133		オラキンドックス	OLAQUINDOX	農薬/動物薬・合成抗菌剤	266
134		オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤	268
135		オルトフェニルフェノール	2-PHENYLPHENOL	農薬・殺菌剤	270
136		オルビフロキサシン	ORBIFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	272
137		オルメプリム	ORMETOPRIM	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	274
138		オレANDOMマイシン	OLEANDOMYCIN	動物薬・抗生物質	276
139	★	カスガマイシン	KASUGAMYCIN	農薬・殺菌剤・抗菌剤	278
140		カズサホス	CADUSAFOS	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤	280
141		カナマイシン	KANAMYCIN	動物薬・抗生物質	282
142		カラゾロール	CARAZOLOL	動物薬・成長促進剤	284
143		カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム	CARTAP, BENSULTAP, THIOCYCLAM	農薬・殺虫剤	286
144		カルバリル	CARBARYL	農薬・殺虫剤・成長調整剤	288
145		カルフェントラゾンエチル	CARFENTRAZONE-ETHYL	農薬・除草剤	290
146		カルプロフェン	CARPROFEN	動物薬・非ステロイド系消炎剤	292
147	★	カルベタミド	CARBETAMIDE	農薬・除草剤	294
148		カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル	CARBENDAZIM, BENOMYL, THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤	296
149		カルボキシ	CARBOXIN	農薬・殺菌剤	298
150		カルボスルファン	CARBOSULFAN	農薬・殺虫剤	300
151		カルボフラン	CARBOFURAN	農薬・殺虫剤・線虫駆除剤	302
152		キザロホップエチル	QUIZALOFOP-ETHYL	農薬・除草剤	304
153		キシラジン	XYLAZINE	動物薬・鎮静剤	306
154	★	キタサマイシン	KITASAMYCIN	動物薬・抗生物質	308

No.	新薬追加	品目名	英名	主な用途	ページ
155	★	キナルホス	QUINALPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	310
156		キノキシフェン	QUINOXYFEN	農薬・殺菌剤	312
157		キノクラミン	QUINOCLAMINE	農薬・除草剤・殺藻剤	314
158		キノメチオナート	CHINOMETHIONAT	農薬・殺虫剤・殺菌剤・ダニ駆除剤	316
159		キャプタン	CAPTAN	農薬・殺菌剤	318
160		キンクロラック	QUINCLORAC	農薬・除草剤	320
161		キントゼン	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤	322
162		クラブラン酸	CLAVULANIC ACID	動物薬・βラクタマーゼ阻害薬	324
163		グリカルピラミド	GLYCALPYRAMIDE	動物薬・寄生虫駆除剤	326
164		グリホサート	GLYPHOSATE	農薬・除草剤	328
165		グルホシネート	GLUFOSINATE	農薬・除草剤	330
166		クレソキシムメチル	KRESOXIM-METHYL	農薬・殺菌剤	332
167		クレトジム	CLETHODIM	農薬・除草剤	334
168		クレンブテロール	CLENBUTEROL	動物薬・成長促進剤	336
169		クロキサシリン	CLOXACILLIN	動物薬・抗生物質	338
170		クロキントセツメキシル	CLOQUINTOCET-MEXYL	農薬・葉巻軽減剤	340
171		クロサンテル	CLOSANTEL	動物薬・寄生虫駆除剤	342
172	★	クロジナホップ酸	CLODINAFOP ACID	農薬・除草剤	344
173		クロジナホッププロパルギル	CLODINAFOP-PROPARGYL	農薬・除草剤	346
174		クロステボル	CROSTEBOL	動物薬・ホルモン剤	348
175	★	クロゾリネート	CHLOZOLINATE	農薬・殺菌剤	350
176		クロチアニジン	CLOTHIANIDIN	農薬・殺虫剤	352
177		クロピドール	CLOPIDOL	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	354
178		クロピラリド	CLOPYRALID	農薬・除草剤	356
179		クロフェンセツ	CLOFENCET	農薬・成長調整剤	358
180		クロフェンテジン	CLOFENTEZINE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	360
181		クロプロップ	CLOPROP	農薬・成長調整剤	362
182		クロマゾン	CLOMAZONE	農薬・除草剤	364
183		クロマフェノジド	CHROMAFENOZIDE	農薬・殺虫剤	366
184		クロメプロップ	CLOMEPROP	農薬・除草剤	368
185		クロランスラムメチル	CLORANSULAM-METHYL	農薬・除草剤	370
186		クロリダゾン	CHLORIDAZON	農薬・除草剤	372
187		クロリムロンエチル	CHLORIMURON-ETHYL	農薬・除草剤	374
188		クロルエトキシホス	CHLORETHOXYPHOS	農薬・殺虫剤	376
189		クロルスルフロン	CHLORSULFURON	農薬・除草剤	378
190		クロルスロン	CLORSULON	動物薬・寄生虫駆除剤	380
191		クロルタルジメチル	CHLORTHAL-DIMETHYL	農薬・除草剤	382
192		クロルデン	CHLORDANE	農薬・殺虫剤	384
193		クロルピリホス	CHLORPYRIFOS	農薬・殺虫剤	386
194		クロルピリホスメチル	CHLORPYRIFOS-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	388
195		クロルフェナピル	CHLORFENAPYR	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	390
196	★	クロルフェンソン	CHLORFENSON	農薬・ダニ駆除剤	392
197		クロルフェンビンホス	CHLORFENVINPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	394
198	★	クロルブファム	CHLORBUFAM	農薬・除草剤	396
199		クロルフルアズロン	CHLORFLUAZURON	農薬・殺虫剤	398
200		クロルプロファム	CHLORPROPHAM	農薬・除草剤・成長調整剤	400
201		クロルヘキシジン	CHLORHEXIDINE	動物薬・消毒剤	402
202	★	クロルベンシド	CHLORBENSIDE	農薬・ダニ駆除剤	404
203		クロルマジノン	CHLORMADINONE	動物薬・ホルモン剤	406
204		クロルメコート	CHLORMEQUAT	農薬・成長調整剤	408
205	★	クロロクスロン	CHLOROXURON	農薬・除草剤	410
206		クロロタロニル	CHLOROTHALONIL	農薬・殺菌剤・除草剤	412
207	★	クロロベンジレート	CHLOROBENZILATE	農薬・ダニ駆除剤	414
208		クロロネブ	CHLORONEB	農薬・殺菌剤	416
209	★	ケトプロフェン	KETOPROFEN	動物薬・非ステロイド性消炎剤	418
210		ゲンタマイシン	GENTAMICIN	動物薬・抗生物質	420
211		コリスチン	COLISTIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	422
212		酢酸イソ吉草酸タイロシン	ACETYLSOVALERYLTYSOSIN	動物薬・抗生物質	424
213		酢酸トレンボロン	TRENBOLONE ACETATE	動物薬・ホルモン剤	426
214		酢酸メレンゲステロール	MELENGESTROL ACETATE	動物薬・ホルモン剤	428
215		サラフロキサシン	SARAFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	430
216		サリノマイシン	SALINOMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質・寄生虫駆除剤	432
217		酸化アルベンダゾール	ALBENDAZOLE OXIDE	動物薬・寄生虫駆除剤	434
218		酸化フェンブタスズ	FENBUTATIN OXIDE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	436
219		酸化プロピレン	PROPYLENE OXIDE	農薬・燻蒸剤	438
220		シアゾファミド	CYAZOFAMID	農薬・殺菌剤・抗菌剤	440
221		シアナジン	CYANAZINE	農薬・除草剤	442
222	★	シアナミド	CYANAMIDE	農薬・除草剤・成長調整剤	444
223		シアノホス	CYANOPHOS	農薬・殺虫剤	446
224		ジアフェンチウロン	DIAFENTHIURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	448
225		ジアベリジン	DIAVERIDINE	動物薬・合成抗菌剤	450
226		シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	452
227		ジウロン	DIURON	農薬・除草剤	454
228	★	ジオキサチオン	DIOXATHION	農薬・殺虫剤	456
229		ジオフェノラン	DIOFENOLAN	農薬・殺虫剤	458
230		ジカンバ	DICAMBA	農薬・除草剤	460
231		ジクラズリル	DICLAZURIL	動物薬・寄生虫駆除剤	462
232		シクラニリド	CYCLANILIDE	農薬・成長調整剤	464
233	★	シクロエート	CYCLOATE	農薬・除草剤	466
234		ジクロキサシリン	DICLOXACILLIN	動物薬・抗生物質	468
235		シクロキシジム	CYCLOXYDIM	農薬・除草剤	470

No.	新薬追加	品目名	英名	主な用途	ページ
236	★	ジクロトホス	DICROTAPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	472
237		ジクロスラム	DICLOSULAM	農薬・除草剤	474
238		ジクロフェンチオン	DICHLFENTHION	農薬・線虫駆除剤	476
239		ジクロブトラゾール	DICLOBUTRAZOL	農薬・殺菌剤	478
240		ジクロフルアニド	DICHOFLUANID	農薬・殺菌剤	480
241		シクロプロトリン	CYCLOPROTHRIN	農薬・殺虫剤	482
242		ジクロベニル	DICHLBENIL	農薬・除草剤	484
243		ジクロホップメチル	DICLOFOP-METHYL	農薬・除草剤	486
244		ジクロラン	DICHLORAN	農薬・殺菌剤	488
245		ジクロルプロップ	DICHLORPROP	農薬・除草剤	490
246		ジクロルボス及びナレド	DICHLORVOS, NALED	農薬/動物薬・殺虫剤	492
247	★	ジクロルミド	DICHLORMID	農薬・葉巻殺滅剤	494
248		ジクロン	DICHLONE	農薬・殺菌剤	496
249		ジクワット	DIQUAT	農薬・除草剤	498
250		ジコホル	DICOFOL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	500
251		ジシクラニル	DICYCLANIL	動物薬・昆虫成長制御剤	502
252		ジスルホトン	DISULFOTON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	504
253		ジチアノン	DITHIANON	農薬・殺菌剤	506
254		ジチオカルバメート	DITHIOCARBAMATES	農薬・殺菌剤・鳥忌避剤・鼠忌避剤	508
255		ジチオピル	DITHIOPYR	農薬・除草剤	510
256		ジニトルミド	DINITOLMIDE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	512
257	★	シニドンエチル	CINIDON-ETHYL	農薬・除草剤	514
258		ジノカッブ	DINOCAP	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	516
259		シノスルフロ	CINOSULFURON	農薬・除草剤	518
260	★	ジノセブ	DINOSEB	農薬・除草剤	520
261		ジノテフラン	DINOTEFURAN	農薬・殺虫剤	522
262	★	ジノテルブ	DINOTERB	農薬・除草剤	524
263		シハロトリン	CYHALOTHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤	526
264		ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン (和として)	DIHYDROSTREPTOMYCIN/STREPTOMYCIN (as total)	農薬/動物薬・抗生物質	528
265		ジフェナミド	DIPHENAMID	農薬・除草剤	530
266		ジフェニル	BIPHENYL	農薬・殺菌剤	532
267		ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤	534
268		ジフェノコナゾール	DIFENOCONAZOLE	農薬・殺菌剤	536
269		ジフェンゾコート	DIFENZOQUAT	農薬・除草剤・殺菌剤	538
270		ジブチルサクシネート	DIBUTYLSUCCINATE	動物薬・昆虫忌避剤	540
271		ジブチルヒドロキシトルエン	DIBUTYLHYDROXYTOLUENE	飼料添加物・抗酸化剤	542
272		シフルトリン	CYFLUTHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤	544
273		シフルフェナミド	CYFLUFENAMID	農薬・殺菌剤・抗菌剤	546
274		ジフルフェニカン	DIFLUFENICAN	農薬・除草剤	548
275		ジフルフェンゾピル	DIFLUFENZOPYR	農薬・除草剤	550
276		ジフルベンズロン	DIFLUBENZURON	農薬/動物薬・殺虫剤	552
277		ジフロキサシン	DIFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	554
278		シプロコナゾール	CYPROCONAZOLE	農薬・殺菌剤	556
279		シプロジニル	CYPRODINIL	農薬・殺菌剤	558
280		シペルメトリン	CYPERMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤	560
281		ジベレリン	GIBBERELLIN	農薬・成長調整剤	562
282		脂肪族アルコールエトキシレート	ALIPHATIC ALCOHOL ETHOXYLATES	動物薬・殺菌消毒剤	564
283		シマジン	SIMAZINE	農薬・除草剤	566
284		ジミナゼン	DIMINAZENE	動物薬・寄生虫駆除剤	568
285		シメコナゾール	SIMECONAZOLE	農薬・殺菌剤・抗菌剤	570
286		ジメタメトリン	DIMETHAMETRYN	農薬・除草剤	572
287		ジメチピン	DIMETHIPIN	農薬・除草剤・成長調整剤	574
288		ジメチリモール	DIMETHIRIMOL	農薬・殺菌剤	576
289		ジメテナミド	DIMETHENAMID	農薬・除草剤	578
290		ジメエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	580
291		ジメモルフ	DIMETHOMORPH	農薬・殺菌剤	582
292		ジメピペレート	DIMEPIPERATE	農薬・除草剤	584
293		シモキサニル	CYMOXANIL	農薬・殺菌剤	586
294		臭素(臭化メチル)	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬・殺虫剤	588
295		ジョサマイシン	JOSAMYCIN	動物薬・抗生物質	590
296		シラフルオフェン	SILAFLUOFEN	農薬・殺虫剤	592
297		シロマジン	CYROMAZINE	農薬/動物薬・殺虫剤	594
298		スピノサド	SPINOSAD	農薬・殺虫剤	596
299		スピラマイシン	SPIRAMYCIN	動物薬・抗生物質	598
300		スピロキサミン	SPIROXAMINE	農薬・殺菌剤	600
301		スピロジクロフェン	SPIRODICLOFEN	農薬・ダニ駆除剤	602
302		スペクチノマイシン	SPECTINOMYCIN	動物薬・抗生物質	604
303		スルファエトキシピリダジン	SULFAETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤	606
304		スルファキノキサリン	SULFAQUINOXALINE	動物薬・合成抗菌剤	608
305		スルファグアニジン	SULFAGUANIDINE	動物薬・合成抗菌剤	610
306		スルファクロルピリダジン	SULFACHLORPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤	612
307		スルファジアジン	SULFADIAZINE	動物薬・合成抗菌剤	614
308		スルファジミジン	SULFADIMIDINE	動物薬・合成抗菌剤	616
309		スルファジメトキシ	SULFADIMETHOXINE	動物薬・合成抗菌剤	618
310		スルファセタミド	SULFACETAMIDE	動物薬・合成抗菌剤	620
311		スルファチアゾール	SULFATHIAZOLE	動物薬・合成抗菌剤	622
312		スルファドキシ	SULFADOXINE	動物薬・合成抗菌剤	624
313		スルファトロキサゾール	SULFATROXAZOLE	動物薬・合成抗菌剤	626
314		スルファニトラン	SULFANITRAN	動物薬・合成抗菌剤	628
315		スルファニルアミド	SULFANILAMIDE	動物薬・合成抗菌剤	630
316		スルファピリジン	SULFAPYRIDINE	動物薬・合成抗菌剤	632

No.	新薬追加	品名	英名	主な用途	ページ
317		スルファブロモメタジンナトリウム	SULFABROMOMETHAZINE SODIUM	動物薬・合成抗菌剤	634
318		スルファベンズアミド	SULFABENZAMIDE	動物薬・合成抗菌剤	636
319		スルファメトキサゾール	SULFAMETHOXAZOLE	動物薬・合成抗菌剤	638
320		スルファメトキシピリダジン	SULFAMETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤	640
321		スルファメラジン	SULFAMERAZINE	動物薬・合成抗菌剤	642
322		スルファモイルダブソン	SULFAMOILDAPSONE	動物薬・合成抗菌剤	644
323		スルファモノメトキシ	SULFAMONOMETHOXINE	動物薬・合成抗菌剤	646
324		スルワイソゾール	SULFISOZOLE	動物薬・合成抗菌剤	648
325		スルフエンラゾン	SULFENTRAZONE	農薬・除草剤	650
326		スルプロホス	SULPROFOS	農薬・殺虫剤	652
327		スルホスルフロ	SULFOSULFURON	農薬・除草剤	654
328		セデカマイシン	SEDECAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	656
329		セトキシジム	SETHOXYDIM	農薬・除草剤	658
330		セファセトリル	CEFACTRILE	動物薬・抗生物質	660
331		セファゾリン	CEFAZOLIN	動物薬・抗生物質	662
332		セファピリン	CEFAPIRIN	動物薬・抗生物質	664
333		セファレキシ	CEFALEXIN	動物薬・抗生物質	666
334		セファロニウム	CEFALONIUM	動物薬・抗生物質	668
335		セフオペラゾン	CEFOPERAZONE	動物薬・抗生物質	670
336		セフキノム	CEFUQUINOME	動物薬・抗生物質	672
337		セフトオフル	CEFTIOFUR	動物薬・抗生物質	674
338		セフロキシム	CEFUROXIME	動物薬・抗生物質	676
339		ゼラノール	ZERANOL	動物薬・ホルモン剤	678
340		センデラマイシン	SEMDURAMICIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質・寄生虫駆除剤	680
341		ゾキサミド	ZOXAMIDE	農薬・殺菌剤	682
342		ターバシル	TERBACIL	農薬・除草剤	684
343		ダイアジノン	DIAZINON	農薬/動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	686
344	★	ダイアレート	DI-ALLATE	農薬・除草剤	688
345		タイロシン	TYLOSIN	動物薬・抗生物質	690
346		ダノフロキサシン	DANOFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	692
347		チアクロプリド	THIACLOPRID	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	694
348		チアジニル	TIADINIL	農薬・殺菌剤	696
349		チアゾピル	THIAZOPYR	農薬・除草剤	698
350		チアベンダゾール	THIABENDAZOLE	農薬/動物薬・殺菌剤・寄生虫駆除剤	700
351		チアムリン	TIAMULIN	農薬/動物薬・抗生物質	702
352		チアメトキサム	THIAMETHOXAM	農薬・殺虫剤	704
353		チアンフェニコール	THIAMPHENICOL	動物薬・合成抗菌剤	706
354		チオプロニン	TIOPRONIN	動物薬・強肝剤	708
355		チオベンカルブ	THIOBENCARB	農薬・除草剤	710
356	★	チオメトン	THIOMETON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	712
357		チジアズロン	THIDIAZURON	農薬・成長調整剤	714
358		チフェンスルフロ	THIFENSULFURON	農薬・除草剤	716
359		チフェンスルフロメチル	THIFENSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	718
360		チルミコシン	TILMICOSIN	動物薬・抗生物質	720
361		ディルドリン及びアルドリン	DIELDRIN, ALDRIN	農薬・殺虫剤	722
362		デキサメタゾン	DEXAMETHASONE	動物薬・ステロイド系消炎剤	724
363		テクナゼン	TECNAZENE	農薬・殺菌剤・成長調整剤	726
364		デコキネート	DECOQUINATE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	728
365		DESTOMAYCIN A	DESTOMYCIN A	動物薬/飼料添加物・抗生物質	730
366		デスメディファム	DESMEDIPHAM	農薬・除草剤	732
367		テトラクロルビンホス	TETRACHLORVINPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	734
368		テトラコナゾール	TETRACONAZOLE	農薬・殺菌剤	736
369		テトラジホン	TETRADIFON	農薬・ダニ駆除剤	738
370		テブコナゾール	TEBUCONAZOLE	農薬・殺菌剤	740
371		テブチウロン	TEBUTHIURON	農薬・除草剤	742
372		テブフェノジド	TEBUFENOZIDE	農薬・殺虫剤	744
373		テブフェンピラド	TEBUFENPYRAD	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	746
374		テプラロキシジム	TEPRALOXYDIM	農薬・除草剤	748
375		テフルトリン	TEFLUTHRIN	農薬・殺虫剤	750
376		テフルベンズロン	TEFLUBENZURON	農薬/動物薬・殺虫剤	752
377		デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	754
378		テメホス	TEMEPHOS	動物薬・殺虫剤	756
379		デルタメトリン及びトラロメトリン	DELTAMETHRIN, TRALOMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤	758
380		テルデカマイシン	TERDECAMYCIN	動物薬・抗生物質	760
381		テルブトリン	TERBUTRYN	農薬・除草剤	762
382		テルブホス	TERBUFOS	農薬・殺虫剤・線虫駆除剤	764
383		ドキシサイクリン	DOXYCYCLINE	動物薬・抗生物質	766
384		ドジン	DODINE	農薬・殺菌剤	768
385		ドラメクチン	DORAMECTIN	動物薬・寄生虫駆除剤・殺虫剤	770
386		トラルコキシジム	TRALCOXYDIM	農薬・除草剤	772
387		トリアジメノール	TRIADIMENOL	農薬・殺菌剤	774
388		トリアジメホン	TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤	776
389		トリアスルフロ	TRIASULFURON	農薬・除草剤	778
390		トリアゾホス	TRIAZOPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	780
391		トリアレート	TRI-ALLATE	農薬・除草剤	782
392		トリクラベンダゾール	TRICLABENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	784
393		トリクロピル	TRICLOPYR	農薬・除草剤	786
394		トリクロルホン	TRICHLORFON	農薬/動物薬・殺虫剤	788
395		トリクロロ酢酸ナトリウム塩	SODIUM TCA	農薬・除草剤	790
396		トリチコナゾール	TRITICONAZOLE	農薬・殺菌剤	792
397		トリデモルフ	TRIDEMORPH	農薬・殺菌剤	794

No.	登録追加	品目名	英名	主な用途	ページ
398	★	トリネキサパックエチル	TRINEXAPAC-ETHYL	農薬・成長調整剤	796
399		トリブホス	TRIBUPHOS	農薬・成長調整剤	798
400		トリフルスルフロンメチル	TRIFLUSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	800
401		トリフルミゾール	TRIFLUMIZOLE	農薬・殺菌剤	802
402		トリフルムロン	TRIFLUMURON	農薬・殺虫剤	804
403		トリフルラリン	TRIFLURALIN	農薬・除草剤	806
404		トリフロキシストロビン	TRIFLOXYSTROBIN	農薬・殺菌剤	808
405		トリフロキシスルフロン	TOLYFLOXYSULFURON	農薬・抗菌剤	810
406		トリブロムサラン	TRIBROMSALAN	動物薬・寄生虫駆除剤	812
407		トリベヌロンメチル	TRIBENURON-METHYL	農薬・除草剤	814
408		トリペレナミン	TRIPLENNAMINE	動物薬・抗ヒスタミン剤	816
409		トリホリン	TRIFORINE	農薬・殺菌剤	818
410		削除			
411		トリメトプリム	TRIMETHOPRIM	動物薬・合成抗菌剤	822
412		トリルフルアニド	TOLYLFLUANID	農薬・殺菌剤	824
413		トルトラズリル	TOLTRAZURIL	動物薬・寄生虫駆除剤	826
414		トルフェナム酸	TOLFENAMIC ACID	動物薬・非ステロイド系消炎剤	828
415		ナイカルバジン	NICARBAZIN	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	830
416		ナナフロシン	NANAFROCIN	動物薬・抗生物質	832
417		ナフシリン	NAFCILLIN	動物薬・抗生物質	834
418	★	ナプタラム	NAPTALAM	農薬・除草剤	836
419	★	ナフタロホス	NAPHTHALOPHOS	農薬・殺虫剤	838
420		ナプロアニリド	NAPROANILIDE	農薬・除草剤	840
421		ナプロバミド	NAPROPAMIDE	農薬・除草剤	842
422		ナラシン	NARASIN	動物薬・抗生物質・寄生虫駆除剤	844
423		ナリジクス酸	NALIDIXIC ACID	動物薬・合成抗菌剤	846
424	★	ニ塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	農薬・殺虫剤	848
425		ニコスルフロン	NICOSULFURON	農薬・除草剤	850
426		ニコチン	NICOTINE	農薬・殺虫剤	852
427		ニ臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤	854
428		ニタルゾン	NITARSONE	動物薬・寄生虫駆除剤	856
429		ニテンピラム	NITENPYRAM	農薬・殺虫剤	858
430		ニトラピリン	NITRAPYRIN	農薬・抗菌剤・硝化阻害剤	860
431		ニトロキシニル	NITROXYNIL	動物薬・寄生虫駆除剤	862
432		ニトロタールイソプロピル	NITROTHAL-ISOPROPYL	農薬・殺菌剤	864
433		ニフルスチレン酸ナトリウム	SODIUM NIFRUSTYRENATE	動物薬・合成抗菌剤	866
434		ネオマイシン	NEOMYCIN	動物薬・抗生物質	868
435		ネクイネート	NEQUINATE	動物薬・寄生虫駆除剤	870
436		ノシヘプタイド	NOSIHEPTIDE	動物薬/飼料添加物・抗生物質	872
437		ノバルロン	NOVALURON	農薬・殺虫剤	874
438		ノボビオシン	NOVOBIOCIN	動物薬・抗生物質	876
439		ノルゲストメット	NORGESTOMET	動物薬・ホルモン剤	878
440		ノルフルラゾン	NORFLURAZON	農薬・除草剤	880
441		ノルフロキサシン	NORFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	882
442		バージニアマイシン	VIRGINIAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	884
443	★	バーバン	BARBAN	農薬・除草剤	886
444		バクイノレート	BUQUINOLATE	動物薬・合成抗菌剤	888
445		バクイロプリム	BAQUILOPRIM	動物薬・合成抗菌剤	890
446		バクロブトラゾール	PACLOBUTRAZOL	農薬・成長調整剤	892
447		バシトラシン	BACITRACIN	動物薬・抗生物質	894
448		バミドチオン	VAMIDOTHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	896
449		パラコート	PARAQUAT	農薬・除草剤	898
450		パラチオン	PARATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	900
451		パラチオンメチル	PARATHION-METHYL	農薬・殺虫剤	902
452	★	バリダマイシン	VALIDAMYCIN	農薬・殺菌剤	904
453		バルネムリン	VALNEMULIN	動物薬・抗生物質	906
454		ハルフェンプロックス	HALFENPROX	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	908
455	★	バルベンダゾール	PARBENDAZOLE	農薬・殺虫剤	910
456		ハロキシホップ	HALOXYFOP	農薬・除草剤	912
457		ハロクソン	HALOXON	動物薬・寄生虫駆除剤	914
458		ハロスルフロンメチル	HALOSULFURON METHYL	農薬・除草剤	916
459		ハロフジノン	HALOFUGINONE	動物薬/飼料添加物・寄生虫駆除剤・抗原虫剤	918
460		パロモマイシン	PAROMOMYCIN	動物薬・抗生物質・寄生虫駆除剤	920
461	★	ビアラホス	BILANAFOS(BIALAPHOS)	農薬・除草剤	922
462		ビオレスメトリン	BIORESMETHRIN	農薬・殺虫剤	924
463		ピクロラム	PICLORAM	農薬・除草剤	926
464		ピコザマイシン	BICOZAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質	928
465		ピコリナフェン	PICOLINAFEN	農薬・除草剤	930
466		ピチオノール	BITHIONOL	動物薬・寄生虫駆除剤	932
467		ピテルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤	934
468		ヒDRAMETHYLNON	HYDRAMETHYLNON	農薬・殺虫剤	936
469		ヒドロキシニルフェニル硫酸銅	COPPER	農薬・殺菌剤・抗菌剤	938
470		ヒドロコルチゾン	HYDROCORTISONE	動物薬・ステロイド系消炎剤	940
471	★	ピノキサデン	PINOXADEN	農薬・除草剤	942
472		ビフェナゼート	BIFENAZATE	農薬・ダニ駆除剤	944
473		ビフェントリン	BIFENTHRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	946
474		ピペラジン	PIPERAZINE	動物薬・寄生虫駆除剤	948
475		ピペロニルブトキシド	PIPERONYL BUTOXIDE	農薬/動物薬・殺虫剤相乗剤	950
476		ピペロホス	PIPEROPHOS	農薬・除草剤	952
477		ヒメキサゾール	HYMEXAZOL	農薬・殺菌剤	954
478		ピメトロジン	PYMETROZINE	農薬・殺虫剤	956

No.	商品名	品目名	英名	主な用途	ページ
479		ピラクロストロビン	PYRACLOSTROBIN	農薬・殺菌剤・抗菌剤	958
480		ピラクロホス	PYRACLOFOS	農薬・殺虫剤	960
481		ピラゾスルフロンエチル	PYRAZOSULFURON-ETHYL	農薬・除草剤	962
482		ピラゾホス	PYRAZOPHOS	農薬・殺菌剤	964
483		ピラゾリネート	PYRAZOLYNATE	農薬・除草剤	966
484		ピラフルフェンエチル	PYRAFLUFEN ETHYL	農薬・除草剤	968
485		ピランテル	PYRANTEL TARTRATE	動物薬・寄生虫駆除剤	970
486		ピリダフェンチオン	PYRIDAFENTHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	972
487		ピリダベン	PYRIDABEN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	974
488		ピリチオバックナトリウム塩	PYRITHIOBAC-SODIUM	農薬・除草剤	976
489		ピリデート	PYRIDATE	農薬・除草剤	978
490		ピリフタリド	PYRIFTALID	農薬・除草剤・成長調整剤	980
491		ピリプロキシフェン	PYRIPROXYFEN	農薬・殺虫剤	982
492		ピリミカルブ	PIRIMICARB	農薬・殺虫剤	984
493		ピリミジフェン	PYRIMIDIFEN	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	986
494		ピリミホスメチル	PIRIMIPHOS-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	988
495		ピリメタニル	PYRIMETHANIL	農薬・殺菌剤	990
496		ピリメタミン	PYRIMETHAMINE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	992
497		ピレトリン	PYRETHRINS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	994
498		ピロキロン	PYROQUILON	農薬・殺菌剤	996
499		ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤	998
500	★	ピンドン	PINDONE	農薬・殺菌剤	1000
501		ファミフル	FAMPHUR	動物薬・殺虫剤	1002
502		ファミキサドン	FAMOXADONE	農薬・殺菌剤	1004
503		フィプロニル	FIPRONIL	農薬・殺虫剤	1006
504		フェナミホス	FENAMIPHOS	農薬・線虫駆除剤	1008
505		フェナリモル	FENARIMOL	農薬・殺菌剤	1010
506		フェントロチオン	FENTROTHION	農薬/動物薬・殺虫剤	1012
507		フェノキサプロップエチル	FENOXAPROP-ETHYL	農薬・除草剤	1014
508		フェノキシカルブ	FENOXYCARB	農薬・殺虫剤	1016
509		フェノキシメチルペニシリン	PHENOXYMETHYLPENICILLIN	動物薬・抗生物質	1018
510		フェノチオカルブ	FENOTHIOCARB	農薬・ダニ駆除剤	1020
511		フェノトリン	PHENOTHRIN	農薬・殺虫剤	1022
512		フェノブカルブ	FENOBUCARB	農薬/動物薬・殺虫剤	1024
513		フェリムゾン	FERIMZONE	農薬・殺菌剤	1026
514		フェンアミドン	FENAMIDONE	農薬・殺菌剤	1028
515		フェンクロルホス	FENCHLORPHOS	農薬/動物薬・殺虫剤	1030
516		フェンチオン	FENTHION	農薬・殺虫剤	1032
517		フェンチン	FENTIN	農薬・殺菌剤・軟体動物駆除剤	1034
518		フェントエート	PHENTHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1036
519		フェンバレレート	FENVALERATE	農薬/動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1038
520		フェンピロキシメート	FENPYROXIMATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1040
521		フェンブコナゾール	FENBUCONAZOLE	農薬・殺菌剤	1042
522		フェンプロスタレン	FENPROSTALENE	動物薬・ホルモン剤	1044
523		フェンプロパトリン	FENPROPATHRIN	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	1046
524		フェンプロピモルフ	FENPROPIIMORPH	農薬・殺菌剤	1048
525		フェンヘキサミド	FENHEXAMID	農薬・殺菌剤	1050
526		フェンメディファム	PHENMEDIPHAM	農薬・除草剤	1052
527		削除			
528		フサライド	FTHALIDE	農薬・殺菌剤	1056
529		ブタフェナシル	BUTAFENACIL	農薬・除草剤	1058
530		ブタミホス	BUTAMIFOS	農薬・除草剤	1060
531		ブチルヒドロキシアニソール	BUTYLHYDROXYANISOL	飼料添加物・抗酸化剤	1062
532		フッ化スルフル	SULFURYL FLUORIDE	農薬・殺虫剤	1064
533	★	ブトロキシジム	BUTROXYDIM	農薬・除草剤	1066
534		ブピリメート	BUPIRIMATE	農薬・殺菌剤	1068
535		ブプロフェジン	BUPROFEZIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1070
536		フマル酸オキシボコナゾール	OXPOCONAZOLE-FUMARATE	農薬・殺菌剤	1072
537		フラザスルフロン	FLAZASULFURON	農薬・除草剤	1074
538		ブラジクアンテル	PRAZICQUANTEL	動物薬・寄生虫駆除剤	1076
539		フラチオカルブ	FURATHIOCARB	農薬・殺虫剤	1078
540		フラボフォスフォリポール	FLAVOPHOSPHOLIPOL	動物薬/飼料添加物・抗生物質	1080
541		フラムプロップメチル	FLAMPROP-METHYL	農薬・除草剤	1082
542		プリフィニウム	PRIFINIUM	動物薬・自律神経剤	1084
543		プリミスルフロンメチル	PRIMISULFURON-METHYL	農薬・除草剤	1086
544		フリラゾール	FURILAZOLE	農薬・葉害軽減剤	1088
545		フルアクリピリム	FLUACRYPYRIM	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	1090
546		フルアジナム	FLUAZINAM	農薬・殺菌剤	1092
547		フルアジホップ	FLUAZIFOP	農薬・除草剤	1094
548		フルアズロン	FLUAZURON	農薬/動物薬・ダニ駆除剤	1096
549		フルオメツロン	FLUOMETURON	農薬・除草剤	1098
550		フルオルイミド	FLUOROIMIDE	農薬・殺菌剤	1100
551		フルカルバジンナトリウム塩	FLUCARBAZONE-SODIUM	農薬・除草剤	1102
552		フルキノナゾール	FLUQUINCONAZOLE	農薬・殺菌剤	1104
553		フルジオキシニル	FLUDIOXONIL	農薬・殺菌剤	1106
554		フルシトリネート	FLUCYTHRINATE	農薬・殺虫剤	1108
555		フルシラゾール	FLUSILAZOLE	農薬・殺菌剤	1110
556		フルスルファミド	FLUSULFAMIDE	農薬・殺菌剤	1112
557		フルチアセツメチル	FLUTHIACET-METHYL	農薬・除草剤	1114
558		フルトラニル	FLUTOLANIL	農薬・殺菌剤	1116
559		フルトリアホル	FLUTRIAFOL	農薬・殺菌剤	1118

No.	新緑通加	品目名	英名	主な用途	ページ
560		フルニキシム	FLUNIXIN	動物薬・合成抗菌剤	1120
561		フルバリネート	FLUVALINATE	農薬・動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1122
562		フルフェナセツ	FLUFENACET	農薬・除草剤	1124
563		フルフェノクスロン	FLUFENOXURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1126
564		フルフェンピルエチル	FLUFENPYR-ETHYL	農薬・除草剤	1128
565	★	フルプロパネート	FLUPROPANATE	農薬・除草剤	1130
566		フルベンダゾール	FLUBENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	1132
567		フルミオキサジン	FLUMIOXAZIN	農薬・除草剤	1134
568		フルミクロラックペンチル	FLUMICLORAC PENTYL	農薬・除草剤	1136
569		フルメキン	FLUMEQUINE	動物薬・合成抗菌剤	1138
570		フルメツラム	FLUMETSULAM	農薬・除草剤	1140
571		フルメトリン	FLUMETHRIN	農薬・動物薬・殺虫剤	1142
572		フルリドン	FLURIDONE	農薬・除草剤	1144
573		フルロキシピル	FLUROXYPYR	農薬・除草剤	1146
574		プレドニゾロン	PREDNISOLONE	動物薬・ステロイド系消炎剤	1148
575		プロクロラズ	PROCHLORAZ	農薬・殺菌剤	1150
576		プロシミドン	PROGYMIDONE	農薬・殺菌剤	1152
577		プロスルフロン	PROSULFURON	農薬・除草剤	1154
578		プロチゾラム	BROTIZOLAM	動物薬・神経系用薬	1156
579	★	ブロディファコウム	BRODIFACOUIM	農薬・殺鼠剤	1158
580	★	プロバキサホップ	PROPAQUIZAFOP	農薬・除草剤	1160
581		プロバクロー	PROPACHLOR	農薬・除草剤	1162
582	★	プロバジン	PROPAZINE	農薬・除草剤	1164
583		プロパニル	PROPANIL	農薬・除草剤	1166
584		プロパホス	PROPAPHOS	農薬・殺虫剤	1168
585	★	プロバモカルブ	PROPAMOCARB	農薬・殺菌剤	1170
586		プロバルギット	PROPARGITE, BPPS	農薬・ダニ駆除剤	1172
587		プロピコナゾール	PROPICONAZOLE	農薬・殺菌剤	1174
588		プロピザミド	PROPYZAMIDE	農薬・除草剤	1176
589		プロフェノホス	PROFENOFOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1178
590		プロヘキサジオンカルシウム塩	PROHEXADIONE-CALCIUM	農薬・成長調整剤	1180
591		プロベタンホス	PROPETAMPHOS	動物薬・殺虫剤	1182
592		プロベナゾール	PROBENAZOLE	農薬・殺菌剤・抗菌剤	1184
593		プロボキシカルバゾン	PROPOXYCARBAZONE	農薬・除草剤	1186
594		プロボキスル(プロボクスル)	PROPOXUR	農薬・動物薬・殺虫剤	1188
595		プロマシル	BROMACIL	農薬・除草剤	1190
596		プロムフェノホス	BROMOFENOFOS	動物薬・寄生虫駆除剤	1192
597		プロメカルブ	PROMECARB	農薬・殺虫剤	1194
598		プロメトリン	PROMETRYN	農薬・除草剤	1196
599		プロモキシニル	BROMOXYNIL	農薬・除草剤	1198
600	★	プロモクロロメタン	BROMOCHLOROMETHANE	農薬・燻蒸剤	1200
601		プロモブチド	BROMOBUTIDE	農薬・除草剤	1202
602		プロモプロピレート	BROMOPROPYLATE	農薬・ダニ駆除剤	1204
603		プロモホス	BROMOPHOS	農薬・殺虫剤	1206
604	★	プロモホスエチル	BROMOPHOS-ETHYL	農薬・殺虫剤	1208
605		フロラスラム	FLORASURAM	農薬・除草剤	1210
606		フロルフェニコール	FLORFENICOL	動物薬・合成抗菌剤	1212
607		ヘキサクロロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	農薬・殺菌剤	1214
608		ヘキサコナゾール	HEXACONAZOLE	農薬・殺菌剤	1216
609		ヘキサジン	HEXAZINONE	農薬・除草剤	1218
610		ヘキサフルムロン	HEXAFLUMURON	農薬・殺虫剤	1220
611		ヘキシチアゾックス	HEXYTHIAZOX	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1222
612		ベダプロフェン	VEDAPROFEN	動物薬・非ステロイド系消炎剤	1224
613		ベタメタゾン	BETAMETHASONE	動物薬・ステロイド系消炎剤	1226
614		ベナラキシル	BENALAXYL	農薬・殺菌剤	1228
615		ベノキサコール	BENOXACOR	農薬・葉巻軽減剤	1230
616	★	ベノキスラム	PENOXULAM	農薬・除草剤	1232
617		ヘプタクロ	HEPTACHLOR	農薬・殺虫剤	1234
618	★	ペブレート	PEBULATE	農薬・除草剤	1236
619		ペルメトリン	PERMETHRIN	農薬・動物薬・殺虫剤	1238
620		ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤	1240
621		ペンシクロ	PENCYCURON	農薬・殺菌剤	1242
622		ベンジルアデニン又はベンジラミノプリン	BENZYLADENINE(BENZYLAMINOPRIN)	農薬・除草剤・成長調整剤	1244
623		ベンジルペニシリン	BENZYL PENICILLIN	動物薬・抗生物質	1246
624		ベンスリド	BENSULIDE	農薬・除草剤	1248
625		ベンスルフロンメチル	BENSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	1250
626	★	ベンゾカイン	BENZOCAINE	動物薬・麻酔薬	1252
627		ベンゾビシクロ	BENZOBICYCLON	農薬・除草剤	1254
628		ベンゾフェナップ	BENZOFENAP	農薬・除草剤	1256
629		ベンダイオカルブ	BENDIOCARB	農薬・殺虫剤	1258
630		ベントゾン	BENTAZONE	農薬・除草剤	1260
631		ペンディメタリン	PENDIMETHALIN	農薬・除草剤	1262
632		ベンフルアカルブ	BENFURACARB	農薬・殺虫剤	1264
633		ベンフルラリン	BENFLURALIN	農薬・除草剤	1266
634		ホキシム	PHOXIM	農薬・動物薬・殺虫剤	1268
635		ホサロン	PHOSALONE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1270
636	★	ボスカリド	BOSCALID	農薬・殺菌剤	1272
637		ホスチアゼート	FOSTHIAZATE	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤	1274
638		ホスファミドン	PHOSPHAMIDON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1276
639		ホスホマイシン	FOSFOMYCIN	動物薬・抗生物質	1278
640		ホスメット	PHOSMET	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1280

No.	新規追加	品名	英名	主な用途	ページ
641		ホセチル	FOSETYL	農薬・殺菌剤	1282
642		ホメサフェン	FOMESAFEN	農薬・除草剤	1284
643	★	ホラムスルフロ	FORAMSULFURON	農薬・除草剤	1286
644	★	ポリオキシシン	POLYOXINS	農薬・殺菌剤	1288
645		ポリミキシシンB	POLYMYXINE B	動物薬・抗生物質	1290
646		ホルクロルフェニユロン	FORCHLORFENURON	農薬・成長調整剤	1292
647		ホルベット	FOLPET	農薬・殺菌剤	1294
648	★	ホルモチオン	FORMOTHION	農薬・殺虫剤	1296
649		ホレート	PHORATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤	1298
650		マデュラマイシン	MADURAMICIN	動物薬・寄生虫駆除剤	1300
651		マホブラジン	MAFOPRAZINE	動物薬・鎮静剤	1302
652		マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1304
653		マルボフロキサシン	MARBOFLOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	1306
654		マレイン酸ヒドラジド	MALEIC HYDRAZIDE	農薬・除草剤・成長調整剤	1308
655		ミクロブタニル	MYCLOBUTANIL	農薬・殺虫剤	1310
656		ミルネブ	MILNEB	農薬・殺菌剤	1312
657		ミルベメクチン	MILBEMECTIN	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤	1314
658		ミロキサシン	MILOXACIN	動物薬・合成抗菌剤	1316
659		ミロサマイシン	MIROSAMYCIN	動物薬・抗生物質	1318
660	★	メカルバム	MECARBAM	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1320
661	★	メコプロップ	MECOPROP	農薬・除草剤	1322
662		メシリナム	MECILLINUM	動物薬・抗生物質	1324
663		メソスルフロメチル	MESOSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	1326
664		メソトリオン	MESOTRIONE	農薬・除草剤	1328
665		メソミル及びチオジカルブ	METHOMYL, THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1330
666		メタアルデヒド	METALDEHYDE	農薬・軟体動物駆除剤	1332
667		メタクリホス	METHACRIFOS	農薬・殺虫剤	1334
668	★	メタゾール	METHAZOLE	農薬・除草剤	1336
669		メタベンズチアズロン	METHABENZTHIAZURON	農薬・除草剤	1338
670		メタミドホス	METHAMIDOPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1340
671		メタミロン	METAMITRON	農薬・除草剤	1342
672		メタラキシル及びメフェノキサム	METALAXYL, MEFENOXAM	農薬・殺菌剤	1344
673	★	メチオカルブ	METHIOCARB	農薬・殺虫剤	1346
674		メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1348
675		メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタム	METHYL ISOTHIOCYANATE, DAZOMET, METAM	農薬・線虫駆除剤・殺菌剤・殺虫剤・除草剤	1350
676		メチルプレドニソロン	METHYLPREDNISOLONE	動物薬・ステロイド系消炎剤	1352
677		メチルベンゾクエート	METHYLBENZOQUATE	動物薬・寄生虫駆除剤	1354
678		メトキシクロール	METHOXYCHLOR	農薬・殺虫剤	1356
679		メドキシフェノジド	METHOXYFENOZIDE	農薬・殺虫剤	1358
680		メトクロプラミド	METOCLOPRAMIDE	動物薬・整腸剤	1360
681	★	メトスラム	METOSULAM	農薬・除草剤	1362
682		メトスルフロメチル	METSULFURON-METHYL	農薬・除草剤	1364
683		メトレン	METHOPRENE	農薬・殺虫剤	1366
684		メトミノストロビン	METOMINOSTROBIN	農薬・殺菌剤	1368
685		メトクロール	METOLACHLOR	農薬・除草剤	1370
686		メトリブジン	METRIBUZIN	農薬・除草剤	1372
687		メパニピリム	MEPANIPYRIM	農薬・殺菌剤	1374
688		メピコートクロリド	MEPIQUAT-CHLORIDE	農薬・成長調整剤	1376
689		メビンホス	MEVINPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1378
690		メフェンピルジエチル	MEFENPYR-DIETHYL	農薬・葉巻殺滅剤	1380
691		メベンダゾール	MEBENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	1382
692		メロキシカム	MELOXICAM	動物薬・非ステロイド系消炎剤	1384
693		メンブトン	MENBUTONE	動物薬・止瀉剤	1386
694		モキシデクチン	MOXIDECTIN	動物薬・寄生虫駆除剤	1388
695		モネンシン	MONENSIN	動物薬・抗生物質	1390
696		モノクロトホス	MONOCROTOPHOS	農薬・殺虫剤	1392
697	★	モノリニユロン	MONOLINURON	農薬・除草剤	1394
698		モランテル	MORANTEL	動物薬/飼料添加物・寄生虫駆除剤	1396
699	★	ライドロマイシン	LAIDLOMYCIN	動物薬・抗生物質	1398
700		ラクトフェン	LACTOFEN	農薬・除草剤	1400
701		ラサロシド	LASALOCID	動物薬/飼料添加物・抗生物質	1402
702		ラフォキサニド	RAFOXANIDE	動物薬・寄生虫駆除剤	1404
703		リニユロン	LINURON	農薬・除草剤	1406
704		リファキシミン	RIFAXIMIN	動物薬・抗生物質	1408
705		リムスルフロ	RIMSULFURON	農薬・殺菌剤	1410
706		硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	農薬・殺虫剤	1412
707		リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	1414
708		リンコマイシン	LINCOMYCIN	動物薬・抗生物質	1416
709	★	リンデン(γ-BHC)	LINDANE (gamma-BHC)	農薬・殺虫剤	1418
710		ルフエヌロン	LUFENURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	1420
711	★	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬・殺虫剤	1422
712		レバミゾール	LEVAMISOLE	動物薬・寄生虫駆除剤	1424
713		ロキササルソン	ROXARSONE	動物薬・成長促進剤	1426
714		ロベニジン	ROBENIDINE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤	1428
715	★	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺鼠剤・血液凝固抑制剤	1430

※凡例[★:新規追加物質]

別表 3

加工食品基準設定農薬等目次

No.	品目名	英名	主な用途
1	アミトラズ	AMITRAZ	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤
2	アルジカルブ	ALDICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤
3	イミダクロプリド	IMIDACLOPRID	農薬・殺虫剤
4	エテホン	ETHEPHON	農薬・成長調整剤
5	エンドスルファン	ENDOSULFAN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	カルバリル	CARBARYL	農薬・殺虫剤・成長調整剤
7	カンタキサンテン	CANTHAXANTHIN	飼料添加物・色素剤
8	グリホサート	GLYPHOSATE	農薬・除草剤
9	グルホシネート	GLUFOSINATE	農薬・除草剤
10	クレソキシムメチル	KRESOXIM-METHYL	農薬・殺菌剤
11	クレトジム	CLETHODIM	農薬・除草剤
12	クロルデン	CHLORDANE	農薬・殺虫剤
13	クロルピリホス	CHLORPYRIFOS	農薬・殺虫剤
14	クロルピリホスメチル	CHLORPYRIFOS-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
15	クロルメコート	CHLORMEQUAT	農薬・成長調整剤
16	酸化フェンブタスズ	FENBUTATIN OXIDE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
17	ジクワット	DIQUAT	農薬・除草剤
18	ジコホル	DICOFOL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
19	シハロトリン	CYHALOTHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤
20	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
21	シベルメトリン	CYPERMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤
22	ジメチピン	DIMETHIPIN	農薬・除草剤・成長調整剤
23	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
24	臭素(臭化メチル)	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬・殺虫剤
25	スピノサド	SPINOSAD	農薬・殺虫剤
26	ダイアジノン	DIAZINON	農薬/動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
27	テブコナゾール	TEBUCONAZOLE	農薬・殺菌剤
28	テブフェノジド	TEBUFENOZIDE	農薬・殺虫剤
29	デルタメトリン及びトラロメトリン	DELTAMETHRIN,	農薬/動物薬・殺虫剤
30	テルブホス	TERBUFOS	農薬・殺虫剤・線虫駆除剤
31	パラコート	PARAQUAT	農薬・除草剤
32	パラチオンメチル	PARATHION-METHYL	農薬・殺虫剤
33	ビオレスメトリン	BIORESMETHRIN	農薬・殺虫剤
34	ビフェナゼート	BIFENAZATE	農薬・ダニ駆除剤
35	ビフェントリン	BIFENTHRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
36	ピペロニルブトキシド	PIPERONYL BUTOXIDE	農薬/動物薬・殺虫剤相乗剤
37	ピリプロキシフェン	PYRIPROXYFEN	農薬・殺虫剤
38	ピリミホスメチル	PIRIMIPHOS-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
39	ピレトリン	PYRETHRINS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
40	フェナミホス	FENAMIPHOS	農薬・線虫駆除剤
41	フェナリモル	FENARIMOL	農薬・殺菌剤
42	フェニトロチオン	FENITROTHION	農薬/動物薬・殺虫剤
43	フェンアミドン	FENAMIDONE	農薬・殺菌剤
44	フェンチオン	FENTHION	農薬・殺虫剤
45	フェンバレレート	FENVALERATE	農薬/動物薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
46	フェンプロパトリン	FENPROPATHRIN	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤
47	フルシラゾール	FLUSILAZOLE	農薬・殺菌剤
48	フルトラニル	FLUTOLANIL	農薬・殺菌剤
49	プロシミドン	PROCYMIDONE	農薬・殺菌剤
50	プロパルギット	PROPARGITE	農薬・ダニ駆除剤
51	プロフェノホス	PROFENOFOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
52	ヘプタクロル	HEPTACHLOR	農薬・殺虫剤
53	ペルメトリン	PERMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤
54	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
55	ボスカリド	BOSCALID	農薬・殺菌剤
56	ホレート	PHORATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤
57	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
58	メソミル及びチオジカルブ	MSOMYL, THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
59	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
60	メトプレネ	METHOPRENE	農薬・殺虫剤
61	リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬・殺虫剤・殺菌剤

No.	品目名	食品分類	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
1	アミトラズ (AMITRAZ)	綿実油(粗製)	0.05	Codex			0.05		1				2
2	アルジカルブ (ALDICARB)	綿実油(食用)	0.01	Codex			0.01						2
		らっかせい油(食用)	0.01	Codex			0.01						2
3	イミダクロプリド (IMIDACLOPRID)	柑橘類乾燥果肉	10	Codex			10						2
		小麦粉	0.03	Codex			0.03						2
		小麦ふすま	0.3	Codex			0.3						2
4	エテホン (ETHEPHON)	乾燥イチジク類	10	Codex			10						2
		干しぶどう	5	Codex			5	12		5			2
5	エンドスルファン (ENDOSULFAN)	綿実油(粗製)	0.5	Codex			0.5						2
6	カルバリル (CARBARYL)	オリーブ油(初搾)	25	Codex			25						2
		コーン油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
		小麦粉	0.2	Codex			0.2						2
		小麦胚芽	1	Codex			1						2
		小麦ふすま	2	Codex			2						2
		精米	1	Codex			1						2
		米ぬか	170	Codex			170						2
		大豆油(粗製)	0.2	Codex			0.2						2
		トマト果汁	3	Codex			3						2
		トマトペースト	10	Codex			10						2
		ヒマワリ油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
7	カンタキサンチン (CANTHAXANTHIN)	いくら	20	現行	20								
		すじこ	20	現行	20								
8	グリホサート (GLYPHOSATE)	綿実油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		綿実油(食用)	0.05	Codex			0.05						2
9	グルホシネート (GLUFOSINATE)	なたね油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		ヒマワリ油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
10	クレソキシムメチル (KRESOXIM-METHYL)	オリーブ油(初搾)	0.7	Codex			0.7						2
		干しぶどう	2	Codex			2						2
11	クレトジム (CLETHODIM)	大豆油(粗製)	1	Codex			1						2
		大豆油(精製)	0.5	Codex			0.5						2
		なたね油(粗製)	0.5	Codex			0.5						2
		なたね油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
		ヒマワリ油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
		綿実油(粗製)	0.5	Codex			0.5						2
		綿実油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
12	クロルデン (CHLORDANE)	精米	0.02	Codex			0.02						2
		綿実油(粗製)	0.05	Codex			0.05		0.05				2
		亜麻仁油(粗製)	0.05	Codex			0.05		0.05				2
		大豆油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		大豆油(精製)	0.02	Codex			0.02						2
13	クロルピリホス (CHLORPYRIFOS)	小麦粉	0.1	Codex			0.1						2
		コーン油(食用)	0.2	Codex			0.2	3					2
		綿実油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		干しぶどう	0.1	Codex			0.1						2
14	クロルピリホスメチル (CHLORPYRIFOS-METHYL)	小麦粉	2	Codex			2						2
		小麦ふすま	20	Codex			20		20				2
15	クロルメコート (CHLORMEQUAT)	小麦粉	2	Codex			2						2
		ライ麦粉	3	Codex			3						2
		小麦全粒粉	5	Codex			5						2
		ライ麦全粒粉	4	Codex			4						2
		小麦ふすま	10	Codex			10						2
		ライ麦ふすま	10	Codex			10						2
		なたね油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
16	酸化フェンブタスズ (FENBUTATIN OXIDE)	干しぶどう	20	Codex			20	20					2
		柑橘類乾燥果肉	25	Codex			25						2
		乾燥ブルーベリー	10	Codex			10	20					2

No.	品目名	食品分類	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
17	ジクワット(DIQUAT)	小麦粉	0.5	Codex			0.5						2
		小麦全粒粉	2	Codex			2						2
		小麦ふすま	5	Codex			5						2
		精米	0.2	Codex			0.2						2
		植物油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
18	ジコホール(DICOFOL)	綿実油(粗製)	0.5	Codex			0.5						2
		綿実油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
		乾燥ブルー	3	Codex			3						2
19	シハロトリン(CYHALOTHRIN)	綿実油(粗製)	0.02	Codex			0.02						2
		綿実油(食用)	0.02	Codex			0.02						2
20	ジフェニルアミン(DIPHENYLAMINE)	りんご果汁	10	Codex			0.5						2
21	シベルメトリン(CYPERMETHRIN)	植物油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
22	ジメチピン(DIMETHIPIN)	綿実油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
		綿実油(食用)	0.1	Codex			0.1						2
23	ジメトエート(DIMETHOATE)	オリーブ油(精製)	0.05	Codex			0.05						2
		オリーブ加工品	0.05	Codex			0.05						2
24	臭素(臭化メチル)(BROMIDE(METHYL-BROMIDE))	小麦全粒粉	50	Codex			50						2
		乾燥果実	30	Codex			30		30				2
		乾燥いちじく類	250	Codex			250		250				2
		乾燥なつめやし	100	Codex			100						2
		干しぶどう	100	Codex			100		100				2
		乾燥もも	50	Codex			50		50				2
		乾燥ブルー	20	Codex			20						2
		乾燥ハーブ	400	Codex			400						2
25	スピノサド(SPINOSAD)	綿実油(粗製)	0.01	Codex			0.01						2
		綿実油(食用)	0.01	Codex			0.01						2
26	ダイアジノン(DIAZINON)	乾燥ブルー	2	Codex			2						2
27	テブコナゾール(TEBUCONAZOLE)	干しぶどう	3	Codex			3						2
28	テブフェノジド(TEBUFENOZIDE)	干しぶどう	2	Codex			2						2
29	デルタメトリン及びトラロメトリン (DELTAMETHRIN, TRALOMETHRIN)	小麦粉	0.3	Codex			0.3						2
		小麦全粒粉	2	Codex			2						2
		小麦ふすま	5	Codex			5						2
30	テルブホス(TERBUFOS)	なたね油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
31	パラコート(PARAQUAT)	ヒマワリ油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		ヒマワリ油(食用)	0.05	Codex			0.05						2
		綿実油(食用)	0.05	Codex			0.05						2
32	パラチオンメチル(PARATHION-METHYL)	干しぶどう	1	Codex			1						2
33	ビオレスメトリン(BIORESMETHRIN)	小麦粉	1	Codex			1						2
		小麦胚芽	3	Codex			3		10				2
		小麦全粒粉	1	Codex			1						2
		小麦ふすま	5	Codex			5						2
34	ビフェナゼート(BIFENAZATE)	干しぶどう	1.2	銀行	1.2								2
35	ビフェントリン(BIFENTHRIN)	小麦粉	0.2	Codex			0.2						2
		小麦全粒粉	0.5	Codex			0.5						2
		小麦ふすま	2	Codex			2						2
36	ピペロニルブトキシド(PIPERONYL BUTOXIDE)	柑橘類果汁	0.05	Codex			0.05						2
		乾燥果実	0.2	Codex			0.2						2
		コーン油(粗製)	80	Codex			80						2
		小麦粉	10	Codex			10						2
		小麦胚芽	90	Codex			90						2
		小麦全粒粉	30	Codex			30						2
		小麦ふすま	80	Codex			80						2
		トマト果汁	0.3	Codex			0.3						2
37	ピリプロキシフェン(PYRIPROXYFEN)	綿実油(粗製)	0.01	Codex			0.01						2
		綿実油(食用)	0.01	Codex			0.01						2
38	ピリミホスメチル(PIRIMIPHOS-METHYL)	ライ麦全粒粉	5	Codex			5						2
		らっかせい油(粗製)	15	Codex			15						2
		らっかせい油(食用)	15	Codex			15		15				2
		乾燥なつめやし	0.5	Codex			0.5						2
		干し魚	8	Codex			8						2

No.	品目名	食品分類	基準 値案	参 考 基 準 図	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
39	ピレトリン(PYRETHRINS)	乾燥果実	0.2	Codex			0.2						2
40	フェナミホス(FENAMIPHOS)	綿実油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		らっかせい油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
41	フェナリモル(FENARIMOL)	干しぶどう	0.2	Codex			0.2	0.6					2
42	フェニトロチオン(FENITROTHION)	小麦粉	1	現行	1								2
		小麦全粒粉	5	Codex			5						2
		小麦ふすま	20	Codex			20	20					2
		小麦ふすま(加工)	2	Codex			2						2
43	フェンアミドン(FENAMIDONE)	トマトピューレー	2	現行	2								
		トマトペースト	2.2	現行	2.2								
44	フェンチオン(FENTHION)	オリーブ油(初搾)	1	Codex			1						2
45	フェンバレレート(FENVALERATE)	小麦粉	0.2	Codex			0.2						2
		小麦全粒粉	2	Codex			2						2
		小麦ふすま	5	Codex			5	5					2
		綿実油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
		綿実油(食用)	0.1	Codex			0.1						2
46	フェンプロパトリン(FENPROPATHRIN)	綿実油(粗製)	3	Codex			3						2
47	フルシラゾール(FLUSILAZOLE)	干しぶどう	1	Codex			1			1			2
48	フルトラニル(FLUTOLANIL)	精米	1	Codex			1						2
		米ぬか	10	Codex			10						2
49	プロシミドン(PROCYMIDONE)	ヒマワリ油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
50	プロバルギット(PROPARGITE)	オレンジ果汁	0.3	Codex			0.3						2
		干しぶどう	12	Codex			12						2
		柑橘類乾燥果肉	10	Codex			10						2
		コーン油(粗製)	0.7	Codex			0.7						2
		コーン油(食用)	0.5	Codex			0.5						2
		トウモロコシ粉	0.2	Codex			0.2						2
		らっかせい油(粗製)	0.3	Codex			0.3						2
		らっかせい油(精製)	0.3	Codex			0.3						2
		ぶどう果汁	1	Codex			1						2
		綿実油(食用)	0.2	Codex			0.2						2
		りんご果汁	0.2	Codex			0.2						2
51	プロフェノホス(PROFENOFOS)	大豆油(精製)	0.05	Codex									2
		綿実油(食用)	0.05	Codex			0.05	0.3					2
52	ヘプタクロル(HEPTACHLOR)	大豆油(粗製)	0.5	Codex			0.5		0.02				2
		大豆油(精製)	0.02	Codex			0.02		0.02				2
53	ペルメトリン(PERMETHRIN)	小麦粉	0.5	Codex			0.5						2
		小麦全粒粉	2	Codex			2						2
		小麦胚芽	2	Codex			2		2				2
		小麦ふすま	5	Codex			5	5					2
		大豆油(粗製)	0.1	Codex			0.1						2
		ヒマワリ油(粗製)	1	Codex			1						2
		ヒマワリ油(食用)	1	Codex			1						2
		綿実油(食用)	0.1	Codex			0.1						2
54	ペンコナゾール(PENCONAZOLE)	干しぶどう	0.5	Codex			0.5						2
55	ボスカリド(BOSCALID)	らっかせい油	0.15	現行	0.15								
		なたね油	5.0	現行	5.0								
		干しぶどう	8.5	現行	8.5								
56	ホレート(PHORATE)	らっかせい油(粗製)	0.05	Codex			0.05						2
		らっかせい油(食用)	0.05	Codex			0.05						2
57	馬拉チオン(MALATHION)	小麦粉	1.2	現行	1.2								
		小麦ふすま	20	Codex					20				2
		トマト果汁	0.01	Codex			0.01						2
58	メソミル及びチオジカルブ(MESOMYL, THIODICARB)	コーン油(食用)	0.02	Codex			0.02						2
		大豆油(粗製)	0.2	Codex			0.2						2
		大豆油(精製)	0.2	Codex			0.2						2
		綿実油(食用)	0.04	Codex			0.04						2
59	メチダチオン(METHIDATHION)	オリーブ油(初搾)	2	Codex			2						2
		綿実油(粗製)	2	Codex			2						2
60	メトプレン(METHOPRENE)	小麦粉	2	Codex			2						2
		小麦全粒粉	5	Codex			5						2
		小麦ふすま	10	Codex			10	5					2
		コーン油(食用)	0.2	Codex			0.2						2
61	リン化水素(HYDROGEN PHOSPHIDE)	乾燥野菜	0.01	Codex			0.01						2
		乾燥果実	0.01	Codex			0.01						2

ミネラルウォーター類の暫定基準（案）

（単位 mg/L）

項目	暫定基準値	WHO 飲料水 ガイドライン
アラクロール	0.02	0.02
アルディカーブ	0.01	0.01
アルトリン/ディルトリン	0.00003	0.00003
アトラジン	0.002	0.002
カルボフラン	0.007	0.007
クロルデン	0.0002	0.0002
クロロトルロン	0.03	0.03
クロルピリホス	0.03	0.03
シアナジン	0.0006	0.0006
2,4-D	0.03	0.03
2,4-DB	0.09	0.09
DDT 及び代謝物	0.001	0.001
1,2-ジブクロモ-3-クロロプロパン	0.001	0.001
1,2-ジブクロモエタン	0.0004	0.0004
1,2-ジクロロプロパン	0.04	0.04
1,3-ジクロロプロパン(D-D)	0.02	0.02
ジクロロプロップ	0.1	0.1
ジメエート	0.006	0.006
エンドリン	0.0006	0.0006
フェノプロップ	0.009	0.009
イソプロツロン	0.009	0.009
リンデン	0.002	0.002
MCPA	0.002	0.002
メコプロップ(MCPP)	0.01	0.01
メキシクロル	0.02	0.02
メラクロール	0.01	0.01
モリネート	0.006	0.006
ペンディメタリン	0.02	0.02
ペンタクロロフェノール	0.009	0.009
ヒリプロキシフェン	0.3	0.3
シマジン(CAT)	0.002	0.002
2,4,5-T	0.009	0.009
テルブチラジン	0.007	0.007
トリフルラリン	0.02	0.02

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における一律基準の設定について
(最終案)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入にあたっては、食品衛生法（昭和23年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき残留基準（暫定基準を含む。）を定めるとともに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」及び「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」を定めることが必要である。

このうち、「人の健康を損なうおそれのない量」について、その設定に関する考え方をとりまとめる。

I 法的背景等

食品衛生法第11条第3項（未施行）

①農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として、②飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第2条第1項に規定する③医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、④人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、⑤人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する⑥食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、⑦当該物質の当該食品に残留する量の限度について第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

①～③：ポジティブリスト制度の対象物質（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）

④：ポジティブリスト制度の対象外物質 ⑤：ポジティブリスト制度の一律基準

⑥：対象（食品（加工食品を含む。）） ⑦：ポジティブリスト制度の残留基準（暫定基準を含む。）

「人の健康を損なうおそれのない量」（以下「一律基準」という。）とは、当該量を超えて農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質を除く。以下「農薬等」という。）が残留する食品の販売等が規制されるものである。

ただし、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき規格が定められている場合は、この量は適用されず、当該規格が適用される。

すなわち、一律基準は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき残留基準が定められていない場合に適用されるものであり、具体的には次の二つの類型がある。

- (1) いずれの農作物等にも残留基準が設定されていない農薬等が農作物等に残留する場合。
- (2) 一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該基準が設定されていない農作物等に残留する場合。

農薬等の国内使用については、農薬取締法及び薬事法等によって規制がなされ、農薬等の使用が認められている農作物等については原則として残留基準が設定されるので、一律基準の適用は、国内で使用が認められていない農薬等が農作物等に残留している場合又は一部の農産物に使用が認められ残留基準が設定されている農薬等が当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合であると考えられる。

また、国外においても農薬取締法と類似の法規制によって農薬等の使用が一般に規制されており、ポジティブリスト制度導入のため、コーデックス基準や JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)及び JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定している諸外国（米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドの5ヶ国（地域））の基準を参考に暫定基準の設定を検討するとともに、我が国に輸出される農産物等に使用される農薬等について、当輸出を行う国から我が国に残留基準設定を要請する制度を設けていることから、一律基準は、基本的にこれらの国々でも使用が認められない農薬等に適用されるものと考えられる。

（参考）食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められる残留基準（暫定基準を含む。）の主な類型

- ① 農薬及び農作物等ごとに定められた基準
- ② 許容一日摂取量（ADI）を設定することができないと評価された農薬等に定められた「不検出」の基準
- ③ 抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質（①の基準が定められているものを除く。）を対象とする「含有してならない」とする基準

II ポジティブリスト制度を採用している諸外国における事例

（1）ポジティブリスト制度を採用している国々の事例

	一律基準
カナダ	0.1ppm（見直し中）
ニュージーランド	0.1ppm
ドイツ	0.01ppm
米国	一律基準は定められていないが、運用上、0.01～0.1ppm で判断している。

（2）ポジティブリスト制度へ移行するEUの事例

（文献1：REGULATION (EC) NO 396/2005 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC）

EUは、農薬の残留規制をポジティブリスト制度に移行することを平成17年3月に正式に決定したところであり、使用対象外の作物に残留する場合（すなわち基準が設定されていない農作物等に残留する場合）や安全性に関する資料がない場合（すなわちいずれの農作物にも基準が設定されていない農薬等が残留する場合等）には、0.01mg/kg を基準とし、この基準を超えるレベルで残留することを禁止することとしている。これについては、①分析技術上ゼロトレランスは達成出来ないこと、②既存農薬ではこの基準により消費者の健康が保護されること（ただし、この設定が例外となる場合には、さらに低い残留基準が規定される。）、③施行にあたって、詳細な検査よりも検査効率が優先されることによるものと説明している。

EUでは、現在「分析定量下限値(Level of Determination: LOD)」とする規定を適用しているものとして、既に失効した農薬で作物等に残留する可能性がない場合や登録される農薬であっても使用対象の作物でないことから当該作物に残留する可能性がない場合などがあるが、これらについて統一的な取扱いを示すことが求められている。これは、ポジティブリスト制度への移行にあたり、現在加盟各国において使用されている多くの農薬が再評価などに係る経済的理由により使用できなくなることなどから、基準が設定されない場合に域内での流通や輸入を

認めない時に食品から農薬が検出される事例があると当該食品流通の可否の判断が個別事例毎に任意に判断され不明確になることや、分析定量下限値で管理するとしても残留物質の定義や分析方法などが必要となる正式に承認された分析法がないことなどを踏まえ、0.01mg/kg を基準とする考え方を示した。

欧州委員会健康消費者保護局植物防疫部担当者は、平成16年6月、欧州委員会で検討中であった一律基準について、

- ① 一律基準 0.01ppm は、これまでに設定した残留基準のなかで最小である。
また、農薬適正使用 (GAP) に基づき、一律基準 0.01ppm より厳しい残留基準を設定する場合がある。
- ② 規則案は、現在、欧州議会及び欧州理事会において協議中であり、一律基準を 0.01ppm とする規定は残っているが、一律基準を分析法に基づく「検出限界値」 (default LOD) とする可能性もある。
- ③ 欧州委員会では、食品科学委員会 (Scientific Committee on Food) に対して、ベビーフードにおける農薬等の残留基準として 0.01ppm が適当であるか諮問し、1997年にその答申が出ている。答申では、人口のなかで最も感受性の高いグループである乳児は、0.01ppm がほとんどの場合において安全であるとしている。
- ④ 食品科学委員会の評価では、乳幼児の食事量を 48g/Kgbw/day と推計し、欧州委員会が諮問する残留基準 0.01ppm とした場合、ADI が 0.0005mg/kgbw/day 以下であれば、ADI を超える可能性があり、また、0.01ppm は毒性評価に基づくものではないが、ADI が 0.0005mg/kgbw/day を上回る場合、0.01ppm を超える乳幼児用食品が乳幼児の健康に対するリスクを必ずしも示すものではないと結論づけている。

と述べていた。

なお、EU のポジティブリスト制については、平成17年3月に欧州連合官報に公示された規則に基づき、食品分類毎の残留基準等の設定後、導入されることとなっている。

(3) ポジティブリスト制度を行うニュージーランドの事例

ニュージーランドにおいては、同国食品法に基づく食品安全大臣告示として、農薬等の残留基準値 (MRLs) を規定しており、そのなかで「個別の基準を定められている農薬以外の農薬及び個別の基準が定められている農薬で基準のないものに適用され、0.1ppm を超えなければ販売可能」としている。

一律基準は、1987年にカナダの事例を参考にして設定されたもので、①その当時 0.1ppm が一般に検出限界と考えられており、個別分析法の検出限界とするのではなく、一律基準を設けることが効率的と考えられたこと、②その当時使用されていた全ての農薬の毒性評価と TMDI による暴露評価から、0.1ppm 以下であれば長期暴露の影響がないことが明らかになったことに基づき設定された。

高感度の分析法が開発されている今日においても、同国においては、農薬表示に記載されないマイナー作物の生産者に農薬使用の柔軟性を持たせるために、0.1ppm を一律基準として定めているが、残留農薬基準が適正な農薬使用 (GAP) を確認する手段であることから、GAP に基づき 0.1ppm より低い基準など適正な残留基準を設定する方針を取っている。

Ⅲ 一律基準が適用される農薬等が残留する食品の安全性

一律基準の適用対象となる農薬等については、上述のとおり、残留基準が設定されていない農薬等、すなわち安全性試験成績等に基づく個別のリスク評価がなされていない農薬等が含まれることから、これまでに農薬等のリスク評価を行った類似の化学物質の評価に基づき、当該農薬等の安全性について評価する必要がある。

1 安全性試験成績等に基づく個別のリスク評価がなされていない農薬等の安全性評価

- (1) 農薬等に関するものではないが、安全性試験成績等に基づく個別のリスク評価がなされていない化学物質について、許容される暴露量を評価した事例は次のとおり。

① JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) における香料の評価

(文献 2: Evaluation of Certain Food Additives and Contaminants - Forty-fourth report of the Joint FAO/WHO Expert Consultation on Food Additives, 1995)

香料の安全性評価において、毒性評価が十分でない化学物質については、許容される暴露量の閾値を $1.5 \mu\text{g/day}$ としている。

JECFA においては、香料が食品の通常成分であるものが多いこと、香料の食品への使用量が限られていること及び化学的構造的にグループ化が可能であることを踏まえ、毒性データの乏しい物質を含め香料全般の安全性評価を迅速に行うために構造活性相関を活用し、代謝・摂取量・毒性に関するデータを用い、判断樹に従って判断することとしている。

判断樹では、①構造クラス分類、②安全な産物への代謝の予見、③使用条件が構造クラス別の許容暴露閾値であるか否か、④物質あるいはその代謝物が生体成分であるか、⑤当該物質に無影響量 (NOEL) が意図する使用条件下で十分な安全性があるか及び⑥使用実態が $1.5 \mu\text{g/day}$ 以内であることを確認し、閾値内であると判断されるものについては安全性に関する懸念がないとし、判断出来ないものは追加データが必要であるものとしている。

② FDA (米国食品医薬品局) における間接添加物の評価

(文献 3: Food Additives: Threshold of Regulation for Substances Used in Food Contact Articles; Final Rule, 21 CFR Part 5, et al, 1995)

容器からの溶出物等の間接食品添加物の規制にあたり、許容される暴露量の閾値を $1.5 \mu\text{g/day}$ としている。

具体的には、容器・包装や器具に使用される物質のうち、その成分が食品に混入あるいは混入するおそれがあるものについて、当該物質を使用した際の食品中濃度が 0.5 ppb 以下であることが確認されている、あるいは予測される (これは、一日一人当たり 1.5 マイクログラム 以下の食品経由の暴露量 (一日一人当たり固形食品および液体食品をそれぞれ $1,500 \text{ グラム}$ 摂取した場合) に相当する。) 場合、当該物質が健康や安全性に関わる問題を他に有していないと判断し、食品添加物に関する規則から除外すると規定している。

③ 関連する主な文献

上記①及び②の一部の評価根拠となった毒性学的閾値 (Threshold of Toxicological Concern: TTC) の考え方は、「食物中の化学物質に関する毒性学的閾値—毒性試験の必要性を評価するための実用的手段」(文献 4: Kroes, R. et al, Threshold of Toxicological Concern for Chemical

Substances Present in the Diet: A practical tool for assessing the need for toxicity testing. Food and Chemical Toxicology, Vol. 38, No.2-3, pp255-312, 2000) などにまとめられている。

この解析においては、Munro 博士らによる 1996 年の化学物質データベースについて、発がん性と発がん性以外の毒性評価項目（神経毒性、免疫毒性、発生毒性等）のエンドポイントを評価し、同化学物質データベースをもとに導き出した発がん性エンドポイントから求めた $1.5 \mu\text{g}/\text{ヒト}/\text{日}$ の TTC が発がん性以外の毒性評価項目をも十分にカバーするかどうかを確かめるために実施された。

解析の結果、非発がん性エンドポイントは、いずれも発がん性エンドポイントより感度が低く、発がん性エンドポイントに基づく $1.5 \mu\text{g}/\text{ヒト}/\text{日}$ という TTC は適切な安全域を示すものであり、「食品中に存在する化学物質を本閾値未満の用量で消費する場合、特にリスクは伴わない」と結論づけている。なお、発がん性エンドポイントの設定にあたっては、発がんの生涯リスクが 100 万分の 1 を超えないことを目安としている。

その他、次の文献がある。

(文献 5 : Munro, I.C., et al., A Procedure for the Safety Evaluation of Flavoring Substances., Food Chemical Toxicology Vol.37, pp 207-232 (1999))

(文献 6 : Kroes, R., Kozianowski, G., Threshold of toxicological concern (TTC) in food safety assessment. Toxicology Letters Vol.127:pp 43-46 (2002))

(文献 7 : Kroes R, et al., Structure-based thresholds of toxicological concern (TTC): guidance for application to substances present at low levels in the diet. Food Chemical Toxicology Vol.42, pp. 65-83 (2004))

(2) 安全性に関するリスク評価がなされた農薬等の安全性評価

- ・食品に残留する農薬に関する基準の設定のために我が国で評価された ADI (240 農薬) 及び国際的に JMPR で評価された ADI (224 農薬) のうち、ADI の低い農薬については以下のとおりである。

農薬名	ADI($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$)
アルドリノ	0.1
ディルドリン	0.1
キナルホス	0.11
テルブホス	0.16
エンドリン	0.2
フィプロニル	0.2

注：農薬取締法では、アルドリノ、ディルドリン及びエンドリンの登録は失効している。

- ・食品に残留する動物用医薬品に関する基準の設定のために我が国で評価された ADI (29 動物用医薬品) 及び国際的に JECFA で評価された ADI (54 動物用医薬品) のうち、ADI の低い動物用医薬品については以下のとおりである。

動物用医薬品名	ADI(μ g/kg/day)
クレンプテロール	0.004
デキサメサゾン	0.015
酢酸トレンボロン	0.02
酢酸メレンゲステロール	0.03
エストラジオール-17 β	0.05

2 農薬等の暴露評価

上記の1の(1)の①JECFAにおける香料評価及び②米国FDAの間接添加物の評価において用いられている許容される暴露量の閾値(1.5 μ g/day)を体重50kgで換算した許容量(0.03 μ g/kg/day)と1の(2)のうち、許容量が最小である農薬(アルドリノ)及び動物用医薬品(クレンプテロール)が食品に0.01ppm(10ppb)残留すると仮定する場合、当該農薬等の許容される暴露量に達する食品の量は次のとおり試算される。

許容量	0.1 μ g/kg/day	0.03 μ g/kg/day	0.004 μ g/kg/day
	農薬(アルドリノ)に対する国内及びJMPRの評価における最小値	香料(JECFA)及び添加物(FDA)における毒性学的閾値(1.5 μ g/day相当)	動物用医薬品(クレンプテロール)に対する国内及びJECFAの評価における最小値
0.01ppm(10ppb)残留すると仮定する場合に、許容される暴露量に達する食品の量	$0.1\mu\text{g/kg/day} \times 50\text{kg} \div 10\text{ppb} (\mu\text{g/kg})$ =0.5kg (500g)	$0.03\mu\text{g/kg/day} \times 50\text{kg} \div 10\text{ppb}$ =0.15kg (150g)	$0.004\mu\text{g/kg/day} \times 50\text{kg} \div 10\text{ppb}$ =0.02kg (20g)

国民栄養調査に基づく食品の一日摂取量(国民平均)は、香料(JECFA)及び添加物(FDA)における毒性学的閾値に相当する食品の量である150gを、米を除く全ての食品が下回っている。

(国民栄養調査(平成10～12年)に基づく一日摂取量)

農畜産物	一日あたりの摂取量(国民平均)
米	190g
小麦	118g
大豆	56g
だいこん	47g
みかん	46g
乳・乳製品	143g
豚肉・豚肉加工品	36g
牛肉・牛肉加工品	21g
鶏卵・鶏卵加工品	20g

IV 一律基準の設定の考え方

次の考え方にに基づき、0.01ppm という一律基準を設定する。

- (1) 国内外において使用される農薬等は、一般にその使用に先立ち、毒性などについて評価を経た後に、使用対象作物や使用量などの制限のもとに使用され、また使用される農作物等に対してその使用方法と毒性評価に基づく残留基準が設定される。従って、一律基準は、基本的に、当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に適用されるものである。
- (2) JECFA、米国FDA等の安全性評価は香料や間接添加物等に関するものではあるが、化学物質の安全性という観点から農薬等についても準用できるものと考えられることから、許容される暴露量の閾値について $1.5\mu\text{g/day}$ を目安とすることには一定の合理性があるものと考えられる。この許容量は、人が一生にわたり摂取した場合においても安全を確保できる量と定義されている。
- (3) これまでに我が国又は国際的に JMPR 及び JECFA で評価された農薬及び動物用医薬品(419農薬等)の許容一日摂取量(ADI)のなかで、(2)において許容される暴露量の目安である $1.5\mu\text{g/day}$ の50kg体重換算のADIである $0.03\mu\text{g/kg/day}$ 未満のものは3動物用医薬品(全体の0.7%)であることから、 $1.5\mu\text{g/day}$ を許容量の目安とすることは妥当であると考えられる。
なお、ADIが $0.03\mu\text{g/kg/day}$ 未満と評価される農薬等であって、基準を設けない農産物等があるものについては、発がん性等の理由によりADIが設定できない農薬等と同様、個別の農薬等毎に分析法を定め、「不検出」として管理することが考えられる。
- (4) 仮に農薬等が0.01ppm残留する食品を150g摂食すると、当該農薬等の暴露量が $1.5\mu\text{g/day}$ となるが、①許容量は人が一生にわたり摂取した場合においても安全を確保できる量であること、②実際の国民の食品摂取量のうち150gを超えるものは米のみであること、③米についてはほぼ自給されており、かつ、農薬取締法の改正等により国内の農薬等の使用が厳正に規制されたことなどを考えると、農薬等の摂取量が許容される暴露量の目安である $1.5\mu\text{g/day}$ を一生にわたり超えることはあり得ないものと考えられる。
- (5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入している国々では、0.01ppmから0.1ppmという範囲で一律基準が設定されている。なお、同制度の導入が決定された欧州連合においては、0.01ppmという一律基準が設定された。

V 内閣府食品安全委員会における審議状況

内閣府食品安全委員会において、平成17年4月14日及び同月21日、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項第5号の規定に基づき食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する調査審議が行われ、同月28日、厚生労働大臣に対し、暫定基準を設定する物質の再点検など食品の安全性確保に関する観点から留意すべきと考える事項について意見具申が行われたが、当該意見の中に一律基準の設定に関するものは含まれていなかった。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質の指定について (最終案)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入にあたっては、食品衛生法（昭和23年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき残留基準（暫定基準を含む。）を定めるとともに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」及び「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」を定めることが必要である。

このうち、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について、その指定に関する考え方をとりまとめる。

I 法的背景

食品衛生法第11条第3項（未施行）

①農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として、②飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第2条第1項に規定する③医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、④人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、⑤人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する⑥食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、⑦当該物質の当該食品に残留する量の限度について第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

①～③：ポジティブリスト制度の対象物質（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）

④：ポジティブリスト制度の対象外物質 ⑤：ポジティブリスト制度の一律基準

⑥：対象（食品（加工食品を含む。）） ⑦：ポジティブリスト制度の残留基準（暫定基準を含む。）

「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）とは、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の対象外となるものである。

対象外物質は、農畜水産物の生産時等に農薬等が使用された結果として食品に当該農薬等が残留したとしても、その残留の状態、程度などからみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである場合に、指定されることとなる。

II 農薬取締法などにおける取扱い

(1) 農薬取締法における取扱い

① 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項においては、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合」、農林水産大臣の登録を要さない旨が規定されている。特定農薬としては、既に食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵が指定されている。農林水産省及び環境省は、平成16年3月に「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」（以下「特定農薬評価指針」という。）（別添）を定めている。

特定農薬評価指針では、(ア) 急性経口毒性試験、(イ) 変異原性試験、(ウ) 90日間反復経口投

与毒性試験及び(エ)有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験の各資料により人畜に対する安全性が確認されていることが求められている。

(参考) 農薬取締法(抄)

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

② 現在、農薬取締法により登録されている農薬のうち、農薬取締法に基づき登録保留基準が設定されていないものは、

(ア) 食品又は食品添加物に該当するもの

例) なたね油、でんぷん、オレイン酸ナトリウム、金属銀など

(イ) 微生物農薬に該当するもの

例) B T など

(ウ) 天敵農薬に該当するもの

例) アリガタシマアザミウマ、イサエアヒメコバチなど

(エ) 種子消毒など使用方法から残留する可能性がないもの

例) イブコナザールなど

がある。

(2) 食品安全基本法における取扱い

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条の規定に基づく食品健康影響評価により、

① 許容一日摂取量(ADI)の設定が不要とされた物質

例) アスタキサンチン

② 適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質

例) 牛用マンヘミア・ヘモリチカ不活化ワクチン、ぶり用感染症混合不活化ワクチン等不活化ワクチン及び鶏伝染性気管支炎生ワクチンなど

がある。

Ⅲ 海外における対象外物質の取扱い

(1) コーデックスにおける残留動物用医薬品基準

① PROCEDURES FOR RECOMMENDING MAXIMUM RESIDUE LIMITS RESIDUES OF VETERINARY DRUGS IN FOOD (1987-1999), FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA), Rome 2000

7. 最大残留限度(MRLs)

A. エンドポイント評価

(略)

当該化合物がヒトと動物で内因的に産生されるために、あるいはその他の確実な毒性学的検討の結果、ADIが不要であると委員会が決定した場合、委員会のMRL勧告もまた不要である。当該化合物の毒性学的検討の結果、安全性が保証できないという理由で、ADIが割り当てられていない場合、MRLの勧告は実施されるべきではない。

(略)

② コーデックスにおいて MRL が不要とされている物質例

- ア) エストラジオール 17β (牛)
- イ) プロゲステロン (牛)
- ウ) テストステロン (牛)
- エ) PST (porcine somatotropin) (豚)

(2) 米国における取扱い

① 米国における残留農薬基準の適用除外規定

米国では、一般に安全と考えられる農薬及び残留基準の適用除外について規定を設けている。

40 CFR Chapter 1 (連邦規則第 40 号第 1 章)

Sections 180.2 安全と考えられる農薬

- (a) 一般規則として、蜂蜜収穫時に忌避剤として用いられるベンズアルデヒド、硫酸第一鉄、生石灰、石灰硫黄、ソルビン酸カリウム、炭酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、硫黄、植物乾燥剤として湿重量で 4% を超えない範囲で使用されるメタケイ酸ナトリウム酸及び収穫後使用されるレモン油及びオレンジ油以外の物質は、一般に安全と考えられない。

Subpart C 残留基準の免除規定

Sections 180.950 低リスク物質の免除

特に除外する場合を除き、次の物質の使用による残留は、その使用が GAP 若しくは GMP に基づく場合、残留基準の適用から免除される。

(a) 一般に消費される食品

一般に消費される食品とは一般に栄養成分のため摂取される食品でかつ消費されるため販売若しくは流通する形態の食品にのみ適用する。

(1) これに含まれるものは、(ア) 砂糖、(イ) 香辛料、(ウ) ハーブ

(2) 含まれないものは、(ア) 変敗した食品、(イ) 落花生、ナッツ類、牛乳、大豆、卵、魚、甲殻類及び小麦及びその加工品、(ウ) アルコール飲料、(エ) 栄養補助食品

(b) 家畜飼料 食肉ミール及び農産物 (落花生などを除く)。落花生等の殻を含む。

(c) 食用油脂 農薬製剤に香料として用いられる油脂を除く

(d) 特定化学物質

次に掲げる物質の使用による残留は残留基準の適用から免除される。

抜粋) 酢酸、セルロース、デキストリン、乳酸、レシチン、珪素、塩化カリウム、塩化ナトリウム、尿素など

Sections 180.960 高分子物質の免除

次に掲げる物質 (高分子物質であり低リスク高分子物質として別に定めるもの) を農薬製剤に添加して使用する場合は残留は残留基準の適用から免除される。

抜粋) 酢酸エチニルエステルなど

Sections 180.1001 適用免除

(a) 当該物質が使用される農産物全てにおける残留量が公衆衛生上問題ないことが明らかな場合は、残留基準の適用から免除される。

(b) GAP に従い収穫前の作物に使用される場合、次の農薬は残留基準の適用から免除される。但し収穫時若しくは収穫後の使用は除く

- (1) (空欄)
- (2) N-Octylbicyclo(2,2,1)-5-heptene-2,3-dicarboximide
- (3) Petroleum oils
- (4) Piperonyl butoxide
- (5) (空欄)

- (6) Pyrethrum and pyrethrins
- (7) Rotenone or derris or cube roots
- (8) Sabadilla
- (c) GAP に従い収穫前若しくは収穫後の作物に農薬等の添加剤として使用される場合、残留基準の適用から免除される。
 抜粋) 酢酸、アセトン、塩化アンモニウム、安息香酸、活性炭など約 5 百物質
- (d) GAP に従い収穫前にのみ使用される場合、次の農薬は残留基準の適用から免除される。
 抜粋) アセトニトリル、家畜廃棄物、カラギナン、ジェチレングリコールなど約 5 百物質
- (e) GAP に従い動物に使用される場合、次の農薬は残留基準の適用から免除される。
 抜粋) 酢酸、エチルアルコールなど約 4 百物質

Sections 180.1002~1241 個別免除物質

(個別物質ごとに、特定の作物への適用について、残留基準の適用を免除している。)

② 米国における残留動物用医薬品基準の適用除外規定

CFR21.556 (連邦規則第 21 号 556)

一般規則；食品中の新規の薬剤の残留トレランス

- (a) ここで設定されるトレランスは、当該薬を投与した食糧生産動物の可食部における、動物薬の残留に基づいて設定される。適切なトレランスは下記のいずれかにより作られる。

(略)

- (4) 残留していることが測定出来るかどうか分からないが、残留していることが予想できない場合 (reasonable expectation が無い場合) は、トレランスの設定は必要ない。

- (5) 動物薬が代謝される、もしくはそのような形で吸収され、その残留が普通の臓器の構成成分と区別が付かない場合、トレランスの設定は必要ない。

CFR21.556 において MRL が不要とされている物質例

- ア) コリスチン (鶏は不要)
- イ) リンコマイシン (鶏は不要、豚は MRL 有り)
- ウ) トレンボロン

(3) EUにおける残留動物用医薬品基準の適用除外規定

① EEC No.2377/90 動物由来食品における動物用医薬品の MRL の設定に関する規則

Article 3

動物用医薬品として使用される薬理活性物質の評価に続いて、公衆衛生の保護のために、MRL を設定する必要がないことが明らかな物質については、当該物質を ANNEX II のリストに含めることとし、当該物質は Article 8 に規定されている手続きに準じて採択される。

「申請者への注意と指針についての注釈 動物由来食品における動物用医薬品の残留についての最大残留基準値 (MRL) の設定 2001 年 9 月」

第 II 部 委員会規則 EEC No.2377/90 に基づく EU による動物由来食品の残留動物用医薬品の最大残留限度 (MRL) の設定のための申請者への注意

I. 委員会規則 EEC No.2377/90 の目的と対象範囲

3. MRL の種類とその他の評価結果 (抜粋)

委員会規則 EEC No.2377/90 では、評価が終わった物質は、4 つの附属書のいずれかに掲載されるとしている。そのうち 3 つの附属書のいずれかに掲載されると食用動物への使用が可能となる。

附属書 I は、最終的な MRL が設定された物質のリストを掲載している。すなわち、欧州医薬品審査庁動物用医薬品委員会 (CVMP) の見解として、当該物質の安全性評価に十分なデータが提出され、欧州委員会が MRL について最終的な決定を下すことを意味する。

附属書Ⅱは、評価が完了した時点で当該物質の残留がヒトの健康に危害を及ぼさないと考えられるため、MRL 設定が不要とされる物質のリストを掲載している。附属書Ⅱへの掲載の提案は、物質の残留評価のあとでしか行えない点に注意が必要である。従って、附属書Ⅱへの掲載の決定は、附属書Ⅰの物質についての MRL 設定と同じ意味を持つ。このため、「MRL の設定」という表現は、物質を附属書Ⅱに掲載することを含むのである。ただし、附属書Ⅱへの掲載の勧告は、休薬期間が必要ないということではない。今のところ休薬期間に関する決定は、物質毎に、加盟国あるいは販売承認の集中審査の関連で欧州委員会によって行われている。

② EEC No.2377/90 において MRL が不要とされている物質

以下のとおり 508 物質が MRL は不要とされているが、そのうち 214 物質については対象動物や使用方法について限定されている。

ア) 無機化合物 例) 酢酸水酸化アルミニウム、リン酸アルミニウム

イ) 有機化合物 例) 17β エストラジオール (注: 治療及び飼育技術使用に限る)、1-メチル-2-ピロリドン

ウ) 一般に安全とみなされている物質 例) アブシンチウム抽出物、アセチルメチオニン

エ) ホメオパシー薬として使用されている物質 例) セイヨウフクジュソウ、セイヨウトチノキ

オ) 食品添加物として使用されている物質 例) E 番号を持っている物質 (注: ヒト用消費のための食品添加物として認可されたものに限る。色素及び香料を除く食品添加物に関する欧州指令 (95/2/EC) の使用基準が定められている保存料 (附属書パート C に記載される保存料) は除く。)

カ) 植物由来物質 例) アロエベラ (注: 局所使用に限る)、トウキ、ダイウイキョウ

(4) オーストラリアにおける残留農薬及び残留動物用医薬品基準の適用除外規定

① Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority

食品及び飼料中の残留基準 (June 2004)

Table 5 残留基準値を設定する必要のない場合の物質の使用

ア) 食品や飼料に残留しない、残留が想定されない場合

イ) 残留物が自然に食品に含まれるものと区別がつかない場合

ウ) 残留物が毒性学的に重要でない場合

② オーストラリアにおいて MRL が不要とされている物質例

ア) メトラキシル (種子の処理に使用する場合)

イ) リンデン (種子の処理に使用する場合)

ウ) プロゲステロン (発情周期同調剤に使用する場合)

IV 対象外物質の指定の考え方

対象外物質指定の考え方は、次のとおりである。

- (1) 対象外物質としては、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを指定することが適当である。
- (2) 対象外物質としては、我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのないものを指定することが適当である。
- (3) 対象外物質について使用方法等の制限を付与することは法律上不可能なことから、海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていないものを対象外物質として指定することが適当である。
- (4) ポジティブリスト制度の施行後、必要に応じ一日摂取量調査等の実態調査等を行い、その調査結果を踏まえ対象外物質の対象を見直すこととする。

V 対象外物質

対象外物質として、次のとおり指定する。

- 食品安全基本法第 11 条に基づく食品健康影響評価により
許容一日摂取量 (ADI) の設定が不要とされた物質
 - ・アスタキサンチン

- 特定農薬
 - ・重曹

- 食品
(農薬)
 - ・クロレラ抽出物、シイタケ菌糸体抽出物、乳酸、尿素

- 食品添加物等
(農薬)
 - ・塩素、オレイン酸、カルシウム、ケイ素、ケイソウ土、コリン、ソルビン酸、鉄、パラフィン、ヒドロキシプロピルデンプン、プロピレングリコール、マシン油、レシチン、ワックス
- (動物用医薬品)
 - ・ビタミン類
 - アスコルビン酸、イノシトール、カルシフェロール、 β -カロチン、コバラミン、チアミン、トコフェロール、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ピリドキシン、リボフラビン、ナイアシン、レチノール、葉酸

- ・アミノ酸類

アスパラギン、アラニン、アルギニン、グリシン、グルタミン、セリン、チロシン、バリン、ヒスチジン、メチオニン、ロイシン

- ・ミネラル類

亜鉛、カルシウム、セレン、鉄、銅、バリウム、マグネシウム、ヨウ素

- ・その他

アンモニウム、 β -アポ-カロチン酸エチルエステル

○その他

- ・銅、硫黄、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、ケイ皮アルデヒド、カリウム、鉄、ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン

[illegible]

(動物用医薬品：飼料添加物：ミネラル類)	塩化カルシウム、塩化マグネシウム、グリセリン酸カルシウム、グルコン酸亜鉛、グルコン酸カルシウム、グルコン酸銅、酸化マグネシウム、水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、硫酸銅、硫酸カルシウム、硫酸亜鉛、クエン酸、コハク酸、クエン酸ナトリウム、DL-トリートメント、フマル酸第一鉄、ペプチド鉄、乳酸カルシウム、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、セレン酸バリウム、炭酸亜鉛、ペプチド亜鉛、硫酸亜鉛メチオニン、ペプチド銅	重鉛、カルシウム、セレン、鉄、銅、バリウム、マグネシウム、ヨウ素 ※農薬等として使用された物質が化学的に変化した物質として整理
(動物用医薬品：飼料添加物：その他)	硫酸アンモニウム、カフェイン、デオキシコリン、パバイン、プロパン、ペタイン、ラリン、トリブシン、β-アポ-8-カロチン酸エチルエステル	アンモニウム、β-アポ-カロチン酸エチルエステル ※硫酸アンモニウムは、残留農薬等として使用された物質が化学的に変化した物質として整理 ※カフェイン、デオキシコリン、パバイン、プロパン、ペタイン、ラリン、トリブシン、β-アポ-8-カロチン酸エチルエステルは残留しない
その他(農薬、動物用医薬品)	(農薬) 銅、硫黄、ガーリックオイル、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、硫酸第二銅、水酸化第二銅、石油、脂肪酸塩、脂肪酸エステル、ケイ皮アルデヒド、重炭酸カリウム、リン酸鉄、高級脂肪酸エステル (動物用医薬品) ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン	銅、硫黄、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、ケイ皮アルデヒド、カリウム、鉄、ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン ※硫酸第二銅、水酸化第二銅、重炭酸カリウム、リン酸鉄は農薬等として使用された物質が化学的に変化した物質として整理 ※脂肪酸塩、脂肪酸エステル、高級脂肪酸エステルは個別の物質を示していないため対象外物質として規定できない ※ガーリックオイルは食品である。
微生物農薬	(殺虫剤) スタイナーネマ・グラセライ、チャハマキ顆粒病ウィルス、バズーリ・ア・ベネトラン、バネテイシウム・レカニ、ベキロマイセス・フモソセウス、ボネベリア・バツシア・ナ、ボネベリア・ブロンニア、タイ、モナク로스ボリウム・フィマトバガム、リンゴコカクモハママキ顆粒病ウィルス、B.T (死菌)、B.T (生菌) 等	この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。
(殺菌剤)	シュードモナス・フルオレツセシス、シュードモナスCAB-02、ズッキニーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株ZY95、タラロマイセス・フラス、トリコデルマ・トロピリテ、パチルス・ズブチリス、非病原性エルビニア・カロトボータ、非病原性フザリウム等、AMPELOMYCES QUISQUALIS	この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。
(除草剤)	ドレクステラ・モノセラ等	この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。
天敵農薬	(殺虫剤) アリガタシマアザミウマ、イサエアヒメコバチ、オンシツツヤコバチ、ククメリスカブリダニ、コレマンアブラバチ、サバクツヤコバチ、ショウガタマバチ、タイリクヒメハナカメムシ、チリカブリダニ、デジエネランスカブリダニ、ナミチントウ、ナミヒメハナカメムシ、ハモグリコマユバチ、ミヤコカブリダニ、ヤマトクサカダゴウ等	この項は全て削除する ※栽培段階で使用される昆虫等であり残留しない。

暫定基準(第二次案)等に対して寄せられた主な意見とその回答
(個別の基準値に係る意見を除く)

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
1	1	ポジティブリスト制に係り、最終製品を単にサンプリングして、分析するだけでは消費者を適切に保護することは不十分である。フードチェーンにおいて、予防措置的なアプローチを含んだ一貫したマネジメントが重要であり、このような視点・考え方を序文に追加するべき。	日本生活協同組合連合会	144	ポジティブリスト制に係る、生産、流通段階を通じた一貫的なマネジメントが重要であることについては、今後ともリスクコミュニケーション等を通じてその周知を図って参りたい。
2	1	いわゆる優位的地位にある事業者(流通業、小売業及び加工度の低い食品原材料を購入し加工度の高い食品を製造している食品製造業など)等が、明らかに使用実態のない物質も含め無用な農薬分析(例えば約700種類の全物質分析)の証明書を提出させる等の行為がないよう、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁と連携し、監視・指導願いたい。(同旨多数)	財団法人食品産業センター・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・日本エキス調味料協会・水産食品衛生協議会・(社)日本植物油協会他	71・75・83・99・113・128、他	ポジティブリスト制の趣旨は、現在、残留基準が設定されておらず規制がかからない農薬等について、規制がかかるものとする制度であり、基準が設定された全ての農薬等について検査を求める制度ではありません。生産流通の各段階における的確な管理と情報交換が大切です。使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。例えば、当該農作物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてもリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。
3	1	輸入者に対し、使用農薬ではない薬剤を含めた、すべての物質の残留検査結果の提示などの対応困難な要求が行われないように、流通・小売業者への情報提供と指導や一般消費者への情報発信と食育などを推進願いたい。(同旨2件)	日本水産(株)・雪印乳業株式会社	19・31	
4	1	輸入加工品への暫定基準適用について ポジティブリスト制の対象となる輸入品については、輸入日(通関日)で判断するのか、輸入品が製造された製造日で判断するのか不明確である。 国産品で暫定基準の対象となるのは施行日以後に製造された食品の方向で検討する、とされているが輸入品にあっても同じ取り扱い(製造日)としていただきたい。(同旨多数)	日本水産株式会社・雪印乳業株式会社・(社)日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社・財団法人食品産業センター・水産食品衛生協議会、他	19・31・49・69・71・113、他	法律に定めるとおり、輸入品については輸入日(通関時)をもって国内流通が開始することから、輸入日をもって暫定基準等適用の判断を行うこととなります。なお、加工食品については、製造後長期間流通するものがあることから、暫定基準等の適用対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
5	1	農産物は栽培から収穫までに日数を要し、また農作物にそれぞれに季節性がある。従って告示後6ヶ月の周知期間では足りない場合が多いと考えられ、施行後に一定の移行期間をもうけることが妥当である。(同旨2件)	三井物産(株)、日本冷凍食品協会	37・42	ポジティブリスト制の施行については、国内外での農薬登録及び適正使用に基づき設定されるコーデックスなどの残留基準を参考とした暫定基準を設定すること、一次案や二次案を公表するなどその全体像を余裕をもって示していることなどから、従来の残留基準と同様の周知期間を検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
6	1	新たに検査項目に加えたものについて、分析などの準備に必要な期間を設けるべき。地域などの事情により、施行を順次行うべき。[原文英語]	Chinese Government	134	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くことを検討しています。なお、分析法に関しては検討状況に関する情報提供を行ってきていることから、この情報も参考に対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
7	1	告示後、施行までの期間を6ヶ月としているが、動物薬の休業期間の変更(又は新基準下で今までの休薬で充分対応できる旨の確認)、分析方法の普及など実施のための様々な体制を準備するために必要十分な期間を設定していただきたい。	畜水産品残留安全協議会	33	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くこととしています。また、既に2次案も公表していることから、同案も参考と対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
8	1	国内での使用物質と外国での使用物質とに分類されたいこと、また、物質毎に使用時期等の情報を明示されたいこと。(同旨2件)	雪印乳業株式会社・(社)日本乳業協会	31・84	ポジティブリスト制度は、国内外を問わず適用されるものであり、分類の必要性は認められません。また、農薬等は、使用の必要性が発生した時点で使用されるものであり、使用時期に関する情報提供を行うことは困難と考えます。なお、既に公表した二次案の中で、国内外の基準の有無、すなわち使用認可の有無を示しているのので、参考にして頂きたいと思います。
9	1	最終告示までの間に参考諸外国・地域において残留基準が設定される農薬等がでると考えられるが、これらについても暫定基準としての採用の考え方を明確にして告示までの間できる限りの採用を行っていただきたい。(同旨2件)	Northwest Horticultural Council・(株)日清製粉グループ本社/日清製粉(株)/日清フーズ(株)	15・46	WTO通報のコメント期限までに設定された農薬等の残留基準については、官報等の写しなど情報提供があれば暫定基準に反映します。
10	1	新規登録又は変更のあった米国のMRLの採用期限は。[原文英語]	The United States Government	142	No.9と同じ。
11	1	暫定基準のリストの見直しについて、農薬、動物用医薬品摂取量の実態調査の結果及び国際機関での検討状況等を総合的に判断し、優先順位品目を設定した上で、毒性資料のデータの収集、日本人の食品摂取量に基づいた暫定基準の見直しを要望する。	日本生活協同組合連合会	144	暫定基準の見直しにあたっては、国際機関での評価結果やマーケットバスケット調査による農薬等摂取量の多いものなどを優先して、安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいて残留基準の見直しを行うこととします。
12	1	1)作物グループの分類が、農薬取締法での登録保留基準、マイナー作物、食品衛生法の残留基準とでは、異なっているの、統一すべきである。 2)登録保留基準の果実にある数値は、種実やナッツ類に援用しない。国内での適用作物を調べ、種実、ナッツに適用がない場合は、基準値を設定しないよう変更されたい。	反農薬東京グループ	115	農薬取締法に基づく登録保留基準は農作物群毎に設定されていますが、設定にあたっては農作物群の摂取量に基づく暴露評価を行い一日摂取許容量(ADI)の範囲に収まることを確認されていると承知しています。また、いわゆるマイナー農作物に関する経過措置は、登録保留基準の農作物群毎の基準に基づいています。このようなことから、暫定基準は、登録保留基準が設定される農作物群の範囲の食品に基準を設けることとしました。
13	1	香辛料をスパイスとハーブに大別し、暫定基準2次案の「農産物名」に追加設定していただきたい。具体的には代表的な品目は単独で、残りは「その他のスパイス類」及び「その他のハーブ類」とした項目(例えば下記のとおり全部で27品目(略))を設定していただきたい。	全日本スパイス協会	110	スパイスとハーブについては既に独立して分類が設けられているものを除き「その他のスパイス」、「その他のハーブ」にまとめることとします。
14	1	清涼飲料の原料に乾燥した果実の皮(例えば陳皮と呼ばれるミカンの皮を乾燥したものなど)の使用実績があります。乾燥した果実の皮について、基準値の考え方(判断基準)をお示しいただきたい。(同旨2件)	社団法人全国清涼飲料工業会・サントリー株式会社	36・39	陳皮などオレンジピールなどについては、その他のスパイスに分類し暫定基準を設定することとします。
15	1	1)「食塩」は、ポジティブリストの対象になる食品でしょうか？ 2)「食塩」も対象になるならば、製造、加工、使用、保存方法の基準が定められていますでしょうか？ 3)また、農薬の測定頻度や合否判定法はどのように定められているのでしょうか？(同旨4件)	財団法人塩事業センター・鳴門塩業株式会社・(社)日本塩工業会・全国輸入塩加工包装協同組合	40・62・106・107	食塩は食品に該当するので対象となります。農薬等は農産物の生産時に使用されるものであることから、食塩の製造等に対して、残留農薬等の観点から、基準等を設ける必要はないと考えます。また、分析頻度等は残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
16	1	「その他の野菜」及び「その他の果実」の範囲。スペアミント及びオリーブはどこに該当するか。[原文英語]	The United States Government	142	「その他の野菜」等の範囲については、特掲した野菜等を除くものですが、より明確にするため、主な食品など可能な範囲で通知により示します。
17	1	欄外に記載される化合物を含めたリストを作成すべき。「その他の野菜」及び「その他の果物」の範囲を明確にすべき。[原文英語]	Australian Government	133	No.16と同じ。
18	1	お酒のジンなどを製造する際、香り付けに様々な草根木皮(添付資料1略)を使用するが、食品衛生法上、どの農作物に分類・規制されるのかわからないため、分類をお願いしたい。	サントリー株式会社	39	No.16と同じ。
19	1	親化合物と代謝物の相関を一覧にするべき。	日本生活協同組合連合会	144	脚注などに記載する親化合物と代謝物の相関などについては、一覧にまとめることとします。
20	2	抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質は原則「含有してはならない」。また12農薬等については食品中において「不検出」となっている。「含有してはならない」と「不検出」の違いを明確にしていたきたい。そして「含有してはならない」についても分析方法を明示し、検出下限を明確にし、農水畜産物生産者、食品製造者及び消費者に無用な混乱が起きないように考慮願いたい。 (同旨多数)	The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社・味の素株式会社・畜水産品残留安全協議会、他	16・33・96・100・107、他	遺伝毒性を有する発がん性等からADIが設定できない物質については、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。抗生物質については、個別の残留基準を設定するものを除き、現行の基準である「含有してはならない」が適用されます。なお、抗生物質の「含有してはならない」という基準については、畜水産物については既に検査法が通知されていますが、農作物についても開発することとしています。
21	2	抗生物質の「含まれてはならない」の基準について、ADIが評価された抗生物質については、NOEL(最大無作用量)が設定されており、この「含まれてはならない」という規定とは矛盾するものとなってしまいます。このため、少なくとも、諸外国でADIの評価に基づいてMRLの設定、又は、その他の基準による残留規制が行われている抗生物質については、この「含まれてはならない」の原則から除外されるべきであると考えます。例えば、MRLやその他の基準が少なくとも1種類以上の動物種で定められている抗生物質について、MRLの設定されていないその他の動物種やその他の組織・内臓を規制する場合には、「含まれてはならない」との基準を採用するよりも、その他の規制、例えば妥当な検査法による妥当な検出限界の手法で計った場合の基準により規制すべきである。	日本イーライリリー株式会社	122	No.20と同じ。
22	2	抗菌性物質を含有する農薬製剤の登録はすでに農薬取締法にそって農林水産省で認められており、その申請資料(再登録等を含む)には、毒性試験成績ならびに適用作物毎の国内の残留試験成績を含みます。したがって、国内で登録のある適用作物については「含有してはならない」とせず、登録に用いた検出限界値(0.05ppm)をもって暫定値としていただきたくお願い申し上げます。	ファイザー株式会社	20	農薬として使用される抗生物質の残留規制について、御指摘の国内登録がある農薬等は、登録時のデータに基づき使用基準等が設定されているものであって、食品衛生法上の「含有してはならない」という規定を満足してきたと考えられることからその透明化を図ることとし、登録時のデータを参考とし暫定基準を設定することとします。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
23	2	MRL設定を必要としない天然に由来する物質のリストを公表すべきである。[原文英語] (同旨7件)	California Farm Bureau Federation・National Potato Council・Cranberry Marketing Committee・International Federation for Animal Health(IFAH)・Animal Health Institute・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council	2・3・4・6・10・12・86	一般規則の4(自然に食品に含まれる物質で、その程度が一般に含まれる量を超えてはならない)の運用については、通知等で例示を示すこととしています。また、その量の多寡については引き続き調査研究を続け、その結果を公表してまいります。対象外物質については、農薬等の使用による食品への残留について、「その残留の状態、程度からみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである場合、その残留について規制を設けない」ものとし、その範囲を告示により定めることとしています。
24	2	自然界に存在する物質など、通常存在する濃度では、人体に有害な影響の無いものと判断される物質については、基準値のリストから除外されています。しかしながら一方で、人の健康を損なうおそれのない物質と判断される物質のすべてが、「対象外物質」としてリストに載せられているわけではありません。例えば、天然型の肥育ホルモンなどは、このリストから除外されており、何らかのリストにも掲載されずに宙ぶらりんの状況になっています。混乱を避ける意味からも、これらの物質についても「対象外物質リスト」への掲載を考慮してもらいたい。	日本イーライリリー株式会社	122	No.23と同じ。
25	2	自然に含まれる量を超えないという判断をするためには、自然に含まれる量のデータが必要となる。特にホルモン剤などこれまで国内でのデータ蓄積のない物質等、優先順位を定めて調査されたい。	日本生活協同組合連合会	144	No.23と同じ。
26	2	基準値の有効数字を1桁とする考え方であるが、平均値を採らない場合、数値を丸めるのではなく、そのままの数値を用いるべきではないか。	日本生活協同組合連合会	144	基準値の有効数字を1桁とする手法は国際的慣行(FAOガイドライン)に従ったものです。
27	3	不検出とする基準の科学的根拠。特に不検出と基準値が混ざっているもの。不検出とする基準の検査法。 [原文英語]	Chinese Government	134	遺伝毒性を有する発がん性等の理由からADIが設定できない物質については、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。現行基準で一部の作物に「不検出」とする基準を設けている農薬等の場合、現在基準を設けていない作物にコーデックスなどに基準値があるものについては、その基準値を参考に暫定基準を設定しています。
28	4	同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織・内臓等については、同一動物で暫定基準案が提示されている組織・臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織・臓器等に設定することとされているが、多くの場合基準が設定されている筋肉が残留性が最も低く、MRLにしたがってその他の臓器・組織に最も小さいMRLを適用すると、適切な休薬期間を定めた場合であっても、その他の臓器・組織の残留が違反になる可能性も想定される。 このため、諸外国と同様、MRL未設定臓器については、基準を設定しないか、又はマーケットバスケットの考えに基づき最も高いMRLを設定するなど、国際的に整合性の取れた規制の導入を再考頂きたい。 (同旨多数)	Animal Health Institute・The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・16・33・122、他	残留の程度に関して、一般にそのレベルは筋肉及び脂肪(以下、筋肉等)と肝臓、腎臓及びその他の内臓等(以下、肝臓等)で異なっており、このため、同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されており、それ以外の組織・臓器に基準が設定されていない場合については、筋肉等と肝臓等を区分し、それぞれの区分で暫定基準案が提示されている最も低い値を、同じ区分の基準の設定されていない組織・臓器に原則設定することとします。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
29	4	諸外国では、マイナー動物種の定義、残留の規制と休薬の取り方など、これらの動物種に動物用医薬品を効能外使用した場合の取扱いについても一定の基準を設定している。 主要な動物種に比べ、摂取量が相当低いマイナー動物種からの畜産物について、過剰な規制と、それによる使用可能薬剤の過度の使用制限を避けるためにも、主要動物の基準値と一貫性を持たせた基準値の設定と共に、妥当性のある残留管理法の導入の検討を願いたい。 (同旨多数)	Animal Health Institute, Canadian Animal Health Institute, The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community、畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・7・16・33・122、他	残留性試験データが提示されていない場合にあっては、異なる動物種間でのデータを引用することは困難です。
30	4	国内の動物薬、飼料添加物の基準値は、承認時の申請資料中にある残留性試験の検出限界値に基づいているが、その値は承認を受けた時代によっても異なり、時代とともに検出法が改良され、それに伴い、より低いレベルの検出限界値が要求されている。一方、第二次案に記載されている値は、動物薬では主に50ppb(或いはそれ以下)となっており、必ずしも承認時・指定時の検出限界値と一致しておらず、第二次案中の国内基準値が「科学的に設定されたものと考えている」というのは必ずしも当てはまらないと思われる。 単純に50ppb(又は国内での検出限界値)を基準値として当てはめるものでなく、諸外国でより妥当な科学的な評価によるMRLの設定のある物質、若しくは、諸外国でADIとバリデートされた定量(検出)限界値から、妥当な分析限界値が定められている場合、それらの基準値も十分考慮していただきたい。	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準の設定にあたっては、Codex基準が設定されていない場合、薬事法に基づく数値に従い設定しているものです。
31	4	基準値を参照した諸外国においても、必ずしも承認されたすべての物質に基準値が設定されているわけではなく、休薬ゼロ時点での残留が、検出限界値以下又はADIを超えない場合、MRLが設定されない場合、EUの飼料添加物のように、ADIとバリデートされた分析値などのデータからMRLを設定せずに、休薬期間を設定する場合もある。 このため、外国の基準値を参照する場合には、MRLが無いからといって単純に10ppbの一律基準値を適用するのではなく、当該国において設定された分析法の定量限界値についても、一つの基準値として考慮して頂きたい。	畜水産品残留安全協議会	33	基準を参照する国において動物等に対して使用が認められている場合であって、検出限界値をもって基準値としている場合には、検出限界値をもって暫定基準とします。
32	4	水産動物種の残留性については、臓器・組織の区別がなく、一つの基準が採用されている。しかしながら、哺乳動物と同様、魚類においても各組織中の残留性はまちまちで、また、従前の国内の残留性の検討は、可食部位を中心に限定された組織についてのみ実施している。現行の残留規制を考慮した、整合性のある対象臓器の設定や、科学的にみて妥当な規制方法の導入を望む。	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準は摂食する部位を対象に設定されるものであることを踏まえ、試験に供する部位については「一般に飲食に供する部位」等とし、分析法通知等において明示します。
33	4	緊急条項(第18節)による暫定基準を採用すべき。[原文英語](同旨7件)	The United States Government・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council・California Table Grape Commission・California Strawberry Commission・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・California Farm Bureau Federation	2・3・5・9・10・12・142	米国における病害虫の発生等に伴う農薬の緊急時使用にあたっては、米国EPAにおいてリスク評価等が行われ承認されることから、現在、使用が承認され基準が設定されているものについては、それらの基準を参考に暫定基準を設定します。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
34	4	米国で使用が認められている農薬(もちろん基準値が定められている)であって、現行案に掲載されていない農薬(事例:EPTC、Ferbam、Maneb、zineb、Ziram、Streptomycin等)が見受けられる。については、米国やEU等で使用が認められている農薬であって、現行案に掲載されていない農薬等を精査の上、追加されたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.19と同じ。
35	4	コーデックスにおける評価でStep6以上に進んだ基準値については、諸外国の基準値と併に、暫定基準値決定のための参考にしていただきたい。	Animal Health Institute、Canadian Animal Health Institute、畜水産品残留安全協議会	6・7・33	コーデックスにおける残留基準(MRL)はStep8で採択されることから、変更の可能性があるStep6の残留基準値について参考とすることは困難です。
36	4	コーデックスInterimMRLなどの設定状況を反映させるべき。	日本生活協同組合連合会	144	現在コーデックス残留農薬部会において、InterimMRLの設定方法なども含め議論が行われているところであると承知しています。従って、暫定基準設定の参考とすることは困難です。
37	4	複数の海外基準について、基準が大きく違う場合、単に平均値を採用するのではなく、設定根拠などの調査が必要。	日本生活協同組合連合会	144	基準値を参照する外国基準については、各国で残留性試験等に基づき科学的な方法により設定されていることから、参照する複数の国において基準が設定されている場合、その平均値の採用は妥当なものと考えます。
38	4	どのような場合にコーデックス基準よりも国内基準(登録保留基準)が採用されるのか不明確であり、『生産・流通や農薬の使用実態等を勘案』の適用範囲を明確にするべきである。 外国基準を基本とする具体例としては、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、トウモロコシ、大豆等が挙げられているが、国内基準(登録保留基準)を基本とする例及び根拠が明示されていない。実際、コーデックス基準が設定されながら国内基準(登録保留基準)が暫定基準として採用された例(類型1-2)としては「米(玄米)のパラコート」程度しか見当たらない。	株式会社ニチレイ	30	我が国で登録され使用される農薬のうち、作物残留試験結果と共に登録保留基準の採用の要請があったものについては、試験結果等を個別に確認のうえ、必要に応じ登録保留基準又は作物残留試験結果に基づく基準値を採用することとします。
39	4	残留基準と使用基準は一体で検討を行うべきものであり、特に農薬取締法で適正使用基準が設定されているものについては、国内法で安全性及び作物残留性について担保されているものと判断され、コーデックス基準よりも登録保留基準を優先することを基本とすべきである。 しかしながら、暫定基準の設定と連動した使用基準の見直し(使用時期、回数、希釈倍率等)は今回行われておらず、農薬取締法で定められた適正使用基準を遵守していても暫定基準を超過してしまうケースが考えられる。 ・登録保留基準よりもコーデックス基準を優先して採用する場合は、以下の手順が必要であると考え。 *既存の適正使用基準による作物残留が試験データ等によりコーデックス基準を下回ることが確認できる *使用方法の見直しを暫定基準設定と同時に進行。	株式会社ニチレイ	30	No.38と同じ。
40	4	飼料添加物については、設定根拠として「飼料安全法の検出もしくは定量限界値」が使用されているが、ADIを踏まえない定量限界値による規制に関しては、法令に従い適切な養殖管理を行ったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては、基準を超えて検出される可能性があると考えられる。国内法である飼料安全法や海外で使用されている飼料規格との調和を図るとともに、ADI・残留の実態等を踏まえた上で、科学的な根拠に基づく暫定基準設定の検討をしていただきたい。	日本水産(株)	19	飼料添加物に関する暫定基準については、適切な使用条件での残留性を踏まえて設定しているものであり、御指摘のような事例がある場合には、個別、具体的に事例をもってご相談をお願いしたい。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
41	4	日本で登録されていない農薬で、外国で状況が不明なものや毒性情報が不明なものは、原則として、残留基準を設定すべきでない。外国での登録実態及び使用実態を調査の上、毒性情報を求め、提案値を再検討して、残留基準を決めるべきである。 特に、外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しないという姿勢も必要である。 また、コーデックスや外国基準しかない農薬で、残留基準が多くの農作物に設定される場合には、理論推定摂取量(フードファクター×残留基準÷体重(50kg)の総和)を算出し、ADIの80%を超えるものは、基準案を再検討すべきである。	反農薬東京グループ	115	農薬使用については、農産物の種類や農産物に対する疾病や害虫の種類や程度、また農業形態などにより異なり、我が国と海外では必要となる農薬の種類や適用方法は異なることがあると承知しています。残留農薬基準は適正使用に基づき設定されるが、暫定基準の設定にあたって参考とした国際基準、登録保留基準及び米国等5カ国・地域の基準は、いずれも農薬登録などに基づき毒性評価などを行い、安全を確保するために設定されたものと考えています。「外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しない」とする考え方は、我が国が批准しているWTO条約における内外無差別の原則に反するものと考えます。なお、暫定基準については、マーケットバスケット調査により食品からの摂取量の実態を調べ、その量が多いものについては優先的に毒性試験など安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいた暴露評価に基づき残留基準を見直すこととしています。
42	4	日本で適用のない農作物に、外国の基準をそのまま援用するのではなく、日本国内で登録のある農薬を使い、日本の基準に適合する農作物の栽培方法をとるよう外国に求めるべきである。 たとえば、フツ化スルフリルは、日本では木材くん蒸のためしか農薬登録されていないが、ダウ・ケミカル日本がアメリカで穀類に基準が設定されたとの理由で、同国の残留基準が援用された。 ホップについては、ドイツの基準がそのまま援用されている場合が多い。	反農薬東京グループ	115	No.41と同じ。
43	4	基準の設定に際しては、コーデックスと外国基準を同等にみなし、最も低い値を採用する。 【理由】 ①貴省がコーデックスを最優先にしたのは、1995年に発効したWTO関連協定のうち、国際間の農産物取引を円滑にすることを目的とした「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)を根拠にしていると考えますが、同協定では「科学的に正当な理由がある場合、国際的基準等よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入又は維持することができる」となっており、貴省が他所で援用している外国基準(アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、カナダの五カ国)は科学的理由に基づいて定められたと考えられるから、コーデックスと同等とみなせる。 ②コーデックスなる国際規格は、食品の安全性を確保することを基礎においた上、食品の世界貿易を促進するために決められるものとされており、人に対する安全性を最優先したものではない。また、この食品規格を検討する委員会は、各国の行政機関や化学・食品関連企業の代表がメンバーとなっており、消費者サイドの意見が反映されにくくなっている。このようにコーデックスが必ずしも、毒性評価を最重要視して定められたものでないことから、特別視することなく、外国基準と同等のものとみなし、その中で、最も低い値を採用するのが妥当である。 ③基準案の中には、外国基準の平均値を採用したものがある。SPS協定ではこのような平均値の採用を求めている。科学的根拠があつて設定された値は同等に扱うべきである。 ④低い値の基準を設定することは、農薬総摂取量の低減につながる。	反農薬東京グループ	115	ポジティブリスト制の施行にあたっては、我が国がWTO協定に加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。コーデックス基準がなく登録保留基準がない場合外国基準を採用することとし、複数の国に基準がある場合平均値を採用することとしています。これは、参考とする外国基準は、当該国内産品のみならず輸入品にも適用されること、ポジティブリスト制度の導入にあたっては、数多くの農薬を対象としており、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行う困難であることからです。国際基準あるいは参考とした国内外の残留農薬基準は適正使用に基づき安全性が確保される範囲で設定されているものと考えています。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
44	4	日本登録保留基準を援用して、残留基準を設定したものがあるが、国内外で適用がない農作物については、原則として、基準を設定すべきでない。	反農薬東京グループ	115	No.12と同じ。
45	4	現行基準を含め、参考とする5ヶ国の基準を参照し、基準を設定すべき。[原文英語]	The United States Government	142	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあっては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、現行基準についてはその対象ではありません。
46	4	登録保留基準の採用は不適當。輸入割合の大きいものは外国基準を採用するがその判断基準が不明確。[原文英語]	The United States Government	142	登録保留基準は、農薬の毒性評価を行い、適正使用(GAP)に基づく作物残留試験成績に基づき基準を定め、暴露評価を行った上で定められるものであることから、国際的な残留農薬基準の設定方法と同じあり、暫定基準の参考として採用することは適當と考えます。輸入割合の大きいもので外国基準を採用するものは、自給率が50%以下で輸入相手国上位3カ国に外国基準を参考とする5カ国・地域が含まれるものとしています。
47	4	平均値の採用は不適當。ばらつきなどで例外的な平均値の採用は不明確。[原文英語]	The United States Government	142	平均値の採用についてはNo.37と同じ。ばらつきなどで例外的な平均値の採用(類型5-2)については、第2次案においてもその適用は極めて限られており、適用する必然性が低いと判断されるため類型から削除することとします。
48	4	暫定基準に関して、豪州基準よりも低いものがあり、豪州の基準が考慮されていない。また、今後登録される農薬等についてどのように反映させるのか？[原文英語]	Australian Government	133	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあっては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、今後登録される農薬等に関しては、「国外で使用される農薬等に係る残留農薬基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月25日厚生労働省食品安全部長通知)に示すガイドラインにより農薬等の基準の設定・改正を要望することが可能です。またNo.9もご参照ください。
49	4	科学的な評価を経て設定される残留基準であるので、平均値の採用は正しい方法ではない。[原文英語]	Australian Government	133	No.47と同じ。
50	4	ADIなど科学的根拠を提供してほしい。五ヶ国の基準などと貿易のバランスを考慮して基準を設定すべき。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあたっては、WTOのSPS協定にマンデートを持つCodex基準を優先的に採用しており、国民の安全の確保とともに、国際貿易にも配慮した対応を図っているところです。
51	4	同一作物群で基準の差が大きい。国産品に甘く、輸入品に厳しい。[原文英語]	Chinese Government	134	残留農薬は国際的にも、国内的にも、それぞれの農薬の作物毎の使用方法にそって適正に使用した場合の残留量を基本に検討することとされています。従って、同一作物群とはいえ、使用方法が異なる場合等にあっては、残留量が大きく異なることもあるものと考えます。なお、我が国の基準は国産品にも輸入品にも同一の数値が適用されますので、ご指摘のようなことはありません。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
52	4	同一カテゴリーの異なるタイプの食品について日本が規定した残留基準が、多くの差を生じていることは、全く非合理的である。 理論上、CAPITA毎の1日当たり摂取量は非常に異なっており、事実、日本で設定されるこれら食品に規定される基準は、多少大雑把であることが見受けられる。主として輸入に頼るこれら製品には、関連してより厳しいものである。明白なことは、規制案に貿易識別が存在していることであり、このことは、WTOの非識別規定に反するものです。例えば、牛と豚は共に哺乳動物に属しているが、アブラマイシン(39)の残留基準は、豚で0.006ppmであり、しかるに牛は0.1ppmである。他の例では、鶏とそれ以外の食鳥では、共に家禽に属するが、タイロシン(659)の基準値は、鶏について0.05ppmであり、他の食鳥については0.2ppmである。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあたっては、WTOのSPS協定にマンドートを持つCodex基準を優先的に採用し、以降、国内基準がある場合は国内基準を、さらに国内基準がない場合は参照する諸外国(5ヶ国)の残留基準を参考に行っているものであり、輸入品、国産品の観点で残留基準を設定しているものではありません。
53	5	加工食品への基準の適用が不明確。国際的に採用される濃縮係数などを採用すべき。スパイスに対する基準が存在しないが、加工食品にどのように適用するのか。諸外国及び輸入者に対する指導指針を示すべき。[原文英語]	The United States Government	142	No.54と同じ。なお、「国際的に採用される濃縮係数」があるのであれば、参考としますので具体的にご教示願います。
54	5	加工食品の基準適合性に関して、どのように判断するのか。[原文英語]	California Farm Bureau Federation • Australian Government	12・133	基準適合性の判断については、原料として用いた食品の基準適合の有無にあります。が、事前スクリーニングとして、原材料の使用比率や濃縮係数等による判断基準を、施行通知等において明確化することとします。
55	5	加工品において基準を超える農薬が検出された場合、単品の野菜原料を使用しているのであれば、原料野菜への換算は可能であるが、複数の原料を使用した場合、原因野菜への換算が不可能な場合が想定される。この場合の取り扱い(同旨3件)	小川邦彦・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社	18・96・100	No.54と同じ。
56	5	カルバリルの「乳製品」について範囲を明確にする必要がある。 別表3加工食品中の農薬残留基準一覧の基準値案において、「乳製品」に対するカルバリルの基準値案が0.1ppmとされている。一方、乳製品の原料である「牛の乳」のカルバリルの残留基準値案は0.05ppmとされている。当該基準値案はコーデックス基準に準拠したものであるとされているが、乳製品の製造に使用する「牛の乳」は品目により使用量が異なる。例えば、全粉乳は「牛の乳」を約10倍に濃縮されることから、「牛の乳」の基準値案:0.05ppm以下の原料である「牛の乳」を使用したとしても、「乳製品」である全粉乳中のカルバリルの残留量は基準値案以下になってしまう。 このような矛盾を解消するためにも「乳等省令」において定義がなされている乳製品とコーデックスにおいて使用されている「乳製品」の違いを明確にし「乳製品」の範囲を具体的に明示する必要があると考える。	(社)日本乳業協会	84	カルバリルの「乳製品」に関する基準は、Codex基準から削除されたことから、暫定基準の案から削除することとします。
57	5	加工食品である乳製品の生乳換算係数を策定されたい。 乳製品から一律基準を超えた農薬等が検出された場合であって、その検出農薬等が原料である生乳と考えられる場合には、生乳の使用割合から生乳中の当該農薬等の含有量を推定し、当該乳製品の適否を判定するものと理解している。 判断に齟齬が生じないよう、基本的な乳製品(脱脂粉乳、全粉乳、バター、チーズ等)について、「生乳換算係数」を策定することが重要と考える。	(社)日本乳業協会	84	No.54と同じ。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
58	5	乾燥野菜を生と同じにする為に水を加える時の倍率の問題ですが、現在基準にしている物が生の野菜の水分含有を測って、その分の水を加えて生と同じ状態にして測る、と思われそうですが、乾燥野菜の本当の水分値が変わってきます。乾燥野菜は可食部分だけを使用しており、生のそのままの物より2割位カットされていますので、最終加水は8倍より少し増えてくる物となります。8.5倍するのと、8倍するのでは、残留基準値で違いが出てきてしまいます。下記の表(略)で示しましたように各野菜によって数値にばらつきがでます。従いまして各乾燥野菜ごとに最終加水分値を設定いただくかまたは10倍程度に設定いただけないでしょうか。なお、各基準値表ごとにその設定値を注釈として記載いただけないでしょうか。	日本乾燥野菜協会	82	ご指摘の点も踏まえ、調査研究したいと考えますが、違反の判断根拠はあくまで原料とした野菜の基準適合の有無であって、水分含量による判断はその事前スクリーニングであることをご理解下さい。
59	5	原料用の濃縮果汁、野菜濃縮汁について確認いたします。加工食品中の残留基準(案)が設定されており、その中に、具体的な果汁名として「りんごジュース」、「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「ぶどうジュース」、「トマトジュース」などの名前が見られます。原料に使用されているものとしては、その他にも多くの果汁、野菜汁があります。この場合の取扱いの考え方としては、第1案が提案された時点で説明がありましたように、農産物に設定された残留基準をもとに判断して良いとの解釈でよろしいか。即ち、8倍濃縮の「ピーチジュース」の場合には、基準値の8倍をその判断基準として良いでしょうか。	日進通商株式会社	103	No.54と同じ。なお、ご指摘の8倍濃縮の場合には、基準値の8倍が目安となります。
60	5	現行案の加工食品中、果汁に関して「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「りんごジュース」及び「ぶどうジュース」の名称を用いているが、ここでいう「ジュース」とは、JAS法でいう「ストレート」及び「濃縮還元果汁100%」のもののみを指し、「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」は該当しないものと理解して良いか。もし、濃縮果汁及び果汁100%未満の果実飲料をも換算して対象とするならば、JAS法との関係で、「ジュース」という名称を用いるべきではない。	社団法人日本果汁協会	112	ご指摘のとおりです。
61	5	加工食品について、基準値(案)が設定されているものの以外については「個別の基準を設けず、原則として規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は、流通を可能とする。」とされている。しかしながら、「規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品」である旨を確認することは、特に輸入品にあつては難しく、最終的には「製品」の分析によって判断せざるを得ないものと考えられる。更に果汁の場合には、当該果実の搾汁率や農薬等の果汁への移行率等の複雑な要素が介在している。ついては、原料果実の基準値を踏まえて、どのように「果汁の基準値」を算出すべきか具体的にお示し願いたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.59と同じ。
62	5	「果汁の基準値」の算出方法を示すことが難しい場合には、全ての「果汁」「ジュース」の名称は用いない。)の基準値に、原料である「生果」の基準値をそのまま準用する旨、何らかの形で明文化されたい。また、内容①で指摘した「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」に基準値については、「ジュース」の値がある場合にはその値を用いて換算するのか、あるいは当該生果の値から改めて換算するのか否かについても併せて明文化されたい。	社団法人日本果汁協会	112	果実を搾って得られ、濃縮等の加工を行っていない果汁については、コーデックス基準を参考としジュースとして設定する場合を除き、原料である果実の基準を目安としてスクリーニングすることとします。なお、「ジュース」の基準がある場合には、濃縮果汁等にあつては「ジュース」の基準を目安に試算することとなります。
63	5	濃縮果汁、還元果汁及び果汁100%未満の果実飲料(表示された果汁含有量)の基準値算定に際してはブリックス値を用いて換算して良いか。良いとすれば、基準ブリックス値はCODEXに基づいた値ではなく、JAS法に基づいた値(例:オレンジ果汁の場合11° Brix、りんご果汁の場合10° Brix)を用いた方が良い。	社団法人日本果汁協会	112	JAS品については、JASの規定を目安とすることになります。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
64	5	加工ポテトは、日本の暫定基準はどのように適用されるのか教えてもらいたい。以前確認した際には、検体を水に戻して検査をし、生鮮ポテトの基準を適用すると理解している。このことを文書によって示してもらいたい。[原文英語]	National Potato Council	3	加工ポテトの加工の度合いによるが、水分含量等の調正をしたうえで、生鮮ポテトの基準を目安にすることとしている。
65	5	加工食品としての「全粒粉」の定義を明確にすべきである。(同旨3件)	日本製粉株式会社・株式会社日清製粉グループ本社・製粉協会	43・46・127	「全粒粉」については、小麦など原料となった穀物の基準を目安とすることとします。
66	7	一律基準に関して、リスク管理措置としての考え方を採用すべき。	日本生活協同組合連合会	144	一律基準値に関しては、食品安全委員会における食品安全基本法第23条第1項第5号に基づく調査審議が行なわれましたが、その考え方について特に意見は提出されておられません。
67	7	発ガン性を有する物質であっても、毒性学的閾値以下であれば安全とする記載は適当でない。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘の点は、国際機関等における考え方や学術論文の概要を紹介したものです。
68	7	一日摂取許容量(ADI)の設定された農薬等(農薬、飼料添加物、動物用医薬品)と未設定あるいは毒性の問題から取り消された農薬等に対して、同一の一律基準値を設定することは、法第11条第3項の趣旨に反する。 【提案】 ADIの設定されている農薬等とADI未設定の農薬等で異なる一律基準値を設定すべきである。(同旨2件)	農薬工業会・日本水産株式会社	17・19	No.66と同じ。なお、ポジティブリスト制度を既に採用している諸外国においても、ご指摘のような事例はなく、法的にも問題のないものと考えております。
69	7	一律基準値の設定にあつては、対象となる農薬、飼料添加物、動物用医薬品の特性を考慮すべきである。すなわち、対象物質のうち約7割が「農薬」であるのに対して、極端に低い動物用医薬品のADIを考慮して一律基準を提案している。特にADIが設定されている農薬には過度に小さな一律基準である。 【提案】 人畜に対する生理化学物質である動物用医薬品と農薬とは異なる一律基準値を設定すべきである。	農薬工業会	17	No.66と同じ。なお、先に示した基本的な考え方においては、ご指摘の動物薬のADIに基づく試算以外にも種々の試算を行っており、また、EUでは本年1月に一律基準に相当するデフォルト(初期値)を農薬に対して0.01ppmと設定しています。
70	7	ポジティブリストに掲載されている物質については、いずれかの国で科学的な評価によりADIが設定され、それに基づく基準値の設定がなされた物質であるため、一律基準はNZの100ppbを用いることが妥当である。EUの10ppbは、動物に用いる化学物質でないことから過剰規制になりかねない。諸外国においても、基準値リストに掲載のない物質に対する厳しい規制の実施は行われておりますが、少なくとも基準値に掲載された物質については、特段の理由がない限り、10ppbと比べて厳しい規制は引いていないと思われます。再考をお願いします。	日本イーライリリー株式会社	122	No.66と同じ。なお、ニュージーランドの一律基準はカナダのものを参考としたと説明されていますが、カナダでは見直しがなされているところと承知しています。
71	7	提案されている一律基準値は毒性などの情報が十分でない化合物を前提とされているようであり、また引用されているADIも0.03 ug/kg/day未満という非常に毒性の強い化合物を想定されています。動物用医薬品として農林水産省に承認される化合物は一般に十分な毒性の情報が有り、ADIも引用されているものと比べてはるかに大きいものがほとんどです。残留基準値の設定はあくまでADIにもとづいておこなうのが科学的であり、高いADIが明らかになっている化合物について、とりわけ特定の組織について諸外国で残留基準値が設定されていないとの理由だけで、0.01 ppmの一律基準値を設定するのは科学的ではないと思われます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	No.66と同じ。なお、一律基準は参考とした国々で使用が認められないものに適用するものです。
72	7	「人の健康を損なう云々」、即ちdefaultの考えは、新規開発農薬や我が国リストに未登録な農薬(基本的にdefault故)に限定すべきである。	油糧輸出入協議会	85	No.66と同じ。なお、農薬等にあつては、使用できる作物等の範囲が定められており、それ以外の作物等については使用が禁止されているものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
73	7	ADIの設定された国内登録農薬に対して、いたずらに低い一律基準値を適用することは適当でない。 本邦での登録農薬において、現行の一律基準値案(0.01 ppm)より高い一律基準値(0.05 ppm)を適用することが妥当であり、また、それは設定されているADIから考えて人の健康を損なうおそれがないことは明らかである。	農業工業会	17	No.66と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、基準未設定のものには同一の一律基準(デフォルト)を適用しているものと承知しています。
74	7	14年度の食品群別摂取量調査結果において、米以外の生鮮食品中最も多い食品は、「その他果実類」であり、その摂取量は全国で49.3g(最大の東北においては59.1g)である。 1.5 μg/dayを許容量の目安とすることが妥当であるならば、50gの食品から1.5 μg/dayに達するのに許容される残留値は平均で0.03ppmであり、従って実質上使用実態のない物質に対する一律基準設定というのであれば、0.03ppmであっても、0.1ppmであっても見かけの摂取許容量に過ぎず、必ずしも0.01ppmであらねばならないという必然性はない。	株式会社ニチロ	121	No.66と同じ。先に公表した基本的な考え方では、ご指摘の1.5 μg/day以外にも種々の試算を公表しています。
75	7	多種の農薬に対し一律的に基準値を設定することは、リスク管理上の根拠が乏しいことから、現行法制度を生かして、基準値がすでに設定されている農薬及び同種の構造・毒性を持った農薬等については、最も低い作物の基準値をこれら農薬の一律基準として採用することにされたい。 また、使用の可能性の低い農薬に一律的に0.01ppm程度の設定をすることは、リスク管理上の根拠に乏しく、0.1ppm程度が妥当と思われる(現在の残留農薬基準値は0.01ppm以上が84.8%を占めている)。(同旨4件)	(社)日本冷凍食品協会・奈良県保健環境研究センター・株式会社ニチロ・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	42・63・96・121	No.73と同じ。
76	7	「一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該農薬に関する基準が設定されていない農作物等に残留する場合」に一律基準が設定されることになるが、「上記以外の野菜」に対して残留基準値が設定されている農薬等は、一律基準設定の対象外として、「上記以外の野菜」に設定された残留基準値を基準値が設定されていない当該農薬に対する基準として採用していただきたい。	日本水産(株)	19	No.66と同じ。なお、「上記以外の野菜」は特定の範囲の野菜を示すものであって、一律基準とは性格を異にしています。
77	7	一律基準値の設定を、現行基準値、CODEX基準値、海外基準値などがある場合は、他の農産物にもそれらの基準値を勘案して、例えば1～0.01ppmの間で段階的に設定する方法を取れないか検討いただきたい。段階的に設定されることで、一斉分析法により測定可能となる農薬数が増え、現場ではより安全確認がしやすくなるので検討いただきたい。この場合でも、もちろん毒性的観点を検討することが必要である。(同旨5件)	農業工業会・株式会社日清製粉グループ本社・キッコーマン株式会社・協和発酵工業株式会社・食品カンパニー・社団法人日本果汁協会	17・46・69・80・112	No.66と同じ。なお、段階的に設定する根拠は現在のところ見当たらず、また、諸外国でも前述のとおり、一律に定めています。
78	1	ニュージーランドにおいては、一律基準(0.1ppm)以下の残留であれば農薬が使用出来るので、使用が認められる範囲で、0.1ppmの基準設定が認められることを希望。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135	No.31に対する回答と同様、参考とする基準値に追加しますので、個別具体的にご教示下さい。
79	7	人の健康をそこなうおそれのない量には、カナダの一律基準を参考として0.1ppmを採用してもらいたい。[原文英語](同旨2件)	The California Cherry Advisory Board・California Farm Bureau Federation	2・12	No.66と同じ。なお、カナダの0.1ppmについては、現在見直しが行われているところであると承知しています。
80	7	一律基準を0.01ppmに設定した場合、一斉分析法でカバーできる農薬等は1～2割程度と伺っている。「人の健康を損なうおそれのない量」を前提とし、一斉分析で相当程度カバーできるレベルの一律基準を設定していただきたい。(同旨3件)	財団法人食品産業センター・味の素株式会社・(社)日本植物油協会	71・107・128	地方自治体等の監視指導に用いることを目的として開発している分析法において、0.01ppmまで定量することが困難な農薬等にあつては、定量限界に相当する値を持って基準としました。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
81	7	一律基準対象薬剤によっては分析法の検出限界が一律基準値より高くなるものが多く出てくるものと推測されますが、その場合の一律基準値より高い検出限界に対する対応について明確な判断を示して欲しい。(同旨4件)	小川邦彦・雪印乳業株式会社・(社)日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社	18・31・49・69	No.80と同じ。
82	7	現在、一律基準値として0.01ppmが一人歩きしているようであるが、全ての農薬の規制値が毒性の観点からも0.01ppmである必要はないと思われる。また、GC/MS法より分析精度が高いGC/MS/MS法を用いても、検出限界が0.01ppm以上の農薬が多数あり、いわゆる公定法(個別分析法)で測定しなければならない農薬が多数でくる。しかし、公定法(個別分析法)では実際のコスト、手間の観点から測定したくてもできない場合が多いと考えられる。	キッコーマン株式会社	69	No.80と同じ。
83	7	分析法の開発に当たっては対象薬剤の範囲が明示されていない、[不検出]薬剤は分析法を公表することであるが、一律基準対象薬剤を含めて全ての薬剤(全世界で使用されている薬剤全て)について告示日まで公表されるのか、あるいは暫定基準値が設定された薬剤(669種)のみが公表されるのかを明確にしてほしい。 一律基準のみの対象薬剤の分析方法が公表されない場合、事業者側として対応ができないのではないのか。その場合の何らかの判断基準を明示してほしい。	小川邦彦	18	不検出という基準を含め、基準を設定する農薬を公表することになります。なお、一律基準値の対象となる範囲は、①一部の農作物等には基準が設定されている農薬等が、基準を設定していない農作物等に残留する場合、②いずれの農作物等にも基準が設定されていない農薬等が残留する場合の2つに大別されますが、②のケースは法的には限定されておらず、特定することは不可能です。
84	7	FDAにおいては、項目毎に定量限界値を定義(資料略)し、各農薬によってそれらは異なっているが、0.1ppmの定量限界しか確保できないものが散見される。一律基準値に0.01ppmを設定することは、669物質の定量限界に対して0.01ppmを保証する定量方法が必要であり、これが確保困難な状況であれば、本制度の施行後において分析値や一律基準値違反と判断された食品の取扱いにおいて混乱が生じる可能性が高い。	株式会社ニチロ	121	No.80と同じ。
85	7	一律基準として、0.01ppmが設定された場合、分析方法としての定量限界は、その10分の1、又は5分の1を要求されるのでしょうか？農薬残留分析を行っている者として、定型分析として定量限界を確保できるのは0.01ppmであり、それ以上の低い定量限界を確保するためには、かなり高度な技術が必要になる。一律基準値として行政はどのような規制を考えているのか？0.01ppmを正確に測定する必要があるのか？分析上の定量限界0.1ppmの優位さとして確保できればよいのか。	廣田政隆	68	仮に0.01ppmとした場合、定量限界(LOQ)が0.01ppmであれば差し支えないものと考えます。いずれにしても、分析法は日々改良が加えられていくべきものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
86	7	文献1)~3)(略)において、ドリフト汚染のデータが示されており、農薬散布地から100ftの地点で5%、300ft地点で1%量のドリフトが確認されている。 仮に2ppmの残留基準値が設定されている作物に対して1.5ppmのレベルで散布があり、隣の圃場からのドリフトが発生した場合、その5%として0.075ppmのドリフト汚染が周囲に発生することになる。 また、文献4)(略)において、有機野菜に関する残留農薬のデータが示されており、有機野菜の25%から殺虫剤を検出したと報告されており、日本で栽培若しくは輸入される有機栽培農産物におけるドリフトや汚染レベルの実態調査等を踏まえた一律基準を設定すべきと考える。 尚、現在わが国で設定されている食品中の残留農薬基準は約9000あり、そのうち0.01ppm以下のものは156(1.63%)にすぎないことも考慮すれば、一律基準値0.01ppmは過剰に厳しい数値レベルと言える。実質上の健康被害や危害の恐れが無い食品に対して、農薬等に関する社会の不安醸成や社会的損失を招かない為にも、一律基準は極めて危険な物質に適用される水準と同等の0.01ppmではなく、0.1ppm(全体の残留農薬基準値の約70%を占める水準)に設定すべきである。(同旨5件)	農薬工業会・マルハ株式会社・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・株式会社ニチロ	17-75・83-100・121	No.86と同じ。なお、ドリフトによる具体的な残留値に関するデータは限られており、平成12、13年度に地方自治体や検疫所で行った検査結果等から見ても、著しく大きな影響が出るとは考えていません。また、仮に、ドリフトによる残留が大きいのであれば、その改良も検討されるべきものと考えます。EUでは本年1月、0.01ppmを一律基準として設定しております。
87	7	海に流れ出た農薬等が沿岸で養殖された魚介類にどの程度蓄積され、消失にどれくらいの期間がかかるか等のデータは掴めていない現状があり、一律基準の数値によっては、社会的な混乱を引き起こすことも考えられます。このように実態把握が不十分な現状があることから、水産物への一律基準適用については、暫定的な値として検討を継続していただき、ADI、残留データに基づく弾力的な基準値設定を、ご検討いただき、運用に関しても回収の扱い等への配慮、罰則の猶予期間の設定等をご検討いただきたく考えます。(同旨2件)	マルハ株式会社・水産食品衛生協議会	100-113	No.86と同じ。なお、一律基準は残留実態に基づき決めるものではありませんが、環境省の調査結果等をみても、ご指摘のような事態は限られているものと考えます。
88	7	一律基準値が0.01ppmに設定された場合、輸入野菜の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の流通面における経済的な損失が大きくなる恐れがある。国外での使用実態が不明な現時点で、一律基準値0.01ppmは過剰な値ではないか。	輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	96	No.86と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、一律基準(デフォルト)を適用することを決定したと承知しています。
89	7	ドイツ0.01ppm、アメリカ0.01~0.1ppm(運用上)、EU0.01ppm(提案)の事例が紹介されているが、それぞれの国における具体的な運用実態(検査回数、検査頻度、違反率、違反した際の対処方法に関する作物ごとの状況、違反品に対する社会の反応と対処方法等)詳細の公開を希望します。	株式会社ニチロ	121	ご要望の内容については、平成16年12月14日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でお示ししますのでご参照ください。アドレスは次のとおりです。 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1214-6h.pdf
90	7	一律基準について、科学の進展を考慮した見直しを行うべきである。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
91	8	対象外物質のうち、食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価によりADI設定不要とした物質と対象外物質の考え方の関係が不明確。	日本生活協同組合連合会	144	対象外物質の考え方として、その残留の程度からみて、農薬等が残留する農畜水産物が人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物を対象とすることとしており、食品安全基本法第11条に定める食品健康影響評価において、許容1日摂取量(ADI)の設定が不要とされたものについては、残留基準(MRL)の設定もまた不要であり、このような農薬等については対象外物質として取り扱うこととしたものです。なお、ADIとMRLの考え方については、JECFAにおいても同様な考え方が示されています。

No	分類	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
92	8	対象外物質を設定する概念及び規定の整備をするべきである。例えば、対象外物質のリストに掲載がなく、暫定基準値がない物質の取り扱いはどうになるのか、検討を要望する。	日本生活協同組合連合会	144	対象外物質に関する考え方は既に示したとおりですが、ご指摘のケースでは、汚染物質等を除き、一律基準の対象となります。
93	8	対象外物質に、米国の対象外物質のすべてを採用すべき。すべてを採用した上で、日本側で問題と考えるものを除外し評価すべき。[原文英語]	The United States Government	142	対象外物質については、使用方法等の制限を付与することは困難なことから、海外において残留基準を設定する必要がないとされている物質のうち、原則使用方法等に制限を設けない農薬とすることとしています。
94	8	わが国で、飼料添加物として指定されているビタミン類32種類およびアミノ酸類12種類が農林水産大臣から指定されていることから、これらのビタミンおよびアミノ酸類についても対象外物質として明記されたい。	(社)日本科学飼料協会	22	ご指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長より提出された通知(平成17年3月10日農薬・動物用医薬品部会資料3-2参照)を踏まえ、対象外物質に含めることとします。
95	8	対象外物質の案は示されたが、暫定基準案と同様に物質・薬品名のリストを作成していただきたい。	日本水産株式会社	19	対象外物質については、個別の物質について示すこととします。なお、残留を考慮した場合、使用された農薬等が化学的に変化するものを踏まえ、残留する物質を対象として規定することとします。
96	8	対象外物質リストの確定と定期的な見直しを行うべき。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
97	9(5)	厚生労働省が公表した「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」により、日本で物質がどのように評価され、規則がいつ適用されるかについて情報を頂きたい。[原文英語](同旨3件)	California Table Grape Commission・California Farm Bureau Federation・The United States Government	5・12・142	指針に基づき申請された物質については、食品安全委員会におけるリスク評価の後に、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、WTO通報等の手続きの後に施行されるものです。
98	9(5)	JECFAは生乳ベースにおけるMRLを勧告しているが、脂溶性物質では、脂肪中の残留濃度は全乳に比べ25倍もの高濃度となる可能性があり、チーズ、バターなどの高脂肪含有加工食品中の非常に高い残留濃度のつながる可能性がある。この点について検討すべきである。	日本生活協同組合連合会	144	脂溶性物質に関する取扱いについては、現在、国際専門家会議(JMPR、JECFA)において検討がなされており、この検討結果を踏まえた対応が必要であると考えます。
99	9(6)	収穫後使用される防かび剤に対する国際規制との整合。[原文英語](同旨4件)	California Cherry Advisory Board・California Farm Bureau Federation・Australian Government・The United States Government	2・12・133・142	我が国の食品衛生法においては、収穫後使用される防かび剤は農薬であるとともに添加物にも該当しますが、その基準設定等に要する資料、時間は同じであることから、個別具体的に照会下さい。
100	9(6)	設定される基準値に対して十分にリスクコミュニケーションを図っていただきたいと考えます。特に基準値以下にもかかわらず、検出されたことに消費者等が過剰に反応しないように、ADIの意味するところを公知するするなど、今後も引き続き消費者等への「食育」に注力いただきたいと考えます。(同旨多数)	日本水産(株)、JFIC(Japan Food Information Center)、(社)日本輸入食品安全推進協会、他	19・38・49、他	消費者等とのリスクコミュニケーションについては、今後とも対応を行っていきたいと考えます。
101	9(6)	制度に対する理解を生産者・製造者のほか、東南アジア諸国などに対して働きかける。	日本生活協同組合連合会	144	制度に関しては、FSG等を通じ諸外国に対して周知を図っているところであり、今後とも機会に応じ理解を求めて参ります。

暫定基準（第二次案）の個別の物質に対して寄せられた主な意見とその回答

No	意 見	意見提出者	文書番号	回 答
1	暫定基準値案内に記載のアメリカの基準値（リン化水素、ペノキサコール、クロピドール）について、値が間違っているのを修正して欲しい。	California Strawberry Comission	9	再調査の結果、いずれも根拠がある値であり、間違いではないことが判明しました。（リン化水素：§ 180.225(2)、ペノキサコール：§ 180.460、クロピドール：動物薬の基準）
2	US-EPA と CAL-DPR は、銅、硫黄、ガーリックオイル、Azadirachtin、ミネラルオイル、NEEM OIL、BACILLUS THURINGENSIS、リン酸鉄、INSECTICIDAL SOAP、桂皮アルデヒド、重炭酸カリウム、AMPELOMYCES QUISQUALIS について、安全であるとし、害虫のコントロールとして用いられる天然の物質であり、トランスは必要ないとしている。厚生労働省の対象外物質においては、硫黄、BACILLUS THURINGENSIS、重炭酸カリウムについては、対象外物質ということがわかる。これらが、暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質であるのか、その他の物質が暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質のリストに分類されるのか、確認したい。[原文英語]	California Strawberry Commission	9	銅、硫黄、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、リン酸鉄、ケイ皮アルデヒド、重炭酸カリウムについては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであることから、対象外物質とします。なお、残留を考慮した場合、使用された農薬が化学的に変化することを踏まえ、リン酸鉄及び重炭酸カリウムについては残留対象となる「鉄」、「カリウム」として規定します。 ガーリックオイルは、食品であるため対象外物質として規定しないこととします。 Insecticidal Soap(高級脂肪酸エステル)は特定の物質を示していないことから、設定を要望する場合は特定の物質について提出願います。 Bacillus Thuringensis、Ampelomyces Quisqualis(微生物農薬)については、残留しないことから対象外物質として規定しないこととします。
3	「現行のみ」リストにあるトラロメトリンは、暫定基準のNo.355 に記載があるので、「現行のみ」リストから削除すべきではないか。	小川邦彦	18	ご指摘の通り、修正します。
4	農薬取締法の登録農薬であるマンゼブ・マンコゼブ(ジチオカルバメート)のとうもろこし、プロパルギットの未成熟いんげんが、暫定基準第2次案に記載されていない。	日本水産株式会社	19	これらの作物について、登録残留基準は設定されておりません。
5	「硫酸第二銅」「水酸化第二銅」等の無機化合物については、「自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品に対して当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない」の規定により規制されたと考えるが、当該食品に一般に含まれる量について、改めて明示していただくか、参考とする数値の所在を明確にしていきたい。	日本水産株式会社	19	要望されている物質においては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。なお、残留を考慮した場合、そのものが化学的に変化することを踏まえ、硫酸第二銅及び水酸化第二銅については、残留対象となる「銅」として規定します。
6	水産物の麻酔薬(生き締め)として使用されている「オイゲノール:0.05ppm」「イソオイゲノール 100ppm」と2000倍の差が付けられた根拠を明示していただきたい。オイゲノールは生き締め時に使用すると0.05ppmを超えて残留する可能性が懸念される。	日本水産株式会社	19	オイゲノールについては、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示された承認時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。一方、イソオイゲノールについては、オーストラリアの残留基準を参考として設定したものです。
7	海外の水産動物の養殖に使用されているが、当該水産物に対して暫定基準値が設定されていない動物用医薬品と飼料添加物がある。例)インドネシア産えび(ブラック	日本水産株式会社	19	ウナギ目魚類及びスズキ目魚類のブチルヒドロキシアニソールにつきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より修正された値が提示され

	タイガー):ジフラゾン、ニフルステレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、エンドスルファンえび(インドネシア産他):BHA、BHT、エトキシキンサケ類(チリ産):エマメクテン(エマメクテン安息香酸は暫定基準あり)うなぎ類(中国産):BHA スズキ目(日本産):BHA			ていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。エマメクテンについては、エマメクテン安息香酸に含まれます。それ以外の、ご指摘の動物用医薬品及び飼料添加物については、対象魚介類についてコーデックス、国内及び主要5ヶ国において、参考となる基準が設定されていないため、暫定基準が設定されていないものです。なお、クロラムフェニコールについては、食品中において「不検出」とする農薬等に該当します。
8	飼料添加物の暫定基準設定の根拠がわかりにくい。特に、エトキシキン、オキシリニック酸、トリクロルホンは農薬の登録保留基準が参考基準とされているが、農薬登録保留基準を採用した数値的根拠が不明瞭であり、明示していただきたい。	日本水産株式会社	19	ご指摘の物質については、いずれも脚注にて参考基準国の説明がなされております。エトキシキンについては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より修正された値が提示されていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。オキシリニック酸及びトリクロルホンについては、畜水産物の暫定基準値において参考基準国が「登録」とあるものについては、薬事法に基づく承認の際の定量又は検出限界を示しています。
9	ジノプロスト(239) 基準値案では、牛および豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、薬その他の内臓等、および牛の乳のすべてが 0.0001 ppm (薬事法)と設定されている。 しかしながら、ジノプロスト(別名:プロスタグランジン F2 α (PGF2 α))は、天然型のホルモンで、牛で発情周期の同調、子宮疾患の治療等、豚で分娩誘発に用いられ、また、ヒト用医薬品としても妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩誘発にも用いられている。 国内で実施された牛及び豚における残留試験から、基準値案の 0.0001 ppm(=0.1 ppb)は、内因性 PGF2 α 濃度よりも低値であり、ジノプロストを投与されていない動物でも基準値案を上回る値が常に検出されることが予測され、現実的な残留基準値とは考えられない。 ジノプロストは、天然型のホルモンであり、内因性 PGF2 α と区別ができないところから、人の健康を損なうおそれがない「対象外物質」のリストに掲載していただきたい。あるいは、PGF2 α 濃度のバックグラウンド値を考慮し、この値を越えた基準値を設定していただきたい。	ファイザー製	20	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されたことを踏まえ、暫定基準を設定しないこととすると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示することとします。
10	オキシテトラサイクリン、スペクチノマイシン、セフトリオキサリム、ダノフロキサシン、ネオマイシンのその他の内臓等薬について、基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製	20	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、既提出の薬事法における定量限界値を暫定基準設定のデータとして使用しないことを求める通知が提示されたことから、暫定基準最終案において薬事法の定量限界値は参考としないこととします。

11	ドラメクチン、リンコマイシンのその他の内臓等について 基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法等薬 の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して 摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に 比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定 すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性 がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製	20	暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農薬等の 暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法を 御参照下さい。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、 ADIの評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考 に設定することから、ご指摘のように、ADIから食品の摂取 量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難 であると考えます。
12	スペクチノマイシン(280)の牛及び豚のその他の内臓等、 ドキシサイクリン(359)の牛のその他の内臓等、ピラン テルの豚のその他の内臓等の類型8については、その他の 内臓等は摂取する機会が少ないため、また薬剤の適正使用 にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝 臓と同等の0.3 ppmに設定をお願いしたい。	ファイザー製	20	類型8(最終案では類型 6-3)については、筋肉及び脂肪 と肝臓、腎臓及びその他の内臓等とを区分して取り扱い、 それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器 については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区 分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基 準の設定されていない部位に適用することとします。
13	ドラメクチン(361)の牛の筋肉は基準値案では 0.01 ppm (Codex)、豚の筋肉は基準値案では 0.005 ppm (Codex)となっているが、国内の残留試験における検出 限界値は両方とも 0.03 ppm であり、0.03 ppm (薬事法) での設定をお願いしたい。	ファイザー製	20	我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス 基準がある場合にはこれを採用することを基本としていま す。
14	ドラメクチン(361)の鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、そ 他の内臓等について基準値案では資料がないため設定 されていないが、検出限界値(HPLC 法)の 0.03 ppm (薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製	20	ご指摘の物質については、鶏への使用が国内で承認され ておらず、従って、農林水産省動物用医薬品等主管課長 から承認時における定量限界値が提示されておきません ので、御要望に沿うことは困難であると考えます。
15	ピランテル(456)の牛及び鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎 臓、その他の内臓等について、基準値案では設定されて いないが、検出限界値の 0.5 ppm での設定をお願いし たい。	ファイザー製	20	御指摘の物質の牛及び鶏の筋肉等については、参考と する基準がないことから、御要望にそうことは困難です。
16	ピランテル(456)豚のその他の内臓等:基準値案では筋肉 の基準値と同じ 1 ppm とされている。その他の内臓等は 筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の 残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値に すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性 がある。したがって、肝臓と同等の 10 ppm に設定を お願いしたい。	ファイザー製	20	類型8(最終案では類型 6-3)については、筋肉及び脂肪 と肝臓、腎臓、その他の内臓等とを区分して取り扱い、 それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器 については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区 分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基 準の設定されていない部位に設定することとします。よっ て、豚のその他の内臓等については、豚の肝臓の 10ppm を採用することとします。
17	クレソキシムメチルは、「上記以外の果実」にあたる「ア ケビ」でマイナー作物承認がなされており、現在作物残 留試験を実施中である。従って、CODEX 基準でなく登録 保留基準値を採用して欲しい。	BASF アグロ 株式会社	21	ご指摘の通り、修正します。
18	ジチアノンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留 基準(0.5ppm)が設定されているが、記載がない。	BASF アグロ 株式会社	21	ご指摘の通り、修正します。
19	作物残留試験成績に鑑み、ジチアノンの「なつみかんの 果実全体」「グレープフルーツ」「その他のかんきつ類果 実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用	BASF アグロ 株式会社	21	作物残留試験成績に鑑み、採用することとします。

	して欲しい。			
20	作物残留試験成績に鑑み、トリホリンの「トマト」「きゅうり」「メロン類果実」「いちご」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ 株式会社	21	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
21	シアン化水素について、かんきつ類果実のうち、レモンにのみ類型3-2-1が適用され、アメリカの基準値が採用されているが、輸入実態を考えると、オレンジ、グレープフルーツについても米国基準を考慮する必要があるものとする。	日宝化学株 式会社	23	ご指摘のとおり、類型3-2-1(最終案では類型3-2)を適用することとします。
22	アンピシリン アンピシリンの豚の腎臓における定量限界について、0.009 $\mu\text{g/g}$ 程度であるとのデータはあるが、実際の定量限界は組織の抽出率、検定誤差等の存在を考慮する必要があり、このレベルまで確実に検出できるとは考えがたい。また、その他の動物種及び臓器の基準値案と比較しても非常に低い値となっている。以上のような状況を鑑み、基準値案を 0.01ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリン グ・プラウア ニマルヘルス株 式会社	25	御指摘の定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示された承認又は指定時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
23	アンピシリン アンピシリンの鶏の卵における定量限界について、希釈率、感度限界及び回収率等を考慮すると 0.013~0.016 $\mu\text{g/g}$ と幅があるとのデータがあることから、基準値案を 0.01ppm とするのは不適切と考える。端数を切り上げて 0.02ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリン グ・プラウア ニマルヘルス株 式会社	25	御指摘の定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値として提示された 0.014 $\mu\text{g/g}$ を参考としています。このため、基準値案を変更することは困難です。なお、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
24	リゾチームは魚類を含む動植物の組織中に広く分布することが知られており、本来内在するリゾチームと投与したリゾチームを区別して分析することはできません。例えば、動物薬承認時の申請資料中にあるように、リゾチームを投与されていないスズキ目魚類からも基準値(案)以上のリゾチームが検出される場合があります。また、卵等にリゾチームが含まれても問題にはならないが、スズキ目魚類に検出された場合、たとえ天然魚であっても問題になるのであれば、一般消費者に対して無用の混乱と不安を与えることになるとも考えられます。基準値の設定には食品に含まれる量を勘案してご検討いただきますようお願いいたします。(資料略)	協和発酵工 業株式会社	26	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されたことを踏まえ、暫定基準を設定しないこととすると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示することとします。
25	魚類分類上、サケ目は存在しないと思いますので、ニシン目魚類又はニシン目魚類サケ科が適当であると考えます。	三鷹製薬株 式会社	34	農林水産省においては、現在、薬事法において、サケ科魚類をニシン目魚類に分類していますが、これは、平成12年当時の魚類の一般的な分類に従ったものと承知しております。 一方、現在の魚類の分類においては、サケ目魚類という新たな目が新設され、一般的にサケ科魚類はサケ目魚類に分類されています。 よって、暫定基準の設定にあたり、サケ目魚類を

				食品分類とすることは、現在の分類学上適当であると考えます。
26	オキシリニック酸の物質名は、動物用医薬品において「オキシリン酸」となっていますので、「オキシリン酸」が適当で有と考えます。	三鷹製薬株式会社	34	御指摘の物質につきましては、農薬取締法においては「オキシリニック酸」として登録がされておりますが、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、動物用医薬品の一般的な名称である「オキシリン酸」の名称を併記することを求める通知が提示されていることから、最終案においては両物質名を記載します。
27	エンドリンの検出限界は 0.005ppm ではないのか。また、昭和 45 年の環食化第 79 号通知では、ばれいしょの検出限界として 0.005ppm が定められているが、ばれいしょ以外にも適用されるのか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35	ドリン剤の検出限界は、抹茶については 0.02ppm とし、それ以外の食品については 0.005ppm とします。
28	ジチオカルバメートの基準値は CS2 換算で示す、とあるが、登録保留基準は CS2 換算されていない。換算した値をもって基準値を設定すべきではないか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35	ご指摘の通り、修正します。
29	オレンジピールについて、食品分類を明確にして欲しい。	サントリー株式会社	39	オレンジピールについては、「その他のスパイス類」という作物分類を作成、対応することとし、その基準値の明確化を図ります。
30	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 1ppm が設定されているエテホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.60ppm が検出されていることから、基準値として 2ppm を要望する。	石原産業株式会社・バイエルクロップサイエンス株式会社	41・130	作物残留試験成績に鑑み、採用します。
31	フルアジホップは、「上記以外のせり科野菜」にあたる「せんきゅう」でマイナー作物承認がなされている。よって、せんきゅうを包含する「根・茎類」の登録保留基準 0.5ppm を採用して欲しい。	石原産業株式会社	41	ご指摘の通り、修正します。
32	国産のピーマンは、独自に調査した値では、臭素の残留量が、基準値案(20ppm, CODEX)より大幅に高く認められている(61.3-112ppm)。その他にも、国産の小豆類では基準値案 50ppm のところ 63.8ppm が、ブロッコリーでは 30ppm のところ 56ppm が、えだまめでは 50ppm のところ 56ppm が、きゅうりでは 100ppm のところ 106.2ppm が、それぞれ検出されている。また同様に、輸入品の小豆類では基準値案 50ppm のところ 84ppm が、そらまめでは 50ppm のところ 97.8ppm が、らっかせいでは 130ppm のところ 151ppm が、ライマ豆では 50ppm のところ 84ppm が、ごまでは 50ppm のところ 82ppm が、ブロッコリーでは 30ppm のところ 76.1ppm が、アスパラガスでは 80ppm のところ 74ppm が、えだまめでは 50ppm のところ 62.5ppm が、それぞれ検出されている。基準値設定に関しては、現在流通している輸入及び国産農産物の流通を阻害しないよう、実情にあった値を設定すべきである。	メチルプロマイド工業会	44	植物防疫上の必要性の観点で、熏蒸処理に使用されていることから、平成 17 年 3 月 2 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農林水産省から提出のあった資料に基づき、基準値を修正することとしました。また、その他の項目につきましても、農林水産省から追加要望が提出されたことから、確認の上、基準値を適切な値に修正します。
33	臭素の大豆基準値は、米国からの輸入が輸入品の 5% を占めていることから、海外平均値ではなく、米国基準を採用して 200ppm に設定して欲しい。	メチルプロマイド工業会	44	御指摘の基準値は複数国の基準値の平均をとったものです。基準値を設定している国では国産品だけでなく輸入品も同一の基準値で規制していることから、単に特定国からの輸入が多い、あるいは想定されるという理由のみでもって、特定国の

				みの基準値を参考とすることは必ずしも適当でないと考えます。また、国外で使用される農薬等の基準値の設定は、改正の要請制度を別途設けていますので、あわせてご紹介します。
34	クロロタロニルの「上記以外のベリー類果実」に CODEX 基準はないことから、修正を求める。	株式会社 エス・ディー・エス バイオテック	45	ご指摘の通り、修正します。
35	ノパルロンに記載の現行基準(なす)が、官報記載の基準値と異なっているので修正して欲しい。	株式会社 エス・ディー・エス バイオテック	45	ご指摘の通り、修正します。
36	米国基準では、プロフェタムホス、ヒドロブレン等について、食品の保管・加工・調理・提供施設の衛生管理の為に、これらの殺虫剤について「Food Commodities」という定義のもとで残留基準が設定されている。今回の法改正の中で、製造業者からの出荷以降、消費者の手又は口に入るまでの食品流通・保管。最終加工施設までの経路を考慮し、同様の考え方を導入した暫定基準値設定は必要ではないのか。	株式会社 日清製粉グループ本社	46	ご指摘のような施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農薬には該当致しません。
37	トリメチルスルホニウムは、アメリカにスルホサートとして基準があるので、トリメチルスルホニウムに反映して欲しい。	株式会社 日清製粉グループ本社	46	アメリカのスルホサートは、グリホサートのトリメチルスルホニウム塩であり、グリホサートとして既に暫定基準値に組み込まれています。カナダのトリメチルスルホニウム基準値については、これ自身農薬ではなく、残留が認められた場合、グリホサート・スルホサート利用に基づくものと考えられることから、基準値を作成しないこととします。
38	フルオリンは、アメリカ基準が反映されていないので、反映して欲しい。	株式会社 日清製粉グループ本社	46	フルオリンは、フッ素であり、自然界に広く含まれている物質であることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えられます。
39	二硫化炭素は、一次案回答でジチオカルバメートとして基準値が設定されているとしているが、二次案の脚注にはその説明がない。	株式会社 日清製粉グループ本社	46	二硫化炭素は、火山国である日本の場合には特に、自然界に広く含まれている物質であると考えられることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。従って、基準値は作成しないこととします。
40	イミダクロプリド 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」の設定についての案のⅤ対象外物質(案)の②適切に使用されている限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質にイミダクロプリドが記載されているが、これは動物用医薬品の動物殺虫剤としての使用に限られ、殺虫剤の目的で農薬として使用する場合は、暫定基準を設定するということでしょうか。	(株)日清製粉グループ本社 ／日清製粉(株)／日清フーズ(株)	46	対象外物質については、使用方法等に特に制限のない物質とする方針であることから、ご指摘を踏まえ、イミダクロプリドについては、対象外物質(案)から削除します。

41	アゾキシストロビンは、「上記以外のかんきつ類果実」にあたる「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。ヤパン株式会社によって、さんしょうの登録保留基準 10ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
42	ジクワットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準 (0.03ppm) が設定されているが、記載がない。また、アメリカの基準 (貝類) が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
43	シマジンのアメリカ基準 (くるみ) が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
44	シロマジンのアメリカ基準 (チコリ) が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
45	チアベンダゾールの日本なし、西洋なしにある CODEX 基準は、3ppm の誤りである。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
46	チアマトキサムは、「にら」でマイナー作物承認がなされている。よって、にらの登録保留基準 2ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
47	ピメトロジンのパセリに EU 基準があることから、反映して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ピメトロジンの EU 基準は、ご指摘のパセリに限らず全ての農作物等に対し、暫定的な基準であることが判明しましたので、我が国の暫定基準の参考から除外することとします。
48	フルジオキシニルは、「上記以外の野菜」にあたる「未成熟さげ」「未成熟ふじまめ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準 5ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
49	プロピコナゾールの現行基準 (パイナップル) の記載は誤りである。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
50	プロフェノホスのでんさいに、CODEX 基準はない。修正を求める。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
51	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 0.05ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの米について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.03ppm が検出されていることから、基準値として 0.1ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、採用します。
52	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 0.05ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのばれいしについて、作物残留試験結果を示す。それによると、0.06ppm が検出されていることから、基準値として 0.5ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。

53	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.5、1、0.5ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサム株式会社のトマト、ピーマン、きゅうりについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.35ppm、0.88ppm、0.50ppm が検出されていることから、基準値としていずれも 2ppm を要望する。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
54	メタラキシル及びメフェノキサムは、「上記以外の野菜」にあたる「たらきのき」「みょうが」「くわい」等で、「上記以外のなす科野菜」に当たる「ししとう」「とうがらし」等で、また「かぼちゃ」にあたる「ズッキーニ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準 2ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
55	メチダチオンの「夏みかんの果実全体」には類型6が適用され、2ppm となっている。しかし、作物残留試験成績によると、適正使用範囲内での最大残留は 2.36ppm である。従って、登録保留基準 5ppm の採用が必要である。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
56	メトラクロールには S-メトラクロールが含まれることを明記して欲しい。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
57	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.2、0.5ppm が設定されているメチダチオンのパイナップル、茶について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.015ppm、0.35ppm が検出されていることから、基準値として 0.2、1ppm を要望する。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
58	パラコート茶には、登録保留基準はないが、登録があり実際に使用されている。また、作物残留試験も実施され、<0.06ppm の残留が認められていることから、暫定基準を設定して欲しい。	シンジェンタジヤパン株式会社	47	本年3月1日付の農林水産省の意見も踏まえ、0.3ppm を設定します。
59	クロチアニジンの「にら」には登録保留基準があるので、採用して欲しい。また、最新のアメリカ基準を反映して欲しい。	住化武田農薬株式会社	50	クロチアニジンの「にら」には、現行基準(案。2005年5月現在審議中)があるため、暫定基準は設定しません。
60	スルホスルフロンのカナダ基準値が反映されていない。	住化武田農薬株式会社	50	ご指摘の通り、修正します。
61	クロルフェナピルは、「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準(小粒果実類)5ppm を、その他のかんきつ類果実に採用して欲しい。	日本農薬株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
62	テフルベンズロンの未成熟えんどうの登録保留基準は、5ppm の誤りである。	日本農薬株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
63	フェノブカルブの「にら」は、たけのこの現行基準が抜けている。	日本農薬株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
64	フェンピロキシメートの現行基準(マイナー作物対応分)が抜けている。	日本農薬株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
65	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.5ppm が設定されているプロフェジンのオレンジ、その他のかんきつ類果実について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.64ppm(オレンジ)、0.70ppm(レ	日本農薬株式会社	51	作物残留試験成績に鑑み、採用します。

	モン)が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 2ppm を要望する。			
66	プロパルギットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(3ppm)が設定されているが、記載がない。	日本農薬株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
67	作物残留試験成績に基づき、基準値が定められているクロルフェナビル、テブフェンピラド、テフルベンズロン、フェンピロキシメート、フルオルイミド、フルバリネートについて、茶の基準値はいずれも溶媒抽出の分析値に基づいて設定されている。従って、脚注の「熱湯抽出法による」という記述を削除すべきと考える。	日本農薬株式会社	51	現行基準は今回対象となっておりません。
68	作物残留試験成績に鑑み、ジチオカルバメートの「メロン類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	これらの案 は、マンコゼブ・マンネブ等の登録保留基準について、「CS2 換算値として示す」と表記しましたが、具体的な数値は換算せずに掲載しています。よって、これらの数値は No.28 の回答のとおり CS2 換算することとし、改めて算出しなおすこととします。その上で、作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
69	作物残留試験成績に鑑み、フェンブコナゾールの「りんご」「日本なし」「西洋なし」「ぶどう」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
70	ペノキスラム (Penoxsulam) は、2004 年9月にアメリカ基準が新規に設定されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	ご指摘の通り、修正します。
71	ジチオカルバメートの「夏みかんの外果皮(10ppm)」と「夏みかんの果実全体(1ppm)」の基準値は、いずれも登録保留基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。外果皮の基準 10ppm に合わせ、果実全体の基準を 4ppm として欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	これらの案 は、マンコゼブ・マンネブ等の登録保留基準について、「CS2 換算値として示す」と表記しましたが、具体的な数値は換算せずに掲載しています。よって、これらの数値は CS2 換算することとし、また、外果皮と果実全体の双方に基準を作ることは必然性が認められないことから、専門家の意見を聞いた上で、「なつみかんの果実全体」に 3ppm(CS2 換算)を設定します。
72	レモンはミカン園に混植されているため、その他のかんきつ類果実に相当する伊予柑、ゆず、かぼす、きんかんと同様みかんの病害を防除する際、同時に当該農薬が散布される。ジチオカルバメートでは、その他のかんきつ類果実の基準値が 10ppm となっており、レモンは果皮を含めた果実全体が分析部位となることから、レモンの基準値を「その他のかんきつ類果実」と同様 10ppm にして欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	No.28 の回答のとおり、ジチオカルバメートについては CS2 換算をやり直すこととしていますが、「その他のかんきつ類」と同じ数値をレモンに設定する根拠はないものと考えます。
73	メキシフェノジドの未成熟いんげん、未成熟えんどう、その他の野菜は、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	ご指摘の通り、修正します。
74	きのこ類の食品分類について、「マッシュルーム」はきのこ全体を差す言葉であることから、いわゆるマッシュルームのみを差す場合、「マッシュルーム(ツクリタケを言う)」と明確化した方がいいのではないか。	全国食用きのこ種菌協会	61	この分類名はすでに告示されているものであって、現段階で改めることは困難です。

75	アザペロン 豚のその他の内臓等の残留基準値0.001ppm は、分析試験法としてラベル化合物を用いた場合での検出限界値と考えられるが、野外で使用されるHPLC 法では0.001ppmを検出することは不可能である。従って、豚のその他の内臓等の残留基準値は豪州基準の0.2ppmとしていただきたい。	三共ライフテック株式会社	65	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、修正された薬事法における定量限界値が提示されていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。
76	リン化水素の暫定基準案に、「リン化マグネシウム」由来のものも含めて欲しい。	デゲシュ・ジャパン株式会社	67	リン化マグネシウムも含めて設定します。
77	性フェロモン剤は、直接農作物にかけるものでないのに対象外物質となるのかどうか明確にしていきたい。	キッコーマン株式会社	69	使用法等を勘案すると、性フェロモン剤が食品中に残留する可能性はほとんどないものと考えられます。これら物質が全て、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」であると安易に断定することは出来ないことから、個別に対象外物質として指定した物質を除き、一律基準値をもって対応します。
78	トルトラズリルの日本語表記は、トルトラズリルに訂正していただきたい	バイエルメデイカル(株)	70	御指摘を踏まえ修正します。
79	トルトラズリルの牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓については現在空欄となっているが、欧州連合(EU)では現在、暫定 MRL として、豚と同じ基準が設定されている。EMA の発表文書を添付するので、牛に関する参考基準国の数値として採択していただくと共に牛についても暫定基準を設定していただきたい。	バイエルメデイカル(株)	70	EUにおいて使用が認められておらず、正式なMRLが設定されていないことから、ご要望に添うことは困難です。
80	フェバンテル フェバンテルについては、新たに暫定基準を設定しなかった物質(「残留基準が定められているものであって、暫定基準を設定しなかった農薬等」)に分類されていますが、現時点で残留基準が定められているのは魚介類(ふぐ目魚類に限る)のみであって馬の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓等については空欄となっております。追って残留基準が設定される予定のようですが、少なくとも馬については国内で薬事法に基づく承認の際の検出限界値がありますし、また EU においても牛・羊・豚・馬の筋肉等について基準が設定されておりますので、それに基づき暫定基準を設定していただきますようよろしくお願いいたします。	バイエルメデイカル(株)	70	オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールについては平成16年11月26日付け厚生労働省告示第413号をもって陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分に残留基準を設定したところです。詳細につきましては、平成16年11月26日付け食安発第1126001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/041126-1.pdf)を御参照下さい。
81	アラニカルブはメソミルに代謝されるが、作物残留試験結果によると、アラニカルブが不検出で、メソミルが検出される場合があり、特に「ばれいしょ」「すいか」では基準値案を超えている。再考を願いたい。また、両者の基準値を比較した場合、アラニカルブの暫定基準値をメソミ	大塚化学株式会社	79	アラニカルブとメソミルが共に検出された場合、親化合物であるアラニカルブの基準値で判断することとしています。一方、作物残留試験成績でメソミルのみが検出されている場合、類型7(最終案では類型 6-2)の検討の対象となりますが、ももで

	ル換算すると、ばれいしょ、すいか、メロン及びももの基準値で、メソミルの基準値案を超える。従って、これらの事実を勘案し、メソミル及びチオジカルブの基準値を、アラニカルブの暫定基準値で、メソミル及びチオジカルブの登録保留基準値に相当する、0.5,2,2,2ppm にして欲しい。			は、アラニカルブも検出がされており、問題にはならないものと考えます。しかし、ばれいしょ、すいか、メロン類果実につきましては、作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
82	作物残留試験成績を検討した結果、大豆とトマトにおいて、チオファネートメチルの国内最大残留値(カルベンダジム換算)(それぞれ 0.28・0.83ppm)が、暫定基準案(それぞれ 0.2・0.5ppm)を上回っている。これらについて、実態を考慮し、登録保留基準である 0.6・3ppm を基準値として設定して欲しい。	日本曹達株式会社	92	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
83	チオファネートメチルは、「アケビ」「チェリモヤ」「カリン」「ゴレンシ」「パッションフルーツ」「コリアンダー」「オリーブ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 3ppm を、その他の果実に採用して欲しい。	日本曹達株式会社	92	ご指摘の通り、修正します。
84	対象外物質に「飼料添加物ビタミン類(βカロテンを含む)」を追加していただけますよう、御検討をお願いいたします。 対象外物質に「動物用医薬品ビタミン類(βカロテンを含む)」としていただけますよう、御検討をお願いします。 理由: 飼料添加物としては、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途で、家畜に使用が認められ、農林水産大臣より指定されている。β-カロテンは、牧草などの天然植物性飼料にも含まれており、家畜の栄養成分(プロビタミン A)として従来から摂取されている。飼料添加物で使用する合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。 また、β-カロテンは、自然界に広く存在するカロテノイドの1種で、ニンジン中ではじめて発見され、草木、野菜、海藻、果物、牛乳などに広く含有されている。食品添加物として着色料として指定されているのみならず、他のビタミン類と同様、栄養強化の目的で強化剤としても指定されている。食品添加物として指定されている合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。	DSM ニュートリション ジャパン(株)	93	ご指摘を踏まえ、対象外物質とします。
85	クレンプテロール及びメロキシカムの牛の脂肪については、EU においては、脂肪の残留は他の主要臓器の残留に比べて極めて低い。また、マーケットバスケットの考え方から脂肪は主要摂取臓器ではないことから脂肪については MRL の設定の必要はないと EU では判断されています。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベトメディカ株式会社	95	クレンプテロールの牛の脂肪については、コーデックスにおいて基準が設定されておりますので、コーデックス基準を参考として、メロキシカムについては、牛の筋肉の暫定基準を参考に類型8(最終案では類型 6-3)を適用して、それぞれ牛の脂肪に暫定基準を設定します。また、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADI の評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADI から食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。なお、ポジティブリスト制

				はすべての食品が対象であり、基準が設定されない場合一律基準が適用されます。
86	プロチゾラム(549)の牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳及びメンブロン(650)の牛及び豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、牛の乳について、EUにおいては ANNEX II に分類されており、ADTメディカ株式会社とマーケットバスケットから MRL は必要ないとされている。暫定基準値設定には国内の承認時の基準が採用されていますが、科学的に決められた EU での MRL の設定なしを優先していただき、今回の暫定基準設定に当たりましても、MRL の設定の必要がないものとして検討いただきたい。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギエトメディカ株式会社	95	当該物質については、EU において ADI が設定されており、ポジティブリスト制における「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかである物質」とすることは困難です。なお、当該物質の暫定基準については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示された承認時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
87	テトラジホンの登録保留基準に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネシヨウ株式会社	97	ご指摘の通り、修正します。
88	ジクロベニルの登録保留基準(「日本なし」「西洋なし」)に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネシヨウ株式会社	97	ご指摘の通り、修正します。
89	クロラムフェニコール はちみつ クロラムフェニコールについては、「不検出」とする農薬等の一覧に含まれており、その分析方法及び不検出とする限度を告示で示すとあります。現在、はちみつのクロラムフェニコールの試験法については、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別紙1「はちみつ中のクロラムフェニコール分析法」が告示されており、この試験法によると、その定量下限値は 0.1ppm となっております。はちみつ中のクロラムフェニコールについては、既に告示されているという理解でよいのでしょうか。	(社)全国はちみつ公正取引協議会／全日本はちみつ協同組合	98	クロラムフェニコールについては、発がん性等の理由により、国際専門家会議(JECFA)において ADI 及び残留基準が設定されておらず、使用は非食用動物に限るべきであると勧告されています。我が国においては、従来から「抗生物質は含有してはならない」という規定が適用されていますが、ポジティブリスト制への移行に伴い、「不検出」に変更する旨の案を公表したところです。豚肉等の食品については、平成17年1月12日付けで改良試験法を通知したところであり、これを不検出の試験法として告示する予定としております。はちみつの試験法については諸外国で実施されている試験法の定量限界値 0.5ppb を目途に定量限界値を下げるべく、より高感度の改良法の開発を現在進めているところです。
90	ストレプトマイシン はちみつ はちみつにおけるストレプトマイシンの暫定基準値を設定してもらいたい。はちみつが食肉と比較して摂取量が少ないことは明白であり、ADI に基づきはちみつの暫定基準値を設定しても、安全性の面からは問題ないと考えます。 また、現状はコーデックス規格、海外などの基準等がない場合は一律基準を適用しており、ストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を持って判断致します。一律基準は現在の検出限界である 0.1ppm を以て一律に設定されるよう要望致します。	(社)全国はちみつ公正取引協議会／全日本はちみつ協同組合	98	ストレプトマイシンのはちみつについては、CODEX 及び諸外国において参考となる基準が確認できないことから、暫定基準を設定することは困難であると考えます。なお、ストレプトマイシン等の抗生物質であって、暫定基準が設定されない食品については、食品に含有してはならないという従来の規制及び試験法が適用されます。
91	テトラサイクリン系抗生物質は、食肉についてはこれら3種の物質をトータル量として残留基準を設けているにもかかわらず、魚介類では単品ごとに残留基準を設けており、特にクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに	マルハ株式会社	100	魚介類のオキシテトラサイクリンの残留基準は現行基準であり、説明文書の留意事項の1に記載のとおり、現行基準については、改正の対象とはしていないことから、暫定基準によりクロルテトラサ

	至っては、「存在してはならない」という基準設定が行われているのは非論理的と考えます。他の食品種類において、既に安全性が確認されている化学物質については、全く確認されていない物質と区別し、それらを参考に基準を設定すべきであると考えます。			イクリン、テトラサイクリンの合計値に変更することは困難です。また、従前から、個別の残留基準が設定されていない抗生物質については、「含有してはならない」と規定されており、魚介類のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンについてはこの規定が適用になります。なお、JECFAでは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの単独または和として、 $30 \mu\text{g/kgbw/day}$ というADIが設定されていますが、コーデックス基準は魚介類についてオキシテトラサイクリンのみの基準値となっています。現行基準の変更等の要望がある場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
92	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.5、0.05、0.05ppm が設定されているジメエートのかぶ類の根、キャベツ、たまねぎについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.25ppm、0.56ppm、0.061ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 1ppm を要望する。	住友化学工業株式会社	101	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
93	ジメエートは、「未成熟さげ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟さげの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101	ご指摘の通り、修正します。
94	プロシミドンは、「しそ」でマイナー作物承認がなされている。よって、しその登録保留基準 5ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101	ご指摘の通り、修正します。
95	インドキサカルブは、「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	デュボン株式会社	102	ご指摘の通り、修正します。
96	ジウロンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準 (0.05ppm) が設定されているが、記載がない。	デュボン株式会社	102	ご指摘の通り、修正します。
97	エトフェンプロックスは、「未成熟そらまめ」「マルメロ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめ、マルメロの登録保留基準 5ppm、2ppm を、その他の野菜、マルメロに採用して欲しい。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。
98	ジノテフランの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準 (0.05ppm) が設定されているが、記載がない。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。
99	フェンヘキサミドは、「らっきょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、らっきょうの登録保留基準 0.1ppm を、その他のゆり科野菜として記載、採用して欲しい。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。

100	エプリノメクテン (98) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の脂肪 内容 牛の脂肪のMRLは0.25 ppmであり、本剤が牛以外の脂肪を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の脂肪に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の脂肪と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	上記以外の陸棲哺乳類の脂肪については、参考となる基準がないことから類型8(最終案では類型6-3)を適用して、筋肉及び脂肪と肝臓、腎臓、その他の内臓等とを区分して取り扱い、それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基準の設定されていない部位に設定することとします。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADIの評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のようなADIから食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。
101	クロルスロン (180) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳 内容 牛以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の組織に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉のMRLを豚肉のMRLとして採用することは困難であると考えます。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADIの評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADIから食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難と考えます。
102	スピラマイシン (277) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳、ならびに鶏及び上記以外の家禽の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等 内容 牛、豚以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛、豚以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類、鶏及び上記以外の家禽の組織に牛、豚より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛、豚の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉のMRLを豚肉のMRLとして採用することは困難であると考えます。鶏については、現行基準が設定されているため、最終案においては修正します。
103	アモキシシリン、アンピシリン、エンロフロキサシン、エリスロマイシン、ハロフギノン、ナフシリン、ネオマイシン、オキシテトラサイクリン、プレドニゾロン、ピランテル、サリノマイシン、スペクチノマイシン、スルファドキシニについて、EUのMRLの間に相違が見られるので、これらの物質のMRLを再考してもらいたい。	株式会社インターベット	108	暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農薬等の暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法のとおりであり、暫定基準を再考することは困難です。
104	アミトラズ 豚の脂肪については、海外基準の平均値が採用されているが、Codexにおいて0.4ppmが設定されているので再考してもらいたい。 はちみつについては、基準が設定されていないが、EUにおいてMRL(0.2ppm)が設定されている。	株式会社インターベット	108	豚の脂肪のCodex基準(0.4ppm)は確認できません。はちみつについては、EUにおいてMRLが設定されていることが確認されたため、EUのMRLを参考として暫定基準を設定することとします。

105	セフキノム 上記以外の陸棲哺乳類について基準がないが、馬について基準が設定されているので、採用してもらいたい。 牛の筋肉等にも CODEX 基準がある。	株式会社イン ターベット	108	EU において馬に新たに MRL が設定されていることが確認されたため、同基準を参考とした暫定基準を設定することとします。一方、牛の筋肉等の CODEX 基準は確認できません。
106	デルタメトリン 牛の脂肪、肝臓、腎臓、乳、鶏の卵について、Codex 基準を採用とあるが、Codex 基準なのかどうか確認できない。	株式会社イン ターベット	108	デルタメトリンについては、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用されており、CODEX においても、畜水産物については、CCPR(残留農薬部会)及び CCRVDF(残留動物用医薬品部会)の両部会で異なる残留基準が設定されております。このため、暫定基準設定においては、畜産物については、動物用医薬品として使用される場合の CCRVDF の基準を参考とし、CCRVDF の基準が設定されていない畜種、部位については、CCPR の基準を参考とすることとします。
107	ブラジクアンテル ブラジクアンテルの上記以外の陸棲哺乳類について、EU のレポートを参考として基準が設定されているが、ニュージーランドの MPL(Maximum permissible levels*)において、哺乳類の筋肉、脂肪、内臓について、0.1ppm が設定されているので、採用してもらいたい。 *ニュージーランドの Animal Products Act に基づいて設定されている食肉中の動物用医薬品、汚染物質等の許容量	株式会社イン ターベット	108	MPLは、ニュージーランドにおいて、輸出国の残留基準を参考に設定したものであることから、これを暫定基準設定の参考にする必要はないものと考えます。
108	EU の ANNEX II に含まれているブセレリン、フロセミド、ゴナドトロピン、ルプロステール、ナタマイシン、オキシシン、プロカインについて、対象外物質のリストへ含めてもらいたい。	株式会社イン ターベット	108	ブセレリン、フロセミド、ルプロステール、プロカインについては対象外物質とします。ゴナドトロピン、オキシシンについては、動物体内に存在する物質であるため、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。ナタマイシンについては、現行基準として「含有してはならない」があることから、対象外物質として取り扱うことは困難です。
109	ピペロニルブトキシドの「かんきつ類ジュース(0.05ppm)」と「かんきつ類(生果)(5ppm)」の基準値は、いずれも CODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準 5ppm に合わせ、ジュースの基準を 5ppm として欲しい。なお、搾汁率等から換算した基準値は、8.3ppm である。	(社)日本果 汁協会	112	CODEX 基準の策定に当たっては、作物残留試験成績の結果など、データに基づいて JMPR の評価を得た上で設定されているものです。従って、変更の必要はないと考えます。
110	プロパルギットの「オレンジジュース(0.3ppm)」「ぶどうジュース(1ppm)」「リンゴジュース(0.2ppm)」と「オレンジ(3ppm)」「ぶどう(7ppm)」「りんご(3ppm)」の基準値は、いずれも CODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準に合わせ、ジュースの基準を設定して欲しい。	(社)日本果 汁協会	112	CODEX 基準の策定に当たっては、作物残留試験成績の結果など、データに基づいて JMPR の評価を得た上で設定されているものです。従って、変更の必要はないと考えます。
111	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 特に ADI を踏まえていない定量限界値による規制に関し	水産食品衛 生協議会	113	ジブチルヒドロキシルエン、ブチルヒドロキシアニソール及びエトキシキンにつきましては、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の定量限界値等を訂正した値が提示されたことから、暫定基準を修正し、最終案として公表します。

	ては、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等の法令に従い適切に生産管理を行なったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては基準を超えて検出される可能性が懸念される。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」との調和を図るとともに、それぞれの物質について ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準の設定検討をお願いします。(飼料原料については酸化防止剤の残存量が一定以上ないと生産国が輸出できない場合がある。)			なお、別途提示された訂正值につきましては、平成17年3月2日農薬・動物用医薬品部会資料3-3-2 (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf)を御参照下さい。
112	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 対象食品についてウナギ目魚類とスズキ目魚類にブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。十脚目甲殻類(ブラックタイガーえび、車エビ等)にエトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。これらの魚介類は養殖されるものも多く、ジブチルヒドロキシトルエンに限ってもある程度の残留が十分考えられるにもかかわらず暫定基準値サケ目魚類 2ppm、十脚目甲殻類 0.01ppm(仮定の一律基準)の設定は無理があると思われる。ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準を設定してください。	水産食品衛生協議会	113	No.111 と同じ。
113	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503)サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールについては、食品添加物として、油脂、バター、魚介乾製品、魚介塩蔵品および乾燥裹こしイモに、その1Kgに 0.2g以下、魚介冷凍品および鯨冷凍品にあつては浸漬液1Kgにつき1g以下の使用が認められている。添加物として使用した場合、今回の残存基準を超える可能性がある。ポジティブリスト制はすべての食品について適用されるが、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールを食品添加物として使用する場合と、ポジティブリスト制の基準との整合性はどのように判断すればよろしいか。	水産食品衛生協議会	113	No.111 と同じ。
114	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 飼料添加物・動物用医薬品の暫定基準案設定の根拠がわかりにくい。表からは、設定根拠がどの法令の定量限界値あるいは残留データを、どのように使用したか不明解である。(明示してください)	水産食品衛生協議会	113	No.111 と同じ。

115	ジスルホトンは、対象化合物として、代謝物であるスルホトン体を含める必要がある。	反農薬東京グループ	115	CODEX 基準に準拠し、ご指摘の通り修正します。
116	ヘプタクロルは、対象化合物として、ヘプタクロルエポキシドを含める必要がある。	反農薬東京グループ	115	CODEX 基準に準拠し、ご指摘の通り修正します。
117	ジノプロスト(239) 基準値案では、0.0001 ppm(薬事法)と設定されているが、根拠となる分析法が未だ情報収集中とのことから、実際にこの値で残留基準が設定された場合、分析不能、また検出不能になってしまう可能性がある。	日本全薬工業株式会社	116	御指摘の物質については、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されたことから、暫定基準最終案において削除すると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示します。
118	チアムリン 当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50ppb で設定しておりますが、暫定基準値(案)では 40ppb(「その他の内臓等」に該当すると考えた場合)に設定されているため、検出不能となってしまう可能性があります。このように、胆汁等のいわゆるマイナー臓器・組織の基準を最も低く設定されている臓器の基準値に合わせることは、検出限界値の観点から検討した場合、妥当性がないと考えられ得ます。	日本全薬工業株式会社	116	御指摘の物質の暫定基準は、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値等として提示されたものです。
119	アザジラクチンは、アメリカで GRAS として登録されているので、対象外物質としてリストに加えるべきである。	アヲハタ株式会社	117	要望されている物質については、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。
120	ミルネブは、ジチオカルバメート系農薬であり、マンネブ等の他のジチオカルバメート系農薬と同じく、分析対象化合物が CS2 であり区別できない。従って、ミルネブの全ての食品の基準値を、ジチオカルバメートと同一として頂きたい。	三共アグロ株式会社	120	ミルネブについては、ジチオカルバメート系農薬と分離して測定する分析法を開発中であることから、第2次案のとおり、ジチオカルバメートとは独立して基準値を設定することとします。
121	アピラマイシン アピラマイシンは EU(ヨーロッパ連合)において、豚、鶏、七面鳥、オーストラリアにおいて鶏、日本では豚及び鶏、その他の東南アジア及び南米等の諸外国において豚、鶏並びにその他の家きん(産卵鶏を含む)に使用されている。七面鳥については、EUにおいて2003年に認められており、その申請時に提出した資料中にあるバリデートされた定量限界値(0.05ppm)をもって規制することで、残留安全性上問題なしとの結論がだされています。このため、基準の設定されていない「上記以外の家きん」についても、鶏同様、0.05ppm を設定することは可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122	御指摘の物質の七面鳥の基準については、参照する諸外国において基準が確認できないことから、御要望にすることは困難です。

122	アブラマイシン 豚については、もっぱら諸外国で使用されているため（国内では承認を取得したものの10年近く販売実績は少なく、諸外国での使用を優先させるべきと考えます）、諸外国の基準を参照し、筋肉についてはオーストラリアとカナダの基準から0.3ppmを、その他の臓器ではオーストラリアの基準の「その他の内臓」の2ppmを採用すべきであると考えます。なお、脂肪については規定されておらず、その他の内臓に含まれると解釈されますが、より厳しい基準として筋肉の基準を当てはめることで、十分な残留規制が可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122	薬事法に基づく承認時における定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示されていること及び国内登録が継続していることから、暫定基準を変更することは困難です。
123	ナラシン 本剤は、諸外国において、哺乳動物については、牛及びその他の反すう動物並びに豚で用いられています。今回のポジティブリスト制について考慮された諸外国中では、唯一オーストラリアにおける牛の基準が、バリデートされた定量限界である0.05ppmを用いて設定されています。しかし、それ以外の哺乳動物、すなわち豚及び上記以外の陸棲哺乳類（綿山羊）についても、既にADIが設定されていることから、牛と同様の定量限界である0.05ppmを基準として用いることは可能と考えます。さらに、卵につきましても、諸外国で産卵鶏（幼雛～大雛時）に使用されている実態を考えると、何らかの基準を設定することが望ましく、同様の定量限界値である0.05ppmの設定が適当であると考えます。	日本イーライリリー株式会社	122	動物薬は適正使用に基づき残留基準が設定されていることから、異なる畜種間での基準の準用は困難と考えます。また、鶏の卵については、参照する諸外国において基準が設定されていないことから、御要望にすることは困難です。
124	タイロシン タイロシンについては、国内で審議された残留性資料における定量限界値が0.5～0.1ppm程度であったこと、また、現在、MRLを有する諸外国のMRL値の平均が、それぞれの動物及び臓器について0.1～0.2ppmであることから、現在の暫定基準値の考え方からすると国内で審議された定量限界値又は諸外国のMRL値を参照とすべきと考えられます。諸外国のMRL値は、ADIの設定とそれに続くマーケットバスケットによる一日摂取量から定められており、その意味からすると諸外国の値を参照とする方が科学的にも妥当性が高く、また、それらの値は国内の分析限界値（申請時の資料）とほぼ同レベルであり、問題は少ないと考えます。なお、鶏についても、哺乳動物と同様の考え方が可能であり、薬事法で規定された0.05ppmでなく、「上記以外の家きん」と同じ基準を用いることが可能と考えられます。	日本イーライリリー株式会社	122	農林水産省に確認したところ、申請時のデータは御指摘のとおりですが、その後、現行の薬事法に基づく使用基準設定時には50ppbの検出・定量限界値での検証が行われているとのことでしたので、現時点での使用基準との対応では農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示されている検出・定量限界値50ppbを暫定残留基準値として採用するのが妥当と考えます。
125	ハイグロマイシン ハイグロマイシンについては、米国その他の諸外国では依然として豚或いは豚科のその他動物、家きん並びに産卵鶏などに広範に使用されているため、飼料安全法で豚用に審議された時の検出限界値であり、しかも諸外国における定量限界値である0.05ppmを適用することは	日本イーライリリー株式会社	122	飼料添加物であるハイグロマイシンについては、国内の飼料安全法第2条第3項に基づく指定が取り消されており国内基準が存在しないこと、また、国際基準、参照する諸外国の基準も存在しないことから、暫定基準の設定は困難と考えます。

	可能であると考えます。			
126	シペルメトリン 現在諸外国において、シペルメトリンとして承認を受けている物質には、シペルメトリンの他、 α シペルメトリン、ゼータシペルメトリンが存在します。このうちのゼータシペルメトリンについては、オーストラリア等の事例にならない、 α シペルメトリン及びシペルメトリンと同様の MRL を設定できるものと考えます。基準値リストの中に、 α シペルメトリンと共に、ゼータシペルメトリンも含めていただきたい。	日本イーライリリー株式会社	122	第2次案に示すシペルメトリンは異性体を含むものであり、ゼータシペルメトリンは この異性体に含まれるものです。
127	主にインドで使用されているニーム抽出物(オイル等)【由来植物:インドセンダン】、及びこの有効成分 Azadirachtin は、対象外物質として認識して良いのでしょうか。	日本紅茶協会	123	要望されている物質においては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。
128	小麦粉の基準のうち、「全粒粉」については、残留農薬の減衰はないと考えられるので、小麦の基準値をそのまま適用すべきである。	製粉協会	127	「全粒粉」については、一般の小麦粉とは異なり小麦の皮殻も含むことから、原則として小麦の基準値をもって対応することとします。
129	加工食品の基準値の食品分類で、「小麦麦芽」と「小麦胚芽」の記述があるが、全て「小麦胚芽」に統一すべきである。	製粉協会	127	ご指摘の通り、修正します。
130	パーム油の原料であるアブラヤシの実は、「その他のオイルシード」でよい。また、サル脂、シア脂、イリッペ脂も同様でよい。	社団法人日本植物油協会	128	アブラヤシの実については、「その他の果実」として分類することとします。
131	カルフェントラゾンエチルは、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	129	ご指摘の通り、修正します。
132	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(米)、0.05(ねぎ)、1(ピーマン)、0.5(トマト)、0.2(なす)、0.2(すいか)、0.5(あんず)、1(ぶどう)、0.2(マンゴー) ppm が設定されているイミダクロプリドの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.077(米)、0.23(ねぎ)、1.21(ピーマン)、0.32(トマト)、0.13(なす)、0.11(すいか)、0.29(あんず)、1.35(ぶどう)、0.49(マンゴー) ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
133	イミダクロプリドは、「カリフラワー」「ブロッコリー」「カキチシャ」「食用ホオツキ」「まくわうり」「バジル」「さんしょうの実」でマイナー作物承認がなされている。よって、それぞれの登録保留基準を、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、その他のなす科野菜、まくわうり、その他の野菜、その他のかんきつ類果実で採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
134	エテホンは、第2果菜類に登録保留基準を有している。第2果菜類には、「その他の野菜」に含まれる農作物も含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	登録保留基準の第2果菜類のうち、食品衛生法の基準における「その他の野菜」に相当する農作物は、エテホンについて現在、農薬取締法上認められていないと承知しています。

135	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.2、0.1ppm が設定されているエンドスルファンのばれい しよ、てんさいについて、作物残留試験結果を示す。それによ れによると、それぞれ最大で 0.062ppm、0.349ppm が検 出されていることから、基準値として登録保留基準の 0.5ppmを要望する。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定 します。
136	スピロジクロフェンは、小粒果実類、第2大粒果実類に 登録保留基準を有している。小粒果実類には、「あんず」 「その他の果実」に含まれる農作物が、第2大粒果実類 には「パパイヤ」「グアバ」「マンゴー」「パッションフルー ツ」が含まれることから、その他の果実に当該基準値で ある 5、2ppm を設定すべきである。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
137	チアクロプリドの「上記以外の野菜」にある登録保留基 準 5ppm は、間違いではないか。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	ご指摘の通り、誤記が認められましたので、当該 基準を修正します。
138	デルタメトリン及びトラロメトリンで、「にら」「たけのこ」の 食品分類は、それぞれ「その他のゆり科野菜」「その他 の野菜」から細分化されたものであり、当該基準値(現 行)を記載してほしい。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
139	トリクロルホン提案されている基準値 0.004ppm として薬 事法に基づく承認の際の定量限界値または検出限界が 参照されている。しかし、本基準値は非常に小さく、想定 される一律基準値よりも低い値と推測される。また、豪 州においては、これら食品に残留基準値(0.05ppm)が設 定されている。豪州における本化合物のこれら食品にお ける基準値は定量限界値と等しいが、豪州において本 化合物を含有する農薬が登録されており、飼料に供され る可能性のある作物への使用が承認されている。豪州 における家畜及び家きんの残留基準値は家畜及び家き んに供される作物に残留する可能性がある場合に設定 される。一律基準よりも低い基準値を設定する合理性が 認められず、分析精度を考慮し、より現実的な豪州にお ける基準値を採用すべきと考える。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	御指摘の物質の鶏については、別途、農林水産 省動物用医薬品等主管課長から、修正された薬 事法における定量限界値が提示されていることか ら、暫定基準を修正し最終案とします。
140	トリアジメノールはトリアジメホンの代謝物である。トリア ジメホン使用により生成するトリアジメノールの残留を考 慮し、小麦、ライ麦、その他の穀類、ねぎ、ピーマン、未 成熟エンドウ、その他の野菜について、CODEX 基準で はなく、トリアジメホンの登録保留基準を採用して欲し い。	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	提出されたトリアジメノールの作物残留試験成績 に鑑み、適切な基準値を設定することとします。な お、トリアジメホンの登録保留基準値は、トリアジメ ホン及び代謝物であるトリアジメノールの和をもっ て設定されていることから、トリアジメホンの登録 保留基準は参考とはなりません。
141	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.1 (ライ麦)、0.1(その他の穀類)、0.05(ねぎ)、0.1(ピーマ ップサイエン ス株式会社 ン)、0.1(きゅうり)、0.1(その他のうり科野菜)、0.05(未成 熟えんどう)ppm が設定されているトリアジメホンの各農 作物について、作物残留試験結果を示す。それによる と、それぞれ最大で(ライ麦・その他の穀類については、 代表として 0.19(小麦)、0.05(大麦))、0.41(ねぎ)、0.49 (ピーマン)、0.04(きゅうり)、0.10(ゆうがお(その他のう り科野菜))、0.07(さやえんどう)ppm が検出されているこ	バイエルクロ ップサイエン ス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定 することとします。なお、トリアジメホンの登録保留 基準値は、トリアジメホン及び代謝物であるトリア ジメノールの和をもって設定されていることから、 登録保留基準は参考とはなりません。

	とから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。			
142	トリアジメホンは、「未成熟さげ」「未成熟そらまめ」でマインナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
143	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05 (大豆)、0.02 (ばれいしょ)、1 (みかんを除くかんきつ果実)、2 (りんご)、2 (なし)、0.2 (もも) ppm が設定されているメソミル及びチオジカルブの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.046 (大豆)、<0.008 (ただし、アラニカルブ使用によるメソミルの残留は 0.055ppm) (ばれいしょ)、3.39 (かんきつ)、1.61 (りんご)、1.49 (なし)、0.57 (もも) ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
144	メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタムの基準値案で、野菜類ではカーバムナトリウム塩の基準を参考とし、登録保留基準値 0.5ppm を採用すべき。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	カーバムナトリウム塩の基準値を見直し、修正します。
145	0.04~0.12ppm の残留が認められている試験成績を勘案し、カルバリルのなたねについて、カナダの一律基準値 0.1ppm を採用して欲しい。	カナダカーボナート協会	131	カナダでカルバリルのなたねへの使用が認められていること、またその作物残留試験成績に鑑み、採用します。
146	ジチオカルバメートに何が含まれているのかよく分からない。アメリカでは、ジチオカルバメート系農薬として、マンコゼブ、マンネブ、メチラム、ジメチルジチオカルバメートナトリウム塩、ジラム、チラム、フェルバム、及びメタムナトリウム塩を定義している。	National Food Processors Association	132	ジチオカルバメートの脚注に記載があります。
147	プロパニルの規制対象化合物が明確でない。オーストラリアでは、親化合物のみである。	Australian Government	133	特に脚注に明確な規定がない場合、親化合物が規制対象となりますが、分析法の整備と合わせ、今後より明確にしていきます。
148	アセタミプリドの家禽類の基準値は、「類型8」が適用されて 0.01ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
149	カルバリルの Dewberries(10ppm)の豪州基準が、記載されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
150	二硫化炭素の豪州基準が、反映されていない。	Australian Government	133	二硫化炭素は、火山国である日本の場合には特に、自然界に広く含まれている物質であると考えられることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。従って、基準値は作成しないこととします。
151	カルボスルファンの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、カルボスルファンの項にも記載すべきである。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
152	クロルピリホスの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として

	乳脂肪の豪州基準(0.2ppm)が反映されていない。			基準値を作成することとします。
153	クロルタルジメチルのパセリの豪州基準(2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
154	クロフェンテジンのその他の陸棲哺乳類の乳の豪州基準(0.05ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の基準は、「乳」として設定しているため、反映されません。
155	クロキントセツメキシルの小麦の豪州基準は 0.1ppm に変更されている。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
156	クロルスロンの牛のその他の内臓の基準値は、「類型8」が適用されて 0.08ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.1ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
157	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
158	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
159	シプロコナゾールの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
160	ダイアジノンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
161	フェニトロチオンの畜産物の基準値は、「類型8」が適用されて 0.001ppm 等となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm 等を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
162	フェンバレートの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
163	フィプロニルの Tarnip, Garden(かぶ類の葉)の基準(0.1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
164	フルジオキサニルのひまわりの種の豪州基準(定量限界値 0.02ppm)が計算に反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
165	フラチオカルブの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、フラチオカルブの項にも記載すべきである。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
166	グアザチンのメロン類果実とまくわうりの豪州基準は、10ppm に修正されているので、反映して欲しい。	Australian Government	133	グアザチンは、JMPR で「NO ADI」として評価されていることから、暫定基準を設定しません。したがって、豪州基準は参考としません。
167	亜リン酸(Phosphorous acid)の豪州基準(ホセチルに相当)が反映されていないので、反映して欲しい。	Australian Government	133	亜リン酸は、分析上の観点、あるいは植物代謝の観点から、現行基準としてホセチルの基準値の中に含まれています。ご指摘の豪州基準は、「ホセチル」の基準値として参考にするすることとします。

				一方、亜リン酸は肥料としても使用されているほか、天然の植物体においても一定量含まれる可能性があることが予想されることから、基準の運用については、通知等で明確にすることとします。
168	プロシミドンの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
169	スピロキサミンのパナナで、豪州基準(5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
170	トリアレート(動物の腎臓等)の豪州基準が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
171	トリフロキシストロビンのいちごは、基準値(2ppm)が設定されたので豪州基準を反映して欲しい。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
172	セレン酸バリウムを対象外リストに掲載してもらいたい。	Australian Government	133	提出された資料を踏まえ、対象外物質とします。
173	銅に由来する殺菌剤、硫黄、石油、脂肪酸塩及び脂肪酸エステルを対象外物質に加えるべき。また、対象外物質は使用規制のないものに限定すべきでない。使用規制の多くは食品安全ではなく、GAP や環境影響の観点で設けられている。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135	銅に由来する殺菌剤、硫黄については、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。また、銅に由来する殺菌剤については、残留を考慮した場合、そのものが化学的に変化することを踏まえ、残留対象となる「銅」として規定することとします。なお、石油、脂肪酸塩、脂肪酸エステルについては、特定の物質を示していないことから、設定を要望される場合には、特定の物質について提出願います。
174	シベルメトリンのオクラについて、タイ政府の基準値は0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.18ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.01ppm である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	タイ政府から作物残留試験成績が提出され、その内容について確認ができたことから、ご要望について採用します。
175	シベルメトリンのドリアン(その他の果実)について、タイ政府の基準値は 0.5ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.50ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.05ppm である。0.5ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	タイ政府から作物残留試験成績が提出され、その内容について確認ができたことから、ご要望について採用します。
176	トリアゾホスのえだまめについて、タイ政府の基準値は0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 1.16ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は一律基準対応である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	作物残留試験成績を提出して下さい。それを精査した上で、対応を検討します。
177	EU 基準は更新されているので、最新のものを参照して作り直して欲しい。	EUROPEAN UNION	137	EU から資料が提出された場合には、当該資料に基づき、修正することとします。

178	フロルフェニコール 提案された MRL はでは、0.2ppm が設定されているが、1ppm で MRL を設定する提案を行いたい。Finfish の筋肉と皮について、似通った MRL は EU でも設定されている。 この MRL は、近年 EMEA により安全性評価がなされたものであり、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco 社)	138	御指摘の物質の暫定基準値につきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値等として提示され、暫定基準の作成方法に従って作成されたものであり、EU の MRL を採用することは困難です。暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農薬等の暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法を御参照下さい。
179	フルメキン日本に輸入される大半のサケは、チリ原産である。この薬剤はチリにおいて使用が認められており、EU でも同様である。この薬剤は、動物の健康に深刻な影響を与える SRS(Salmonid Rickettsial Septicemia)の処理に主として使用される。にもかかわらず、試験における休薬期間後の残留レベルは、更新された分析法の検出限界以下であった。EUにおけるフルメキンの finfish の MRL は、サンプルの筋肉と皮で 0.6ppm で設定されている。この MRL は、近年の EMEA(European Agency for the Evaluation of Medical Products)により行われた安全性評価に基づいており、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco 社)	138	EU において finfish に 0.6ppm が設定されていることから、同基準を参考とした暫定基準をサケ目魚類等の魚類に設定します。
180	BHA(87)、BHT(178)、エトキシキン(247) サケ目とスズキ目に提示された MRL では、魚の飼料中のこれら抗酸化剤とし合法的な使用方法に適合しない。試験において確認されたサケを含む養殖魚に見いだされる残留レベルの結果としては、その幅として BHA,BHT 及びエトキシキン個々に、1~5ppm、5~15ppm、0.1~6ppm であった。しかるに、提案されたMRLと試験で得られた結果について大きな差が認められている。 このようなことは、重要度は異なるが、日本の添加物規制においても示されている。このうち、最大残留量については、乾燥と塩蔵魚類に対する直接添加による使用については、BHA、BHT について単独又は組み合わせで 200ppm である。同様な最大残留量については、他の食品についても規定されており、油脂とバターで例としては 200ppm が設定されている。米国と対象に、日本においては、エトキシキンは直接添加で使用することを認めていない。 我々はサケ目、スズキ目、そして他の養殖魚について、MRL を変更することを提案したい。その値は、鮮及び冷凍双方について、より現実的なレベルである、5、20、0.5ppm を BHA,BHT 及びエトキシキン個々について提案したい。エトキシキンに関する現行の米国基準は、「非調理動物筋肉」で 0.5ppm である。我々が知る限り、食品法で BHA,BHT に関する世界残留基準は見あたらない。 [原文英語]	Netherland (Nutreco 社)	138	ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール及びエトキシキンにつきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の定量限界値等を訂正した値が提示されたことから、暫定基準を修正し、最終案とします。提示された訂正值につきましては、平成17年3月2日農薬・動物用医薬品部会資料3-3-2(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf)を御参照下さい。 なお、乾燥・塩蔵魚類の製造に際しての添加については、食品添加物としての規制が適用されます。飼料添加物として使用した場合には、ポジティブリスト制の対象となります。
181	TCMTB、ジクロロプロップ、MCPB、メコプロップ、臭化メチル、オキシデメトンメチルについて、カナダで農薬の	The Canadian Grain	139	他国における一律基準(default MRL)は、参考とし ないこととしております。

	使用が認められているので、カナダの一律基準である0.1ppmを採用して欲しい。	Commission		
182	Cryolite について、暫定基準第2次案に記載がない。	The United States Government	142	クリオライトは、フッ素化合物であり、フッ素として残留すると考えられます。フッ素は、自然界に広く含まれている物質であることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えられます。
183	アセフェートのそら豆について、米国基準(3ppm)が記載されていない。	The United States Government	142	ご指摘の通り、修正します。
184	クレトジムのえだまめについて、米国基準(10ppm)が記載されていない。	The United States Government	142	ご指摘の通り、修正します。
185	ハロキシホップ、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、ジクワットのホップについて、前回の回答に従い、ドイツ基準(ジクワットは EU 基準)を採用して欲しい。	The Government of Federal Republic of Germany	143	ホップについては、世界全体における生産量の相当程度がドイツであることに鑑み、ドイツ基準を採用します。
186	動物用医薬品であるイプロニダゾール、ナイスタチン、ロイコマイシン(別名キタサマイシン)、プロピオニルプロマジンについては本リストに掲載されていないので、暫定基準を設定し、収載されたい。また、ホルモン剤であるジェチルスチルベストロールの取り扱いについて、別表1に掲載する等の考え方を示されたい。	日本生活協同組合連合会	144	イプロニダゾール、プロピオニルプロマジンについては、参考とする基準が存在しないことから、一律基準として対応します。ジェチルスチルベストロールについては、発ガン性等の理由により、NO ADIとされていることから別表1に掲載し、「食品中において「不検出」とする農薬等」として取り扱うこととします。ナイスタチンについては、抗生物質であるため、現行の規則において含有してはならないとの基準が適用されており、ポジティブリスト制が施行された後も同じ取り扱いとなります。ロイコマイシンについては、オーストラリアの定量限界値が確認されたため、暫定基準として設定します。
187	各国の基準値のうち、検出限界値として設定されている各種基準値を採用して欲しい。(物質名: EU 由来(DNO C、アジムスルフロン、アジンホスエチル、アバメクチン、アミトラズ、アルジカルブ、イマザモックスアンモニウム塩、オキシデメトンメチル、カルボスルフアン、カンフェクロー、キナルホス、キントゼン、クレソキシムメチル、クロゾリネート、クロフェンテジン、クロルフェナピル、酸化エチレン、酸化フェンブタズ、四塩化炭素、ジコホル、ジノセブ、ジノテルブ、シハロトリン、シロマジン、水銀化合物、スピロキサミン、スルホスルフロン、チアベンダゾール、テクナゼン、トリアスルフロン、トリアゾホス、トリクロルホン、トリデモルフ、トルツラズリル、ニトロフェン、パラコート、パラチオン、ピコリナフェン、ピナバクリル、ピラゾホス、ピンクロゾリン、プロモプロピレート、ペンタゾン、ベンディメタリン、フェナミホス、フェバンテル、フェンチン、フラチオカルブ、フルシトリネート、プロシミドン、プロピザミド、プロファム、プロフェノホス、プロボクスル、プロモプロピレート、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ベンコナゾール、ベンフラカルブ、ホキシム、ホルモチオン、ホレート、メカルバム、メタクリホス、メチダチオン、モ	Australian Government	-	暫定基準の性格に鑑み、採用することとします。

ノクロトホス、モノリニュロン、レスメトリン)、オーストラリア由来(2, 2-DPA、2, 4-DB、2-(チオシアノメチルチオ)ベンゾチアゾール、EPTC、MCPA、MCPB、O DB、アイオキシニル、アザメチホス、アシュラム、アジンホスメチル、アトラジン、アボパルシン、アルドキシカルブ、イオドスルフロメチル、イソキサフルトール、イマザピックアンモニウム塩、イマザピル、イマザモックスアンモニウム塩、イマゼタピルアンモニウム塩、イミダクロブリド、インドキサカルブ、エタメツルフロメチル、エテホス、エトキサゾール、エトキシスルフロ、エトフメセート、エトフメセート、エトプロホス、エピコナゾール、オキシフルオルフェン、オキサベトリニル、オキシデメトンメチル、オキシフルオルフェン、オメトエート、オリザリン、オレアンドマイシン、カズサホス、カルバリル、カルフェントラゾンエチル、カルベタミド、カルボスルファン、カルボフラン、キザロホップ-p-テフリル、キタスマイシン、キャプタン、グルホシネート、クレトジム、クロキントセツ酸、クロキントセツメキシル、クロジナホップ酸、クロマゾン、クロフェンテジン、クロルスロン、クロルタールジメチル、クロルピリホスメチル、クロルフェナピル、クロロタロニル、クロロピクリン、ケトプロフェン、サリノマイシン、シアナミド、ジアフェンチウロン、シクラニリド、ジクロフルアニド、ジクロホップメチル、ジフェナミド、ジフェノコナゾール、ジフルフェニカン、シプロコナゾール、シプロジニル、シマジン、ジメトエート、ジメトモルフ、ストレプトマイシン及びジヒドロストレプトマイシン、スルファドキシニル、スルホスルフロ、セトキシジム、ダイアジノン、チアクロブリド、チオジカルブ、チフェンスルフロ、テトラサイクリン、テルブトリン、テルブホス、トラルコキシジム、トリアスルフロ、トリアラート、トリクロルホン、トリクロロエチレン、トリフルムロン、トリフロキシスルフロナトリウム塩、トリベヌロンメチル、ナブタラム、ナフタロホス、ナプロパミド、ナレド、二塩化エチレン、ノルジエスチメット、ノルフルアズロン、バシトラシン、パラコート、パラチオンメチル、パルベンダゾール、ハロキシホップ、ハロスルフロメチル、ピコリナフェン、ピノキサジン、ピメトロジン、ピラクロストロビン、ピラクロホス、ピリチオバックナトリウム塩、ピリデート、ピリプロキシフェン、ピリミカルブ、ピリメタニル、フィプロニル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェノキサプロップ、フェノトリン、フェンクロラゾールエチル、フェンチオン、フェンヘキサミド、フェンメディファム、ブタフェナシル、ブトロキシジム、ブプロフェジン、フラチオカルブ、フラボホスホリポール、フラムプロップメチル、フルオキシピル、フルオメツロン、フルキンコナゾール、フルジオキシニル、フルシトリネート、フルトリアホール、フルバリネート、フルプロポネート、フルミオキサジン、フルメツラム、プロカインペニシリン、プロシミドン、プロディファコウム、プロバクロール、プロパキサホップ、プロパジン、プロパニル、プロパモカルブ、プロピコナゾール、プロフェノホス、プロペタムホ			
---	--	--	--

	ス、プロマシル、プロメトリン、プロモキシニル、プロモクロロメタン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサジノン、ペナラキシル、ペブレート、ペンスルフロンメチル、ベンゾカイン、ベンダイオカルブ、ペンディメタリン、ベンフラリン、ホスメット、メコプロップ、メソスルフロンメチル、メタスルフロンメチル、メタゾール、メタベンズチアズロン、メツルフロンメチル、メチダチオン、メスラム、メフェンピルジエチル、メベンダゾール、メビンホス、モネンシン、ラサロシド、リニュロン、リン化水素、ルフェヌロン)、米国由来(ナプロバミド、プロパニル))			
188	米国で、Section18 緊急措置、あるいは期限付き基準値として設定されているものについて、暫定基準として採用して欲しい。(イマゼタピルアンモニウム塩等)	The United States Government 等多数	-	暫定基準値としての性格に鑑み、反映します。
189	ピラクロストロピンは、2004 年10月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee ・ BASF アグロ株式会社 ・ The United States Government	10・21・142	ご指摘の通り、修正します。
190	スルフェントラゾンの米国基準で、「てんさい」に基準があるが、さとうきびの間違いではないか。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ・ The United States Government	129・142	ご指摘の通り、修正します。
191	ストレプトマイシンは、2003 年7月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	Northwest Horticultural Council ・ 株式会社ニチレイ	15・30	ご指摘のとおり、修正します。
192	エポキシコナゾールは日本語版と英語版で基準値の記載が異なっており、英語版は誤記である。修正を求める。	BASF アグロ株式会社 ・ Australian Government	21・133	ご指摘の通り、修正します。
193	リニュロンの「とうもろこし」について、輸入が多いことから、類型3-2-1を適用して米国と豪州基準の平均値である0.15ppmを採用して欲しい。	飼料輸出入協議会 ・ デュポン株式会社	27・102	とうもろこしについては、自給率が低く、輸入割合が高いことから、類型3-2-1(最終案では類型3-2)を適用します。
194	オキシカルボキシニンについて、参考としている豪州基準がおかしい。(ブルーベリー10ppm)	株式会社ニチレイ ・ Australian Government	30・133	最新の豪州基準を参考とし、修正します。
195	クロルフェナピルの英語名は、「CHLORFENAPYR」ではないのか。	大阪府立公衆衛生研究所 ・ 日本農薬株式会社	32・51	ご指摘の通り、修正します。

196	類型7が適用され、0.5ppm が設定されているカルボフランのだいこん及びねぎについて、親化合物であるカルボスルファンの作物残留試験結果を示す。それによると、エムシー・ケミカルボスルファンが検出されずにカルボフランのみが検出されるケースとして、カルボフラン及び代謝物がそれぞれ最大で 0.339ppm、0.267ppm 検出されていることから、基準値として 1ppm を要望する。	石原産業株式会社・エムシー・ケミカルズ株式会社	41・129	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
197	ハロキシホップの豪州基準(にんにく、その他のオイルシード)が反映されていない。	ダウ・ケミカル日本株式会社・Australian Government	53・133	ご指摘の通り、修正します。
198	キノキシフェンの米国基準に誤記がある。	ダウ・ケミカル日本株式会社・The United States Government	53・142	ご指摘の通り、修正します。
199	メタミドホスのはくさい、かんきつ類の基準値は、メタミドホスの親化合物であるアセフェートを使用した際、メタミドホスとして超過してしまう可能性がある。はくさいの場合、作物残留試験結果によれば、メタミドホス基準値が 0.7ppm のところ、最大 0.972ppm(別の試験では 0.726ppm)が検出されている。また、なつみかんでは、メタミドホス基準値が 0.4ppm のところ、0.247ppm が検出されている。従って、メタミドホスにも、アセフェート基準値と同じ 5ppm を設定して欲しい。	アリスタライオンサイエンス株式会社・全国農業協同組合連合会・丸紅株式会社	77・81	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値(はくさいにあつては 2ppm、かんきつ類にあつては 1ppm)を設定します。
200	海外基準値が暫定基準値案に掲載されていないので、掲載し、考慮して欲しい。	海外団体等多数	9 等	暫定基準値案に掲載されている基準値案リストのうち、現在現行基準があるものについては、海外基準を含めた全ての基準について参考の対象とならないことから、掲載しておりません。当該基準値につきましては、暫定基準値の設定時には一切変更されることはありません。
201	酸化プロピレン(プロピレンオキシド)について、カカオ豆の米国基準は反映されているが、ナッツ類、スパイスについて米国基準が反映されていないので、反映させてほしい。	California Walnut Commission・Keller and Heckman LLP	8・89	酸化プロピレンの米国基準のうちナッツ類及びスパイス類については、加工食品に対する基準値として設定されていますが、農薬の使用方法が確認できたことから、米国基準を参考として、ナッツ類及び「その他のスパイスに」、暫定基準値を設定することとします。